

令和元年度における短期大学教育の改善等の状況に関する調査

令和 3 年 4 月

文部科学省高等教育局大学振興課

令和元年度の短期大学における教育内容等の改革状況について

(目次)

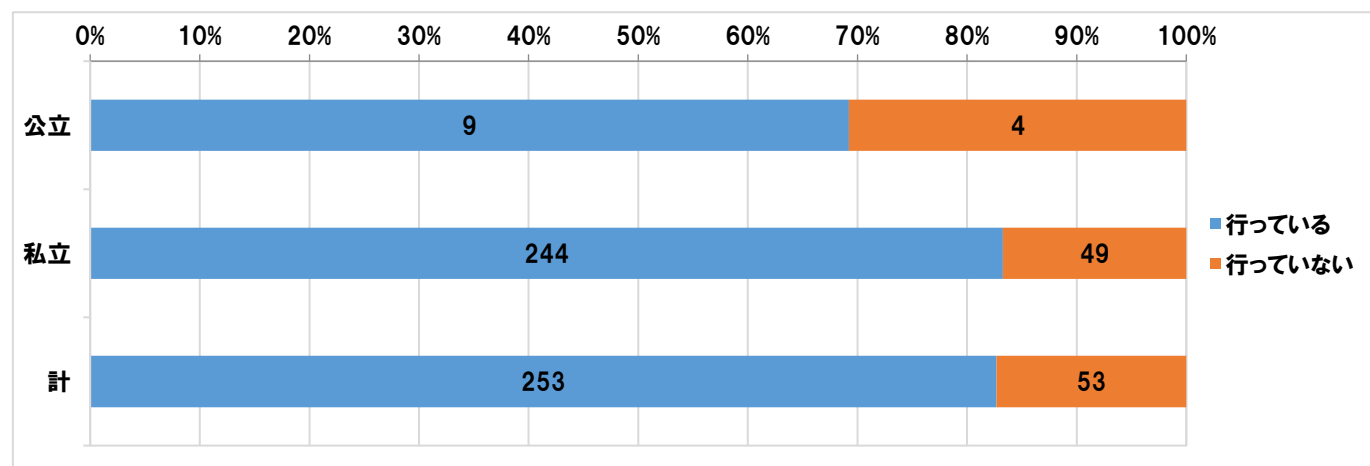
1. 三つの方針に基づく大学教育の点検の状況	
<三つの方針に基づく大学教育の点検の状況>	1
2. 教育内容の改善の状況	
<カリキュラム編成上の工夫>	2
<カリキュラムの多様性>	3
○多様な授業科目の実施状況	3
○外国語による授業の実施状況	4
<キャリア教育の取組>	5
<情報通信技術（ICT）の活用>	8
<学外学修プログラムの実施の状況>	9
3. 教育方法の改善の状況	
<学期制>	10
<履修科目の登録上限の設定>	11
<高等学校での履修状況への配慮>	11
<初年次教育の実施>	12
<履修指導や学修支援制度等の取組の状況>	13
<少人数教育>	14
<シラバスの作成の状況>	15
<成績評価の状況>	16
<学生の学修時間・学修行動の把握>	18
<学生の学修成果の把握>	19
<卒業生調査等の状況>	22
<学生による授業評価等の実施>	23
<教学マネジメントの実施>	24
○教学マネジメントに関する取組	24
4. 開かれた大学づくりの状況	
<長期履修学生制度>	25
○長期履修学生制度の導入状況	25
<入学時期の弾力化>	25
<高大連携>	26
<大学以外の教育施設等における学修>	27
<入学前の既修得単位等の認定>	28
<国内の大学との単位互換制度>	28
<海外の大学との大学間交流協定>	29
<海外における活動拠点>	30
<社会人学生の受入れ>	30
<科目等履修生の受入れ>	31
<聴講生の受入れ>	32
<履修証明プログラムの実施>	33
<編入学の受入れ>	34
5. 教職員の質向上等の取組の状況	
<SD（スタッフ・ディベロップメント）の実施>	34
<FD（ファカルティ・ディベロップメント）の実施>	36
<教員の教育面における評価のための工夫等>	38
<ハラスメントの防止>	38
6. IRに関する取組の状況	41
7. 地域連携・貢献の状況	
<地方公共団体等との協定>	42
<地域の学習ニーズへの対応>	43
<公開講座の実施>	44

1. 三つの方針に基づく大学教育の点検の状況

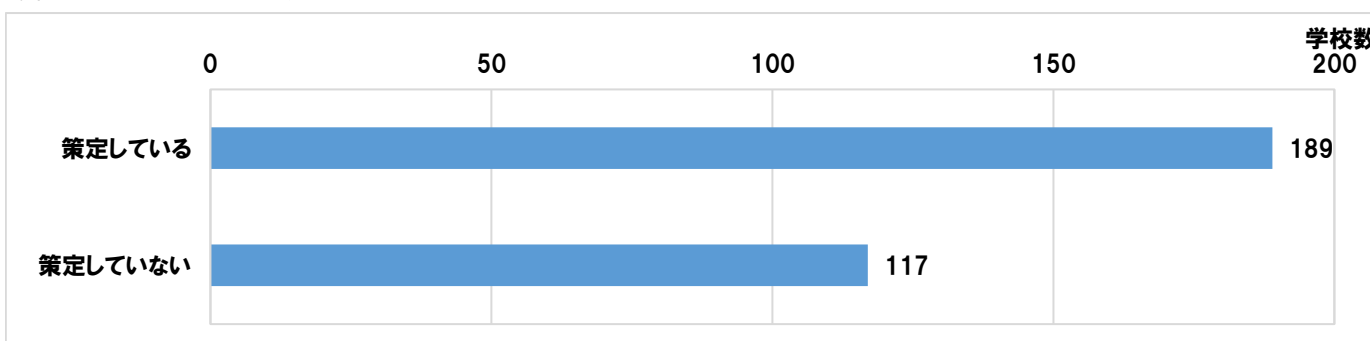
<三つの方針に基づく大学教育の点検の状況>

① 三つの方針(卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針)の達成状況を全学的に点検・評価している短期大学

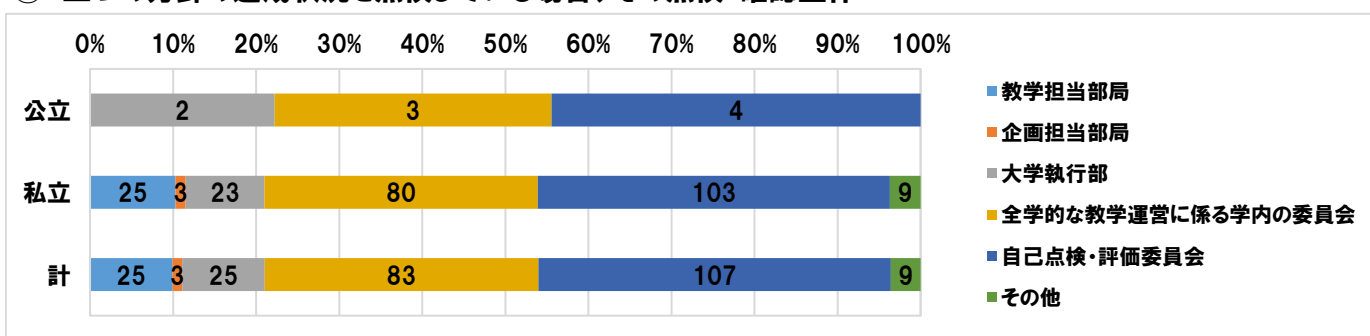
三つの方針の達成状況を全学的に点検・評価している短期大学が253校（約83%）で、教育の成果を点検・評価するための、学位を与える課程（プログラム）共通の考え方や尺度を策定している短期大学が189校（約62%）となる。



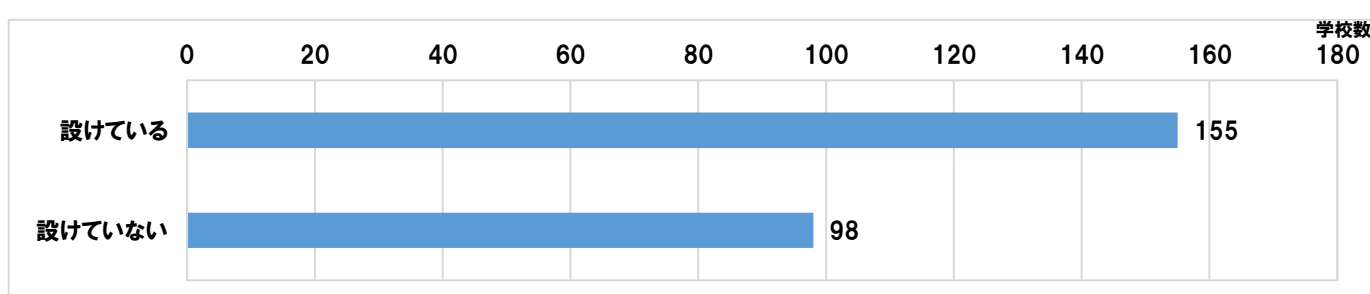
② 三つの方針に基づく教育の成果を点検・評価するための、学位を与える課程(プログラム)共通の考え方や尺度を策定している短期大学



③ 三つの方針の達成状況を点検している場合、その点検・確認主体



④ 三つの方針を点検している場合、地域社会や産業界等の学外の者等の意見を取り入れる機会をも設けているか

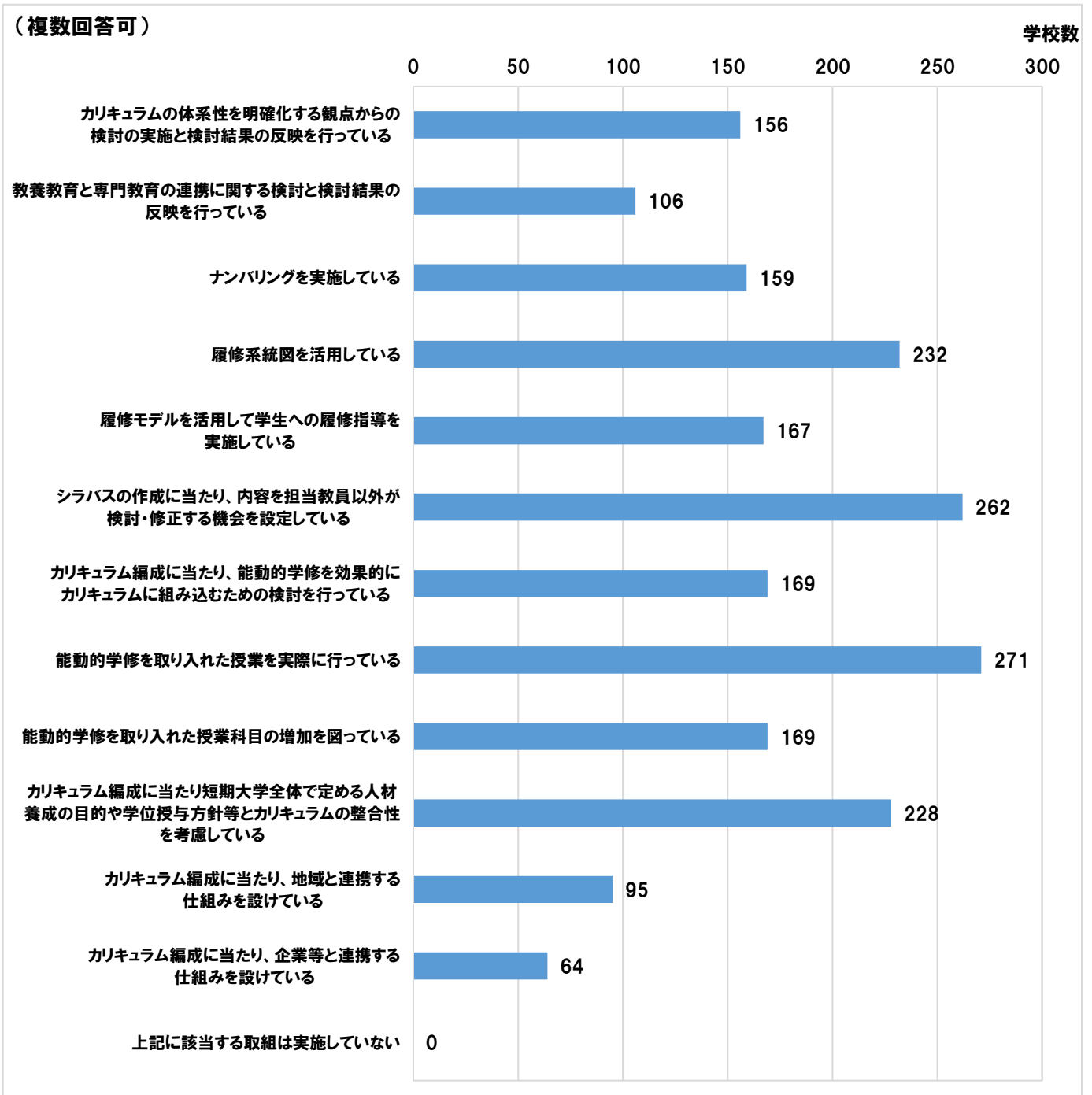


2. 教育内容の改善の状況

<カリキュラム編成上の工夫>

カリキュラム編成上の工夫として、「能動的学修を取り入れた授業科目を実際に行っている」とする短期大学が271校（約89%）と最も多く、次いで「シラバスの作成に当たり、内容を担当教員以外が検討・修正する機会を設定している」とする短期大学が262校（約86%）、「履修系統図を活用している」とする短期大学が232校（約76%）である。

カリキュラム(教育課程)の体系性を明らかにする等の観点から、カリキュラム編成上の工夫の具体的な取組として行っているもの。



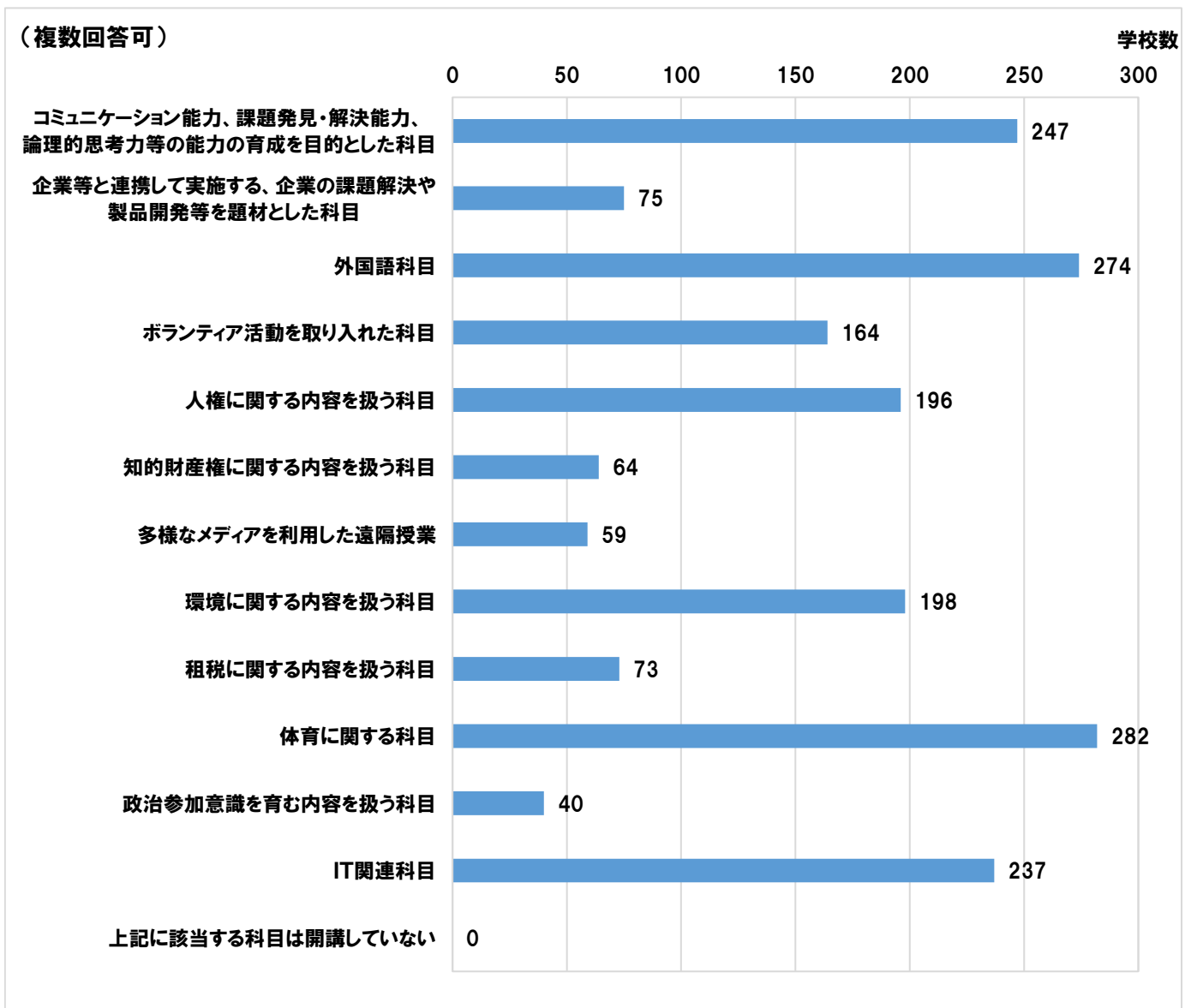
- ◆ナンバリング：
カリキュラムの体系的性を示す為に、各授業科目に意味付けされた番号を付与すること。
- ◆履修系統図（カリキュラムツリー等）：
学生に身に付けさせる知識・能力との対応関係等を示した科目区分の下に授業科目を構成し、科目区分間、授業科目間の関係性や履修順序（配当年次）等を示すことにより、授業科目の体系的な履修を促すことを目的とした図を指す。
- ◆能動的学修（アクティブ・ラーニング）：
教員による一方的な講義形式の教育とは異なり、学修者の能動的な学修への参加を取り入れた教授・学修法を指す。問題解決学修、体験学修、調査学修等が含まれ、教室内でのグループ・ディスカッション、ディベート、グループワーク等も有効な方法とされている。

<カリキュラムの多様性>

○ 多様な授業科目の実施状況

各学科（専攻課程）の専門分野以外に「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を慣用する」ことを目的とする科目の実施状況について、「体育に関する科目」を開講している短期大学が282校（約92%）と最も多く、次いで「外国語科目」を開講している短期大学が274校（約90%）である。

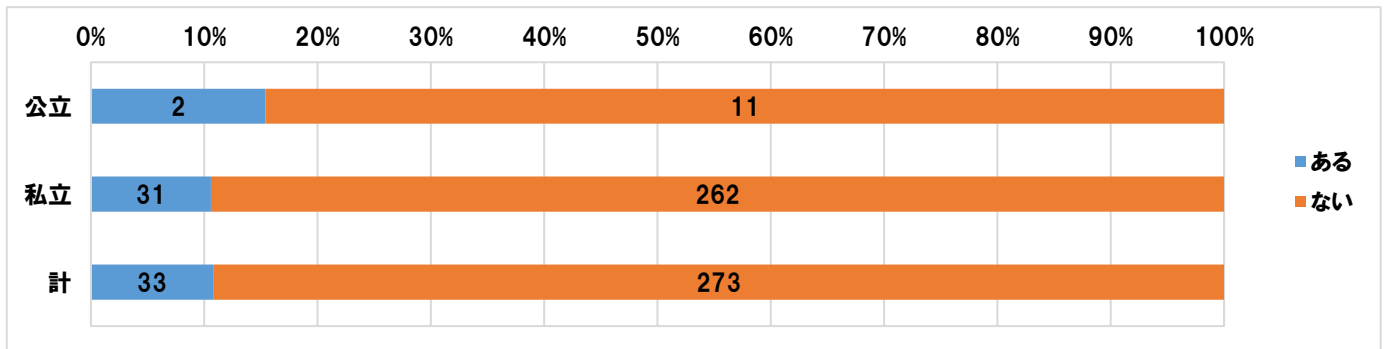
① 以下の科目を開講していますか。開講しているものを選択してください。



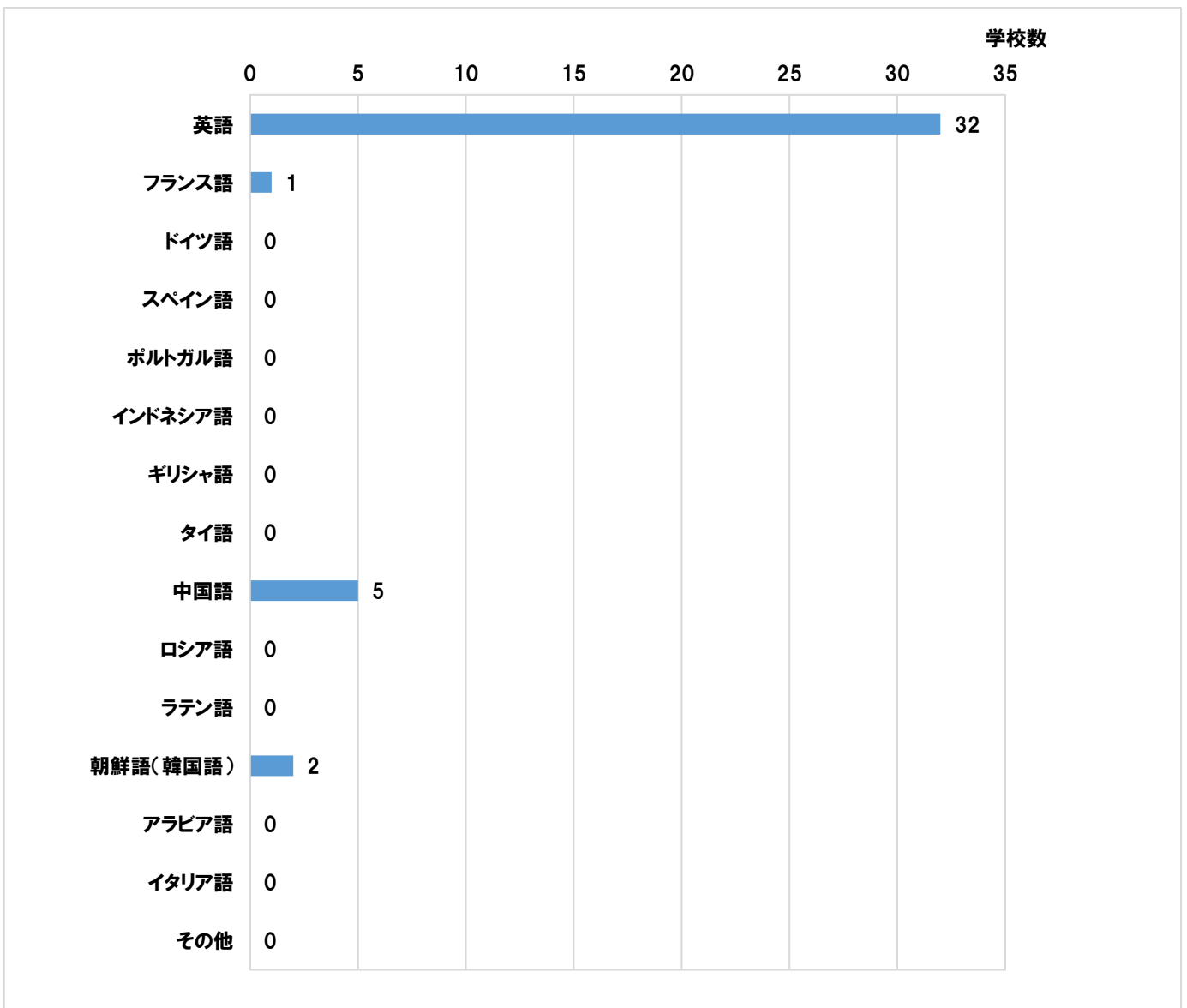
○ 外国語による授業の実施状況

外国語のみにより（日本語を併用せずに）授業を行う科目のある短期大学は33校（約11%（H28:約11%））で、うち英語のみによる授業を開講している短期大学は32校（約10%（H28:11%））である。

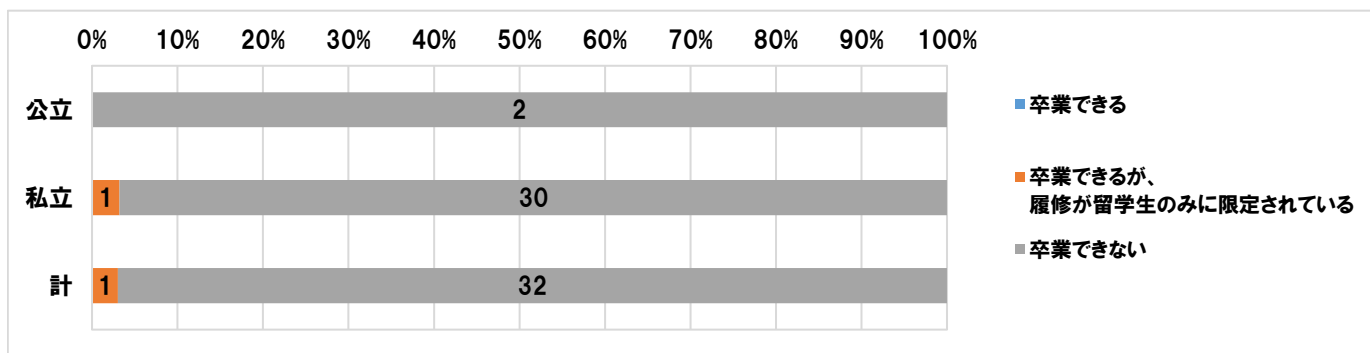
① 外国語のみにより(日本語を併用せずに)による授業の解説状況(外国語教育を主たる目的としているものは除く。)



② 外国語のみによる授業を開講している場合、開設されている言語科目



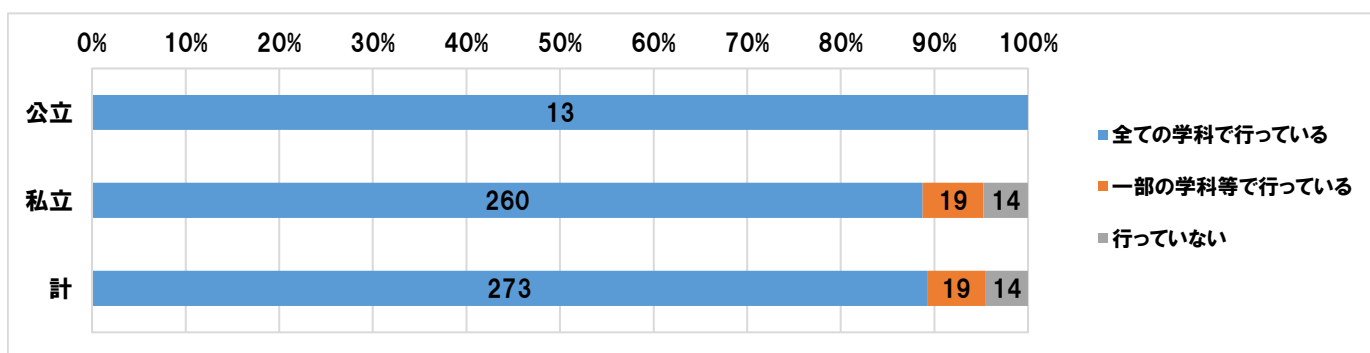
③ 外国語のみによる授業科目を開設している場合、外国語による授業科目のみの履修で卒業することができるか。



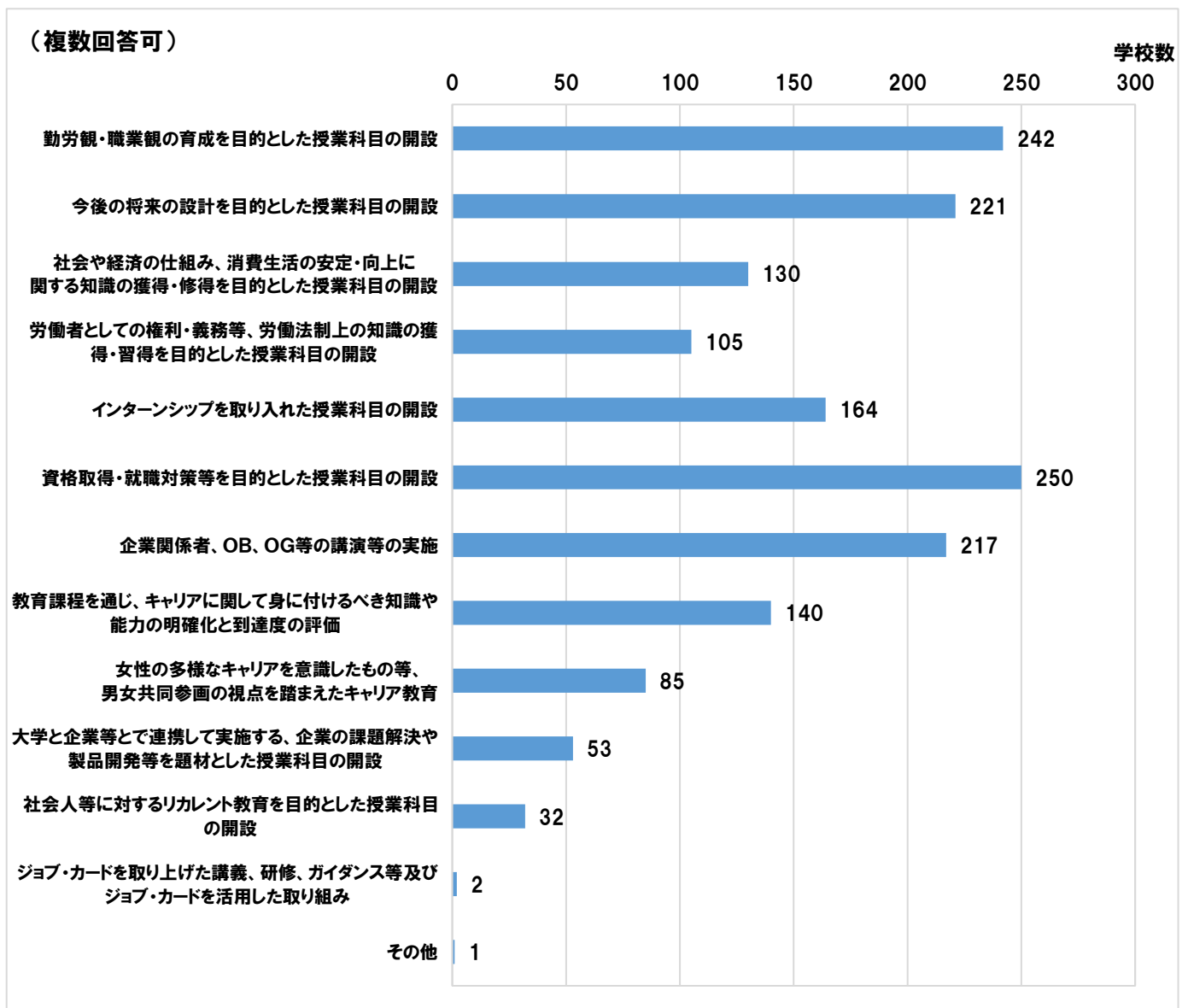
<キャリア教育の取組>

① 教育課程内におけるキャリア教育の取組状況

キャリア教育を教育課程内で実施している短期大学は292校（約95%（H28:約94%））であり、具体的な取組については、「資格取得・就職対策等を目的とした授業科目」を開設する短期大学が250校（約82%）と最も多く、次いで「勤労観・職業観の育成を目的とした授業科目」を開設する短期大学が242校（約79%）、「今後の将来設計を目的とした授業科目の開設」を開設する短期大学が221校（約72%）である。



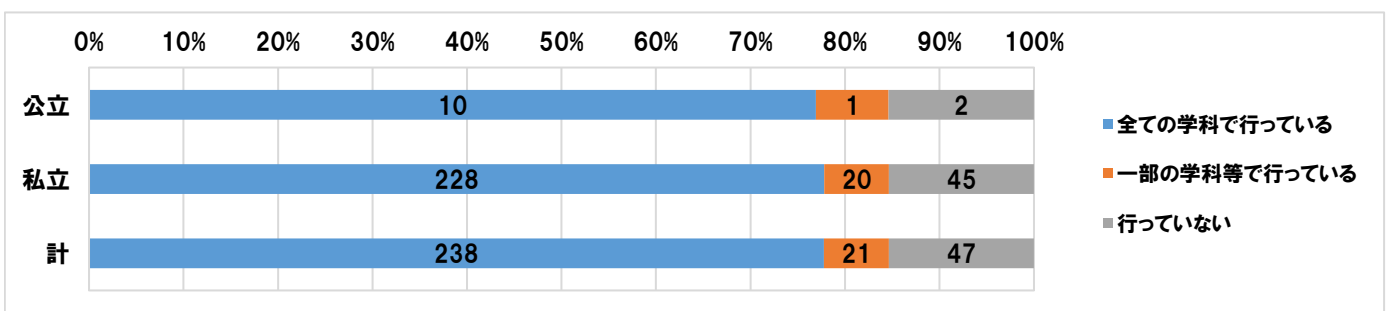
② 教育課程内でキャリア教育の取組を実施している場合、取組内容



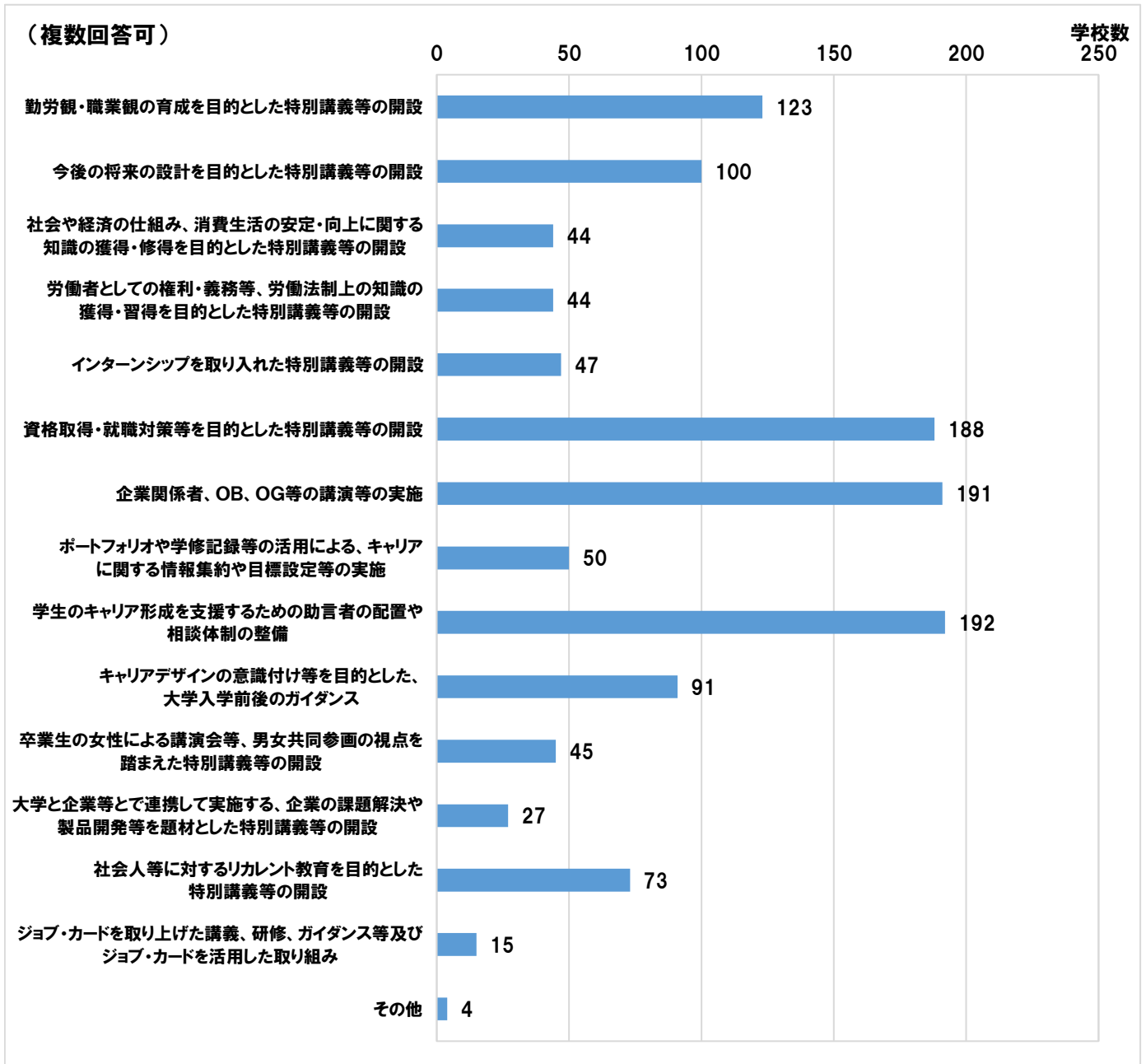
③ 教育課程外におけるキャリア教育の取組状況

キャリア教育を教育課程外で実施している短期大学は259校（約85%（H28:約85%））であり、具体的な取組については、「学生のキャリア形成を支援するための助言者の配置や相談体制の整備」する短期大学が192校（約63%）と最も多く、次いで、「企業関係者、OB、OGなどの講演を実施」する短期大学が191校（約62%）、「資格取得・就職対策等を目的とした特別講義等の開設」を行う短期大学が188校（約61%）である。

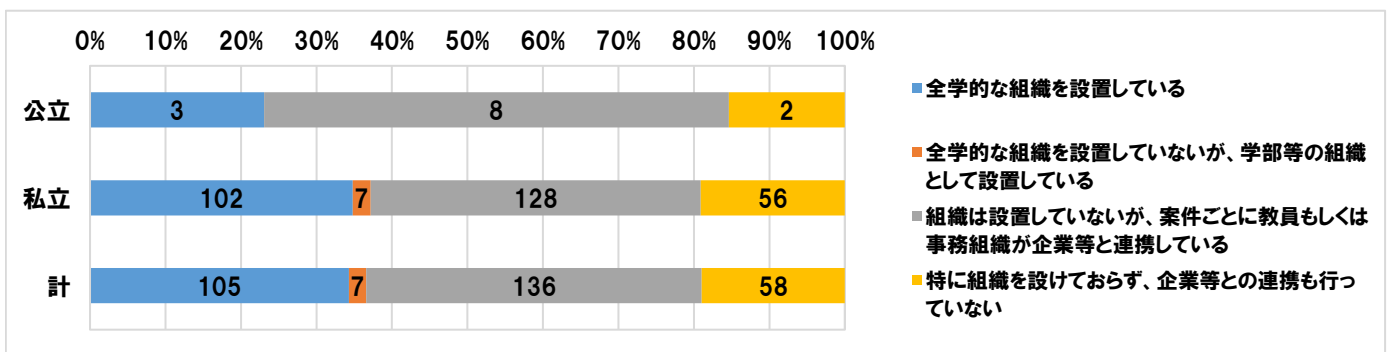
教育課程内外におけるキャリア教育の推進するための産学連携を設けている短期大学は248校（H28:-）となる。



④ 教育課程外でキャリア教育の取組を実施している場合、その取組内容



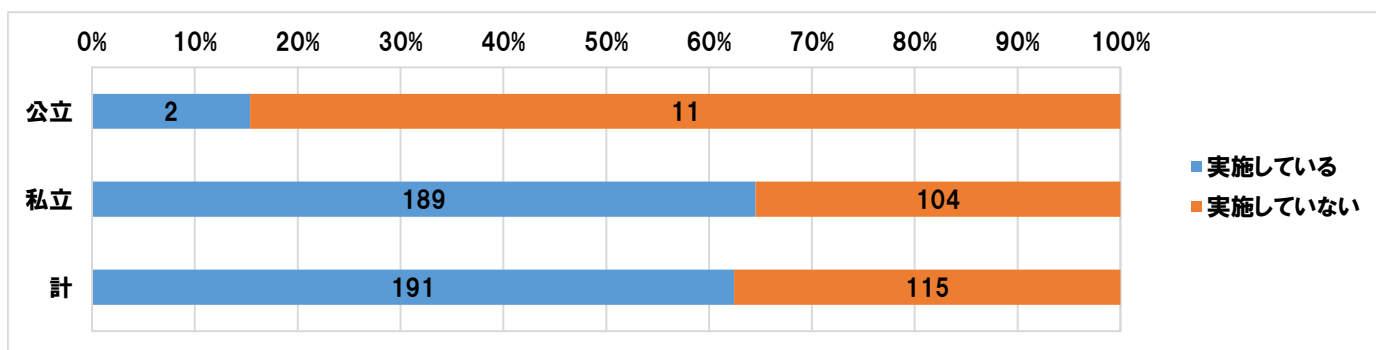
⑤ 前ページより、教育課程内または外でキャリア教育の取組を推進するための、産学連携を担当する組織を設置状況



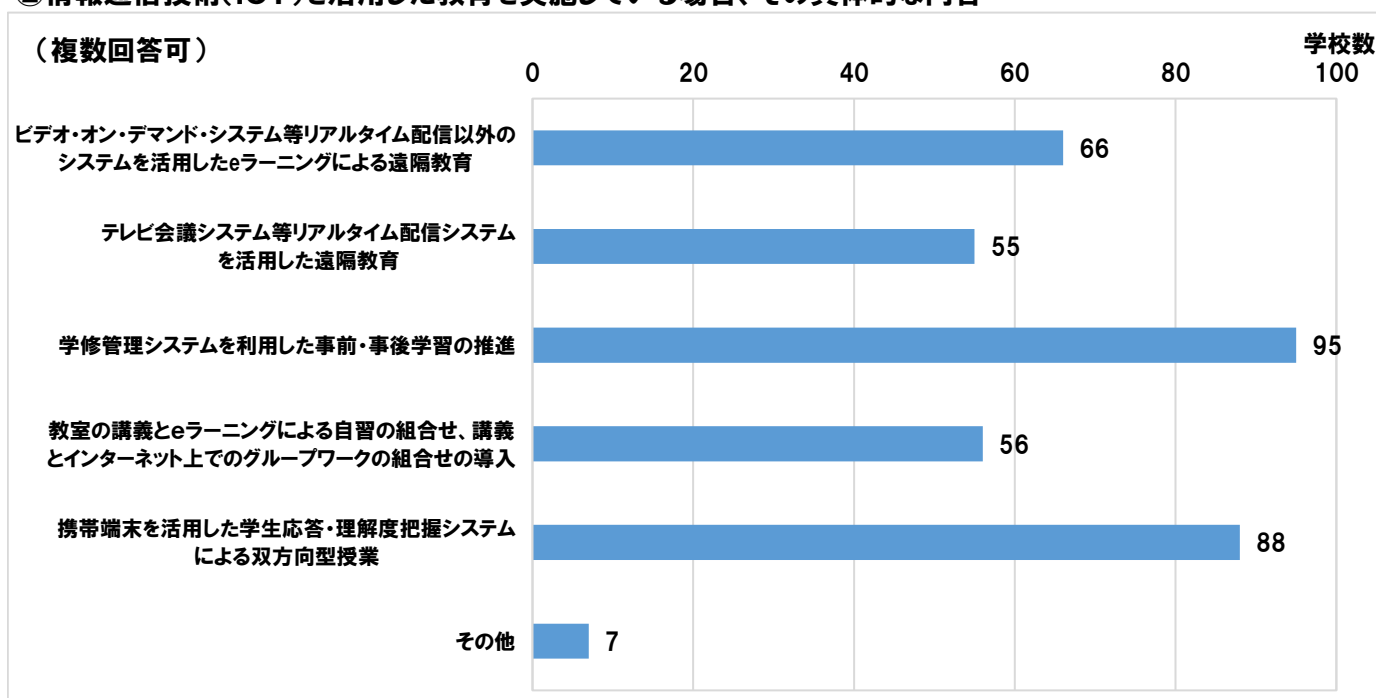
<情報通信技術(ICT)の活用>

情報通信技術（ICT）を活用した教育を実施している短期大学は191校（約62%（H28:約44%））であり、具体的な取組については、「学修管理システムを利用した事前・事後学習を推進」する短期大学が95校（約31%）と最も多く、次いで「携帯端末を活用した学生応答・理解度把握システムによる双方向型授業」を行う短期大学が88校（約29%）である。

①情報通信技術(ICT)を活用した教育の実施状況



②情報通信技術(ICT)を活用した教育を実施している場合、その具体的な内容

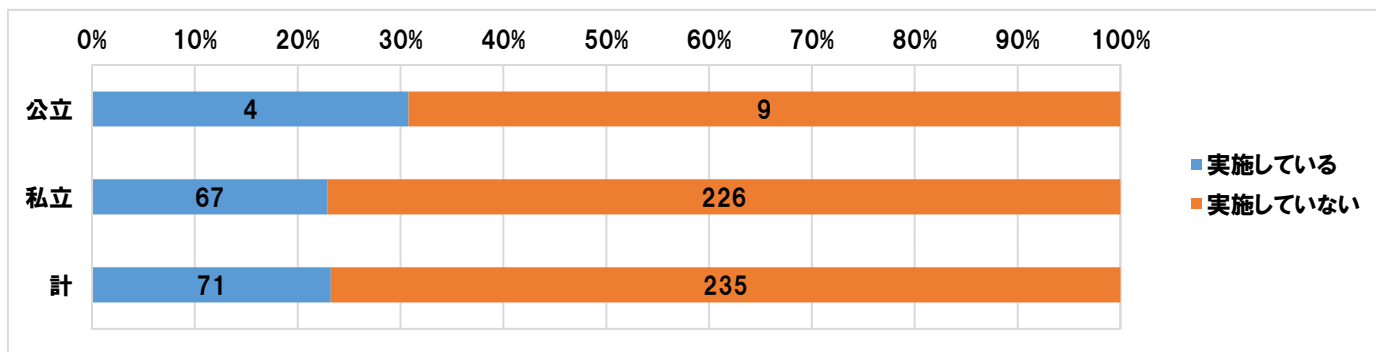


<学外学修プログラムの実施の状況>

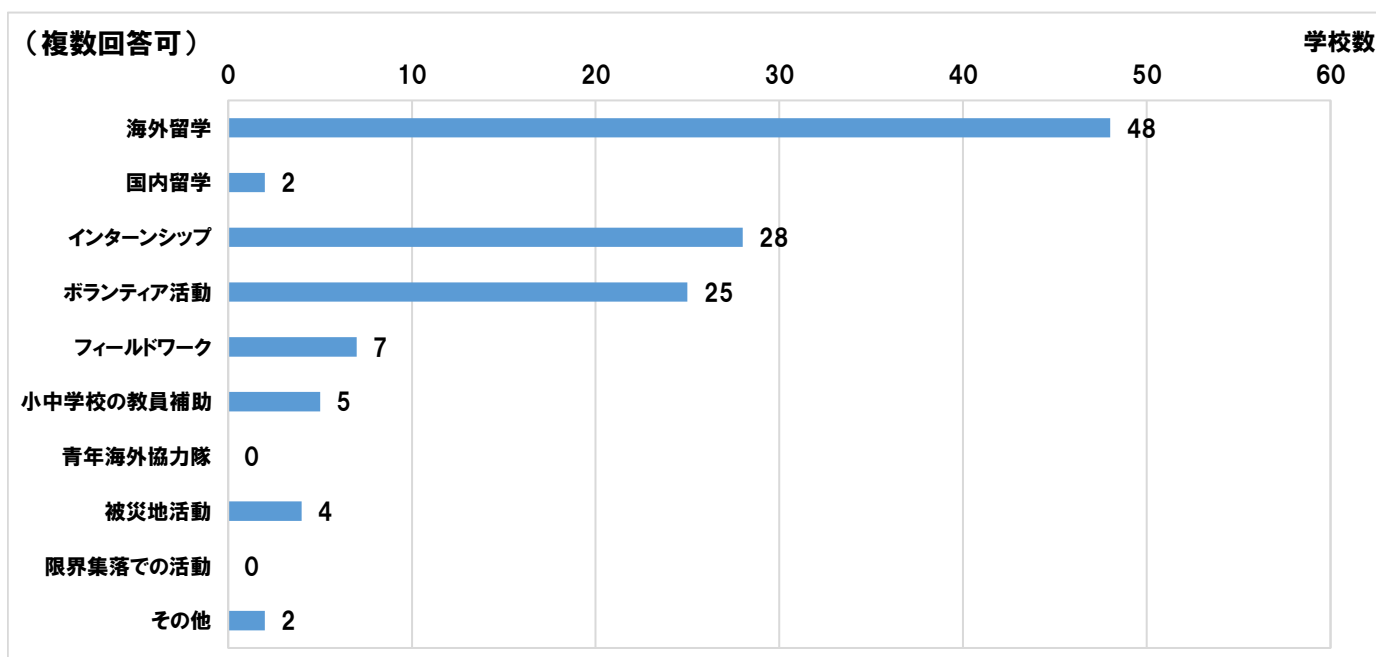
大学が支援する、学生が主体的に学外の多様な体験活動に参加する「学外学修プログラム」（本調査においては、1ヶ月以上の期間にわたる長期活動体験を指す。）について、実施している短期大学は71校（約23%（H28:約25%））である。

具体的な取組については、「海外留学」を実施する短期大学が48校（約16%）と最も多く、次いで「インターンシップ」を実施する短期大学が28校（約9%）、「ボランティア活動」を実施する短期大学が25校（約8%）である。

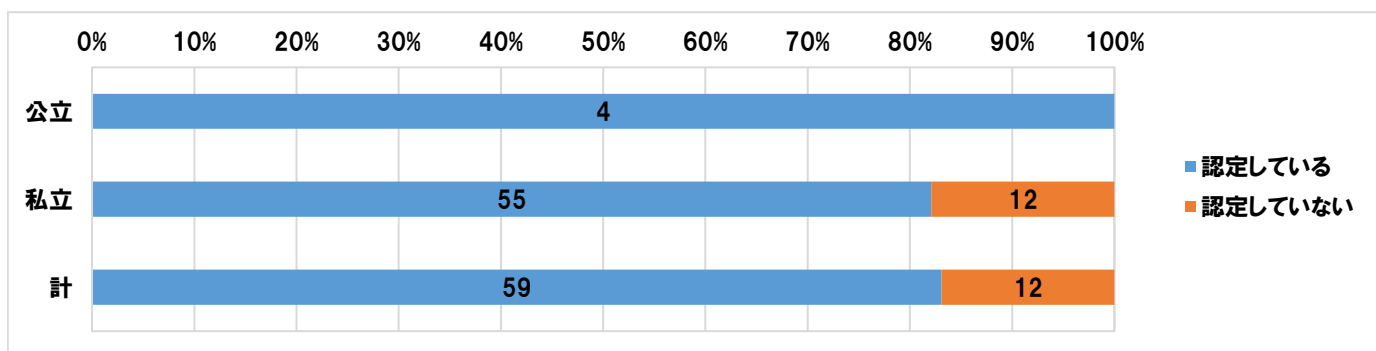
① 大学が支援する、学生が主体的に学外の多様な体験活動に参加する「学外学修プログラム」の実施状況



② 学外学修プログラムを実施している場合、その具体的な内容



③ 学外学修プログラムを実施していて、単位を認定している場合

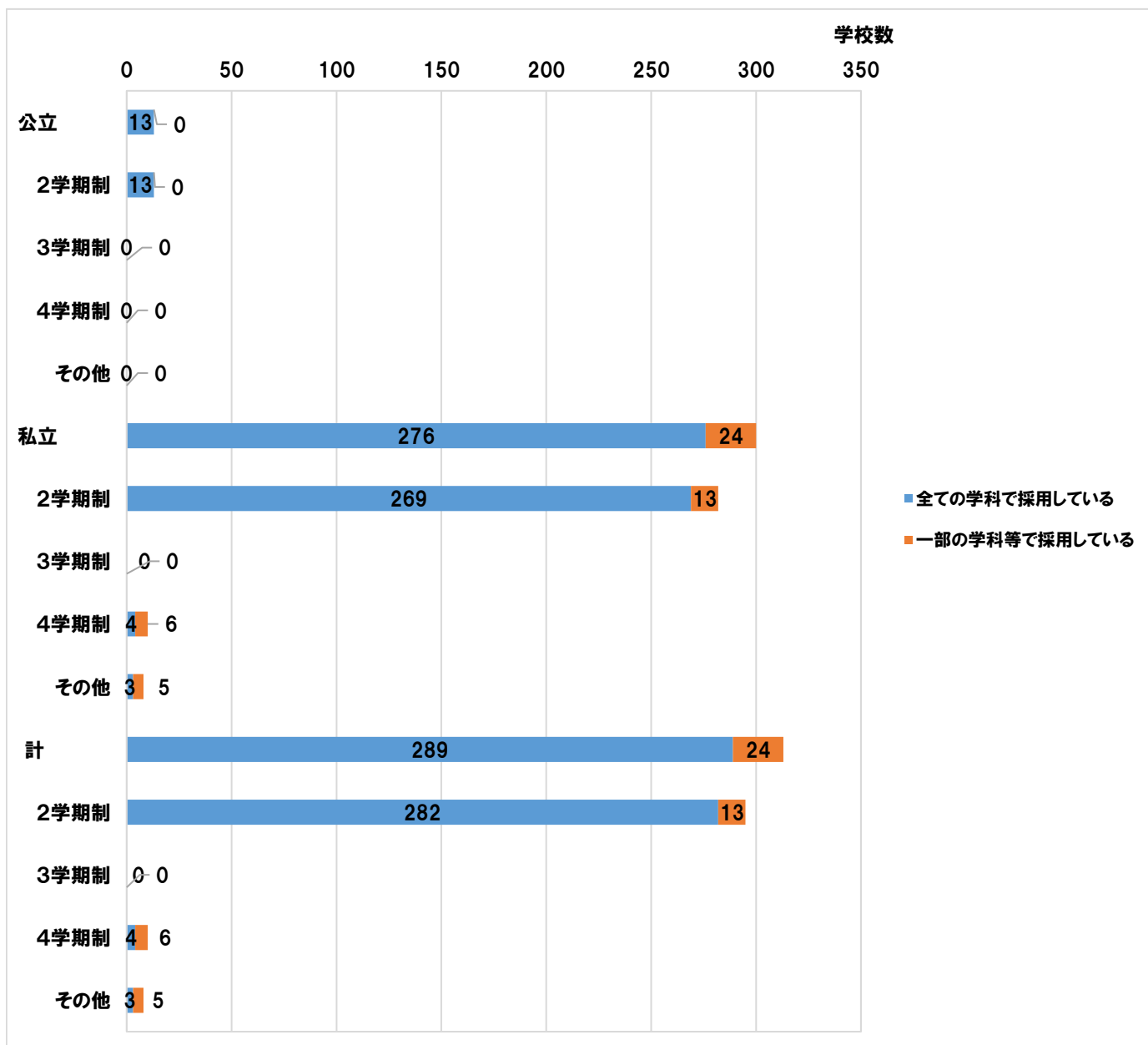


3. 教育方法の改善の状況

<学期制>

○ 学期制の採用状況

学期制の採用状況については、多くの短期大学が2学期制（約94%（H28:約96%））を採用している。

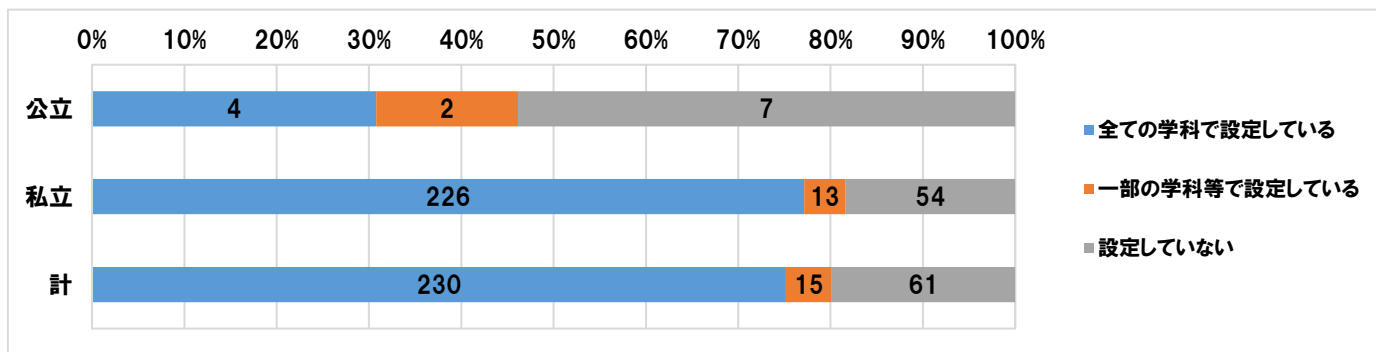


(※) 学則で定める学期制について、「一部の学科等で採用している」と回答した7大学が重複している。

<履修科目の登録上限の設定>

○ 1年間あるいは1学期間に履修科目登録ができる単位数について、上限の設定(※)の有無

1年間あるいは1学期間に履修科目登録できる単位の上限を定めている短期大学は245校（約80%（H28:約63%））である。

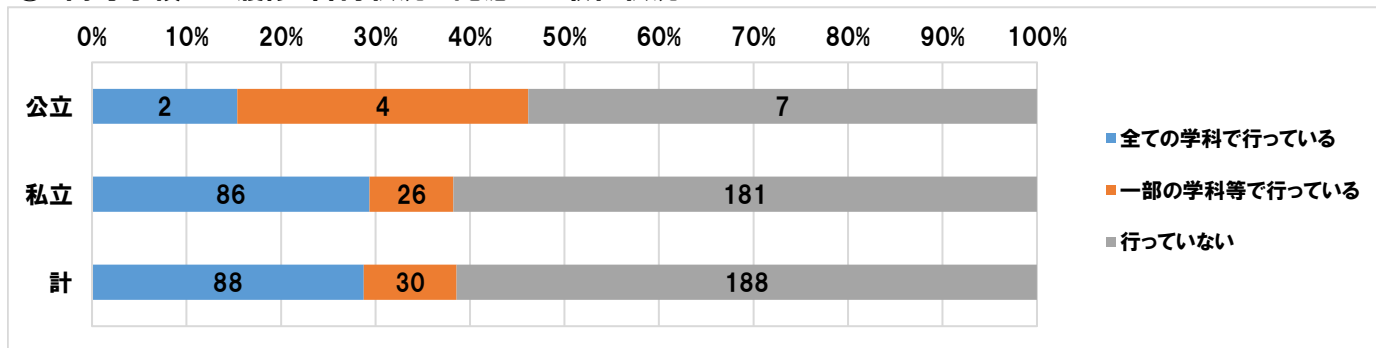


(※) 履修科目の登録上限の設定については、短期大学設置基準第13条の2により、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修することができるよう、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めることとされている。

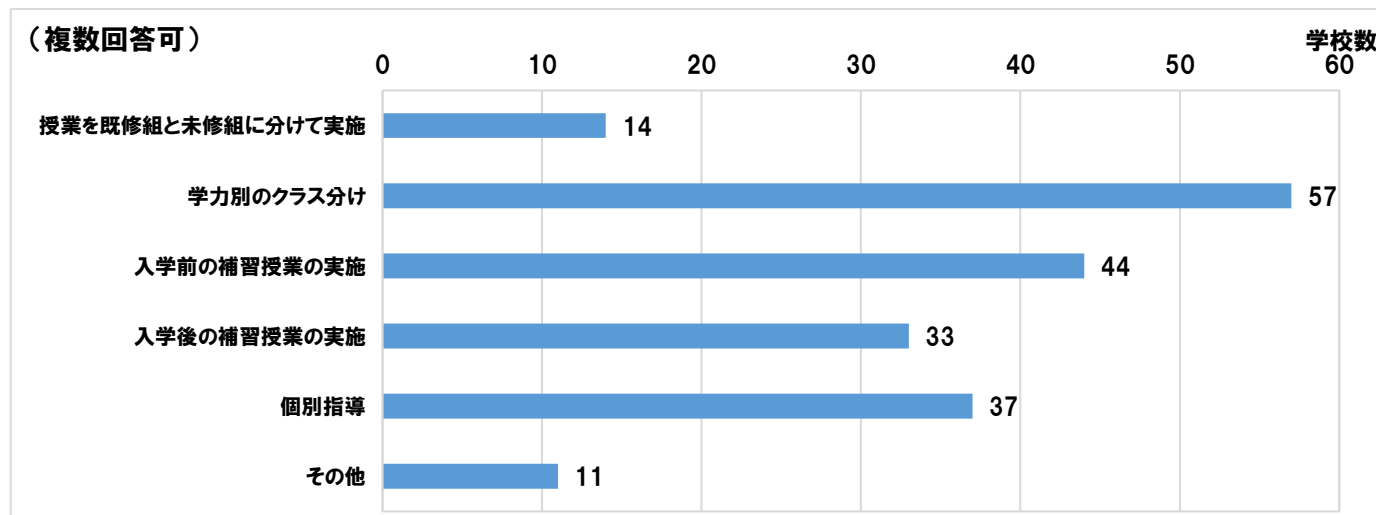
<高等学校での履修状況への配慮>

専門高校出身者や帰国子女、高等学校で当該科目を履修していない者等に対して、学力別のクラス分け、補習授業の実施、個別指導の実施等、高等学校での履修の状況に配慮した取組を実施している短期大学は、118校（約39%（H28:約43%））であり、具体的な配慮の内容については、「学力別のクラス分け」を行う短期大学が57校（約19%）と最も多く、次いで「入学前の補習授業の実施」を行う短期大学が44校（約14%）である。

① 高等学校での履修・習得状況に配慮した取組状況



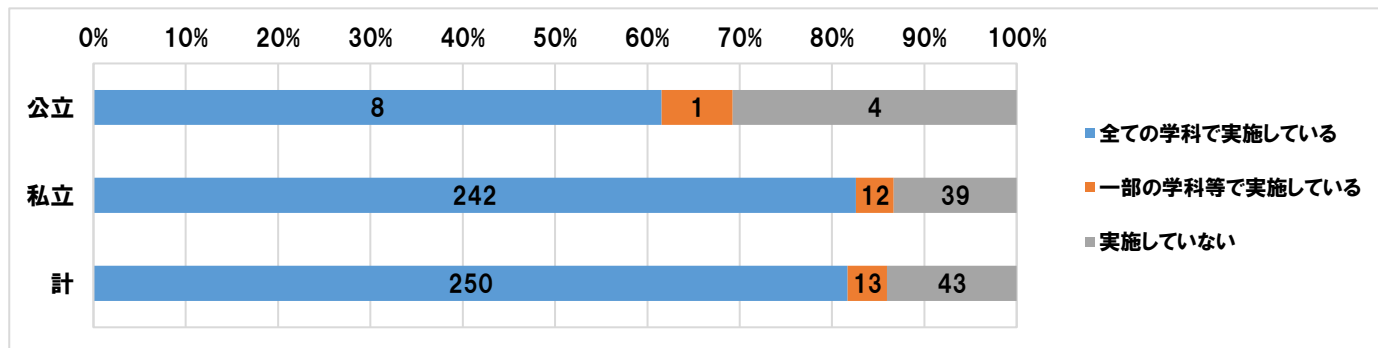
② 高等学校での履修・習得状況に配慮した取組を行っている場合、その配慮の内容



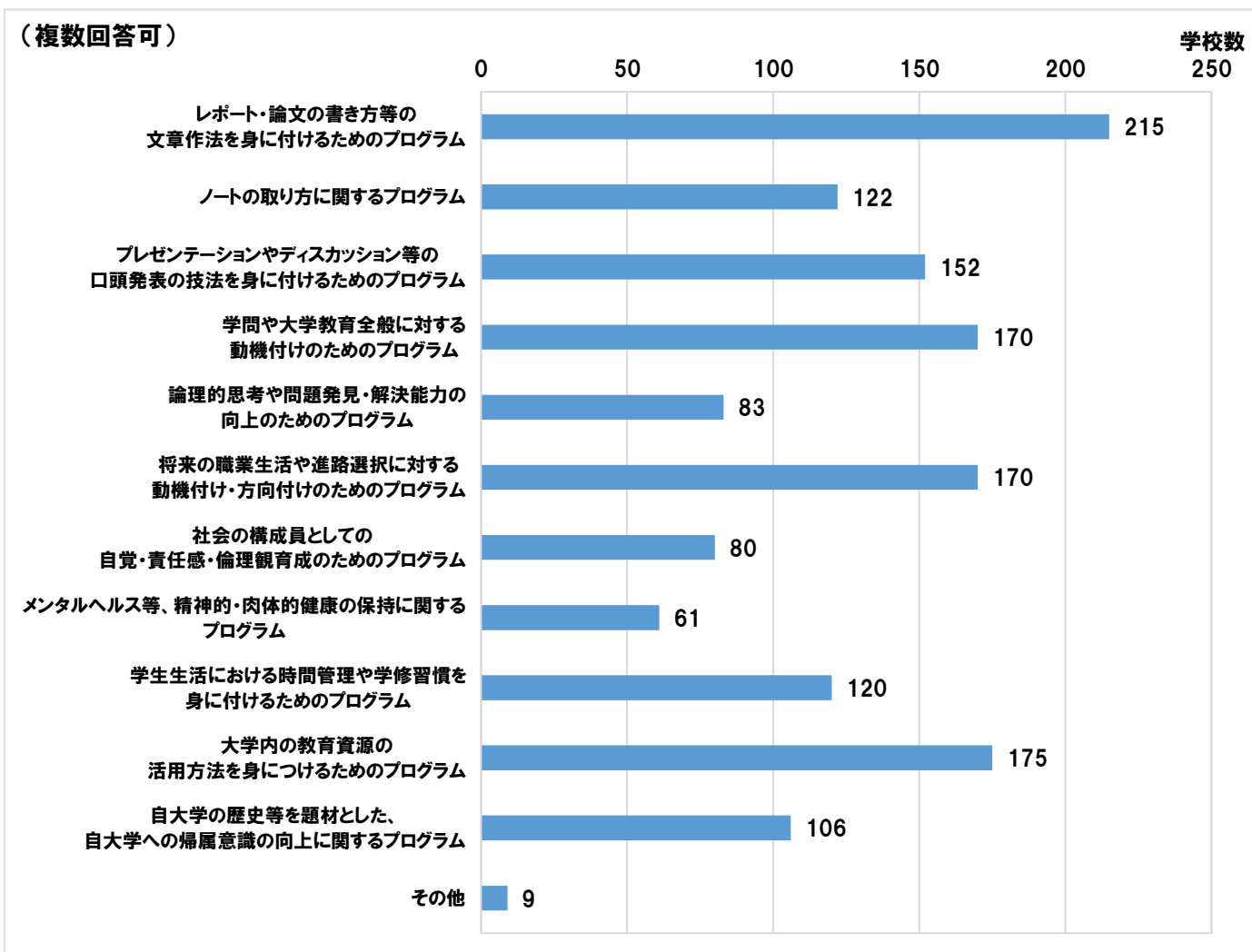
<初年次教育の実施>

初年次教育を実施している短期大学は263校（約86%（H28:約84%））であり、具体的な取組としては、「レポート・論文の書き方等の文章作法を身に付けるためのプログラム」を実施する短期大学が215校（約70%）、次いで「大学内の教育資源（図書館を含む。）の活用方法を身につけるためのプログラム」を開設する短期大学が175校（約57%）、「学問や大学教育全般に対する動機付けのためのプログラム」、「将来の職業生活や進路選択に対する動機付け・方向付けのためのプログラム」を実施する短期大学が170校（約56%）である。

① 初年次教育の実施状況



② 初年次教育を実施している場合、その具体的な実施内容



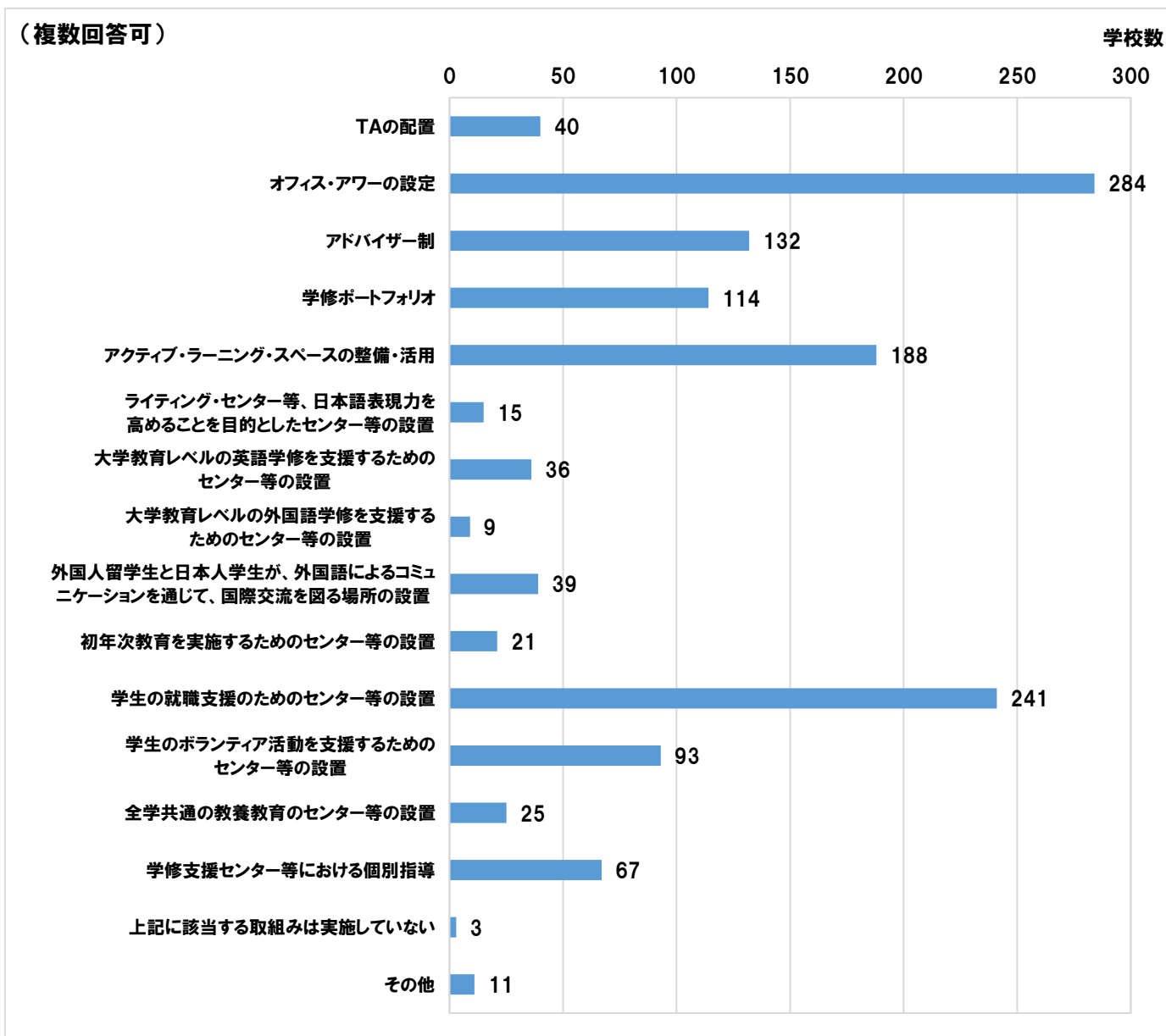
◆初年次教育：

高等学校から大学への円滑な移行を図り、大学での学問的・社会的な諸条件を成功させるべく、主として新入生を対象に作られた総合的教育プログラム。高等学校までに習得しておくべき基礎学力の補完を目的とする補習教育とは異なり、新入生に最初に提供されることが強く意識されたもの。

<履修指導や学修支援制度等の取組状況>

○ 全学的な履修指導又は学修支援制度の取組

全学的な履修指導又は学生支援制度の取組としては、「オフィス・アワーの設定」を行う短期大学が284校（約93%）と最も多く、次いで「学生の就職支援のためのセンター等の設置」を行う短期大学が241校（約79%）、「アクティブ・ラーニング・スペースの整備・活用」を行う短期大学が188校（約61%）である。



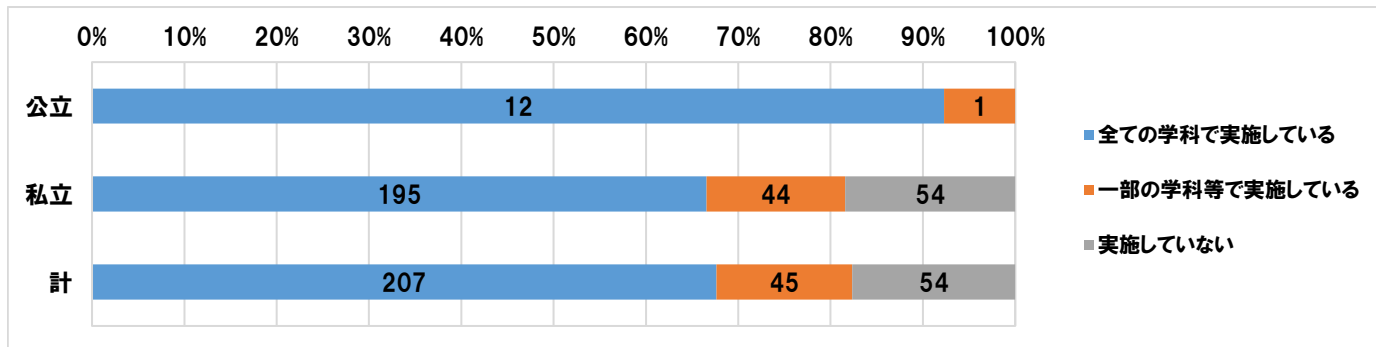
◆学修ポートフォリオ：

学生が、学修過程ならびに各種の学修成果（例えば、学修目標・学修計画表とチェックシート、課題達成のために収集した資料や遂行状況、レポート、成績単位取得表等）を長期にわたって収集したもの。これらを必要に応じて系統的に選択し、学修過程を含めて達成度を評価し、次に取り組むべき課題をみつけてステップアップを図ること等を目的としている。

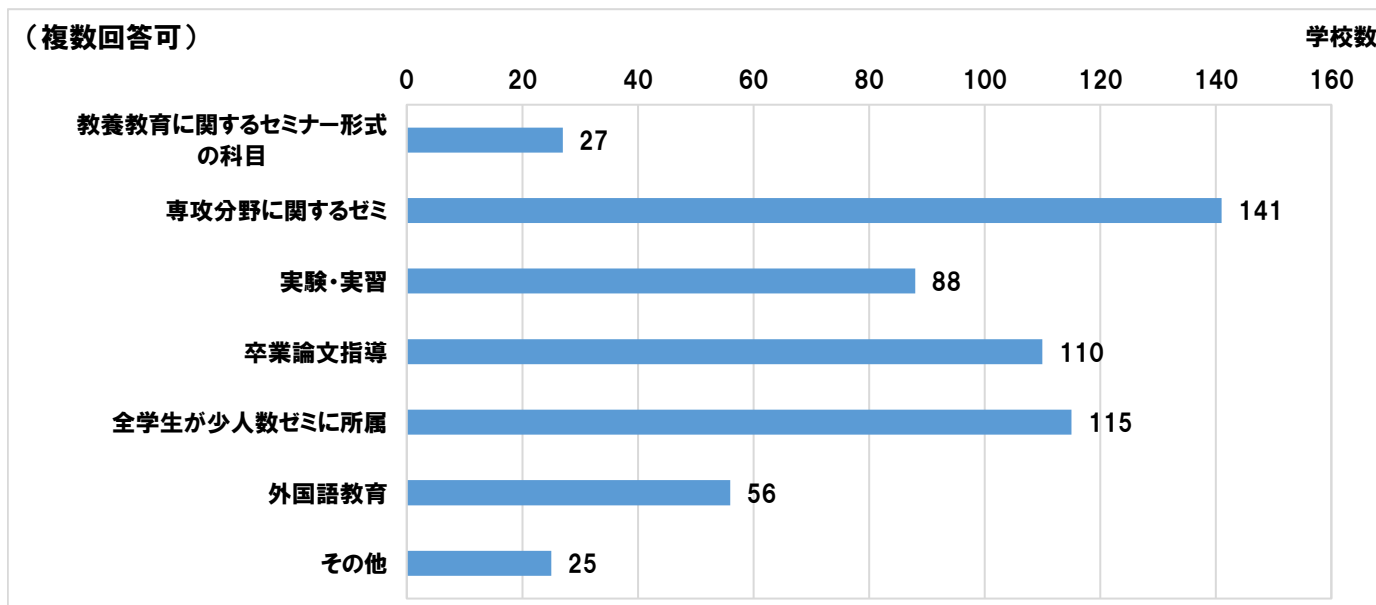
<少人数教育>

① 少人数教育の実施状況

少人数教育（20名以下程度）を実施している短期大学は252校（約82%（H28:約82%））であり、具体的な内容としては、「専攻分野に関するゼミ」を行う短期大学が141校（約46%）と最も多く、次いで「全学生が少人数ゼミに所属」を行う短期大学が115校（約38%）である。



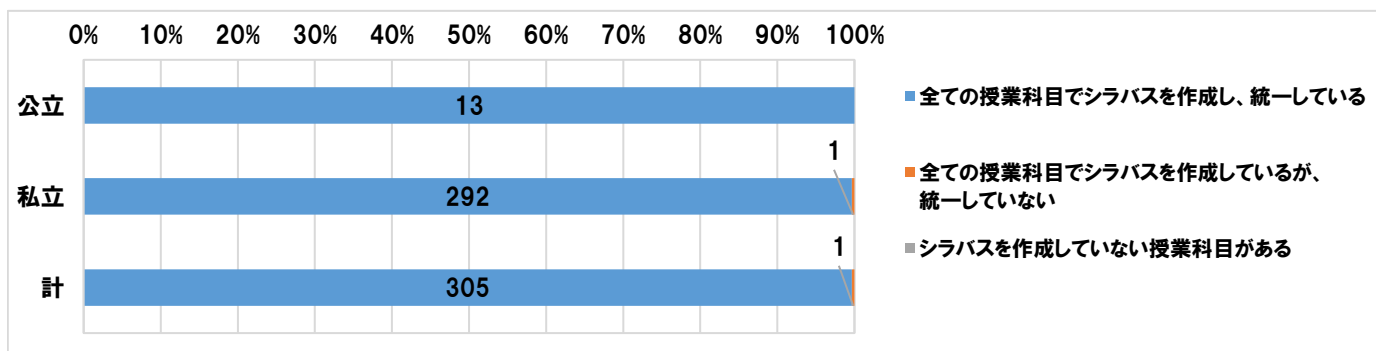
② 少人数教育を実施している場合、その実施内容



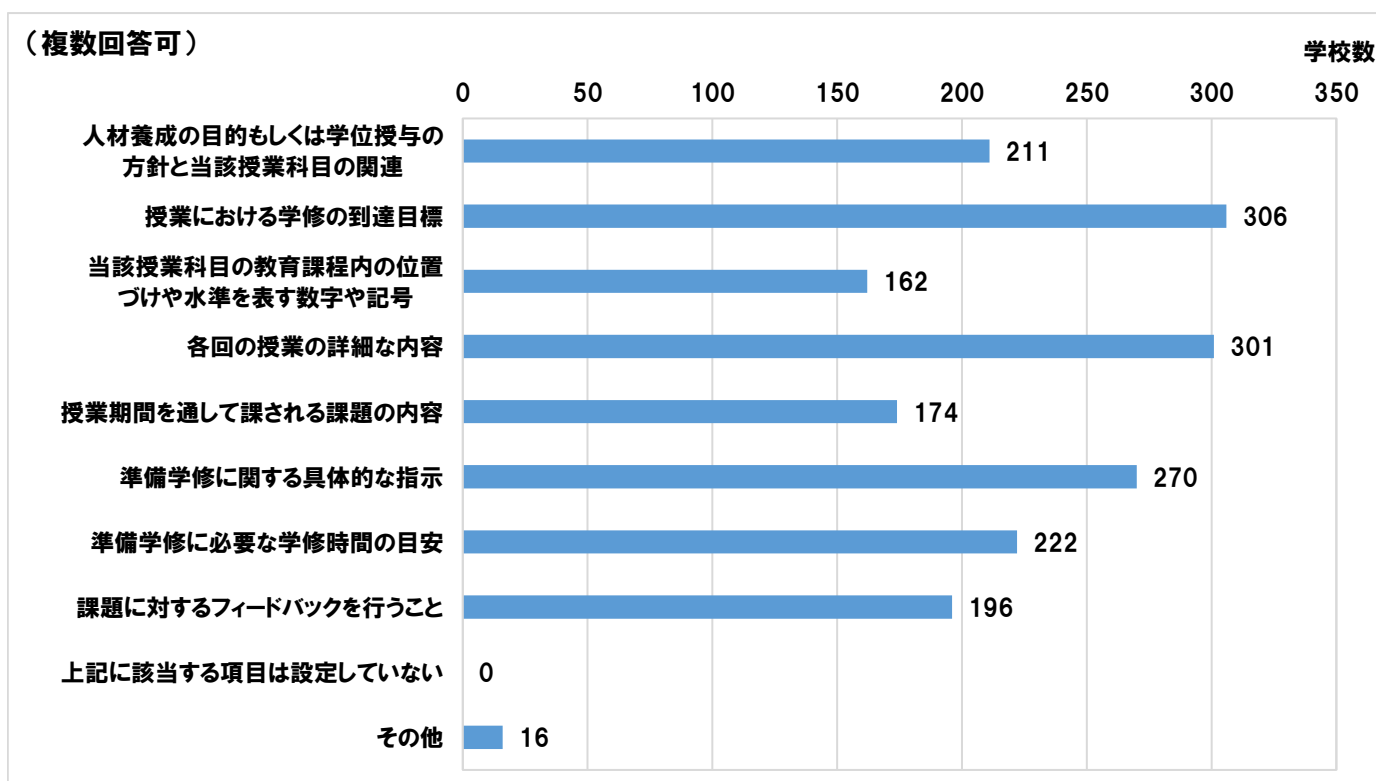
<シラバスの作成>

全ての授業科目で記載項目を統一したシラバスを作成している短期大学は305校（約99%（H28:約99%））であり、シラバスの記載項目としては、「授業における学修の到達目標」を記載する短期大学が306校（100%）と最も多く、次いで「各回の授業の詳細な内容」を記載する短期大学が301校（約98%）、「準備学修に関する具体的な指示」を記載する短期大学が270校（約88%）である。

① シラバスの記載項目(フォーマット)を統一しているか



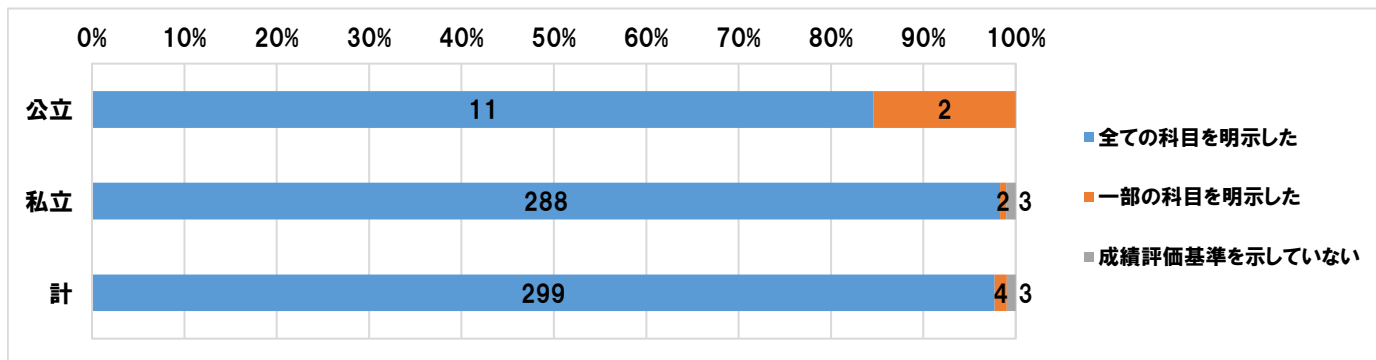
② シラバスの記載項目



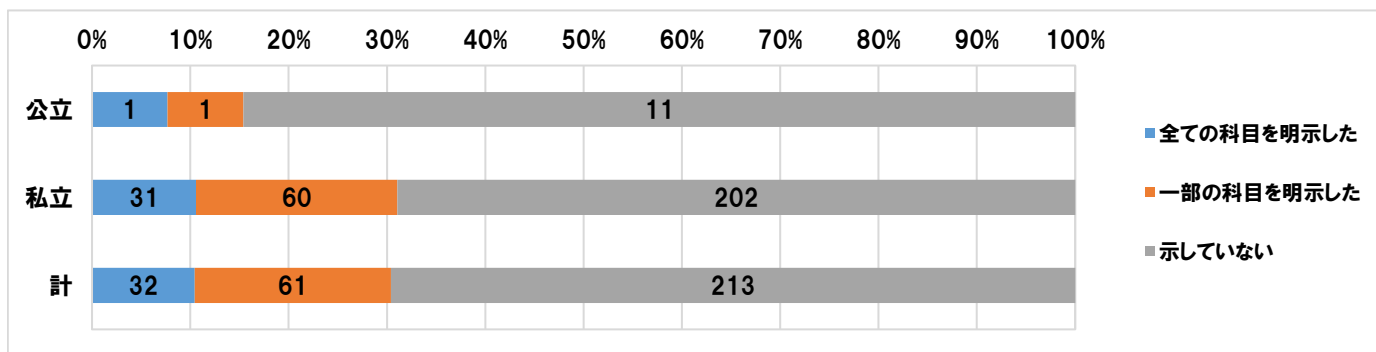
<成績評価の状況>

全ての授業科目の成績評価基準をシラバスで明示している短期大学は299校（約98%（H28:約97%））である。また、「ルーブリック」により、成績評価基準を示している短期大学は93校（約30%（H28:-））である。また、「GPA制度」を導入している短期大学は290校（約95%（H28:約83%））であり、主に学修指導や奨学金・授業料免除の基準に活用されている一方、進級判定や卒業判定の基準、教員・授業科目間の成績評価の平準化への活用は少数である。

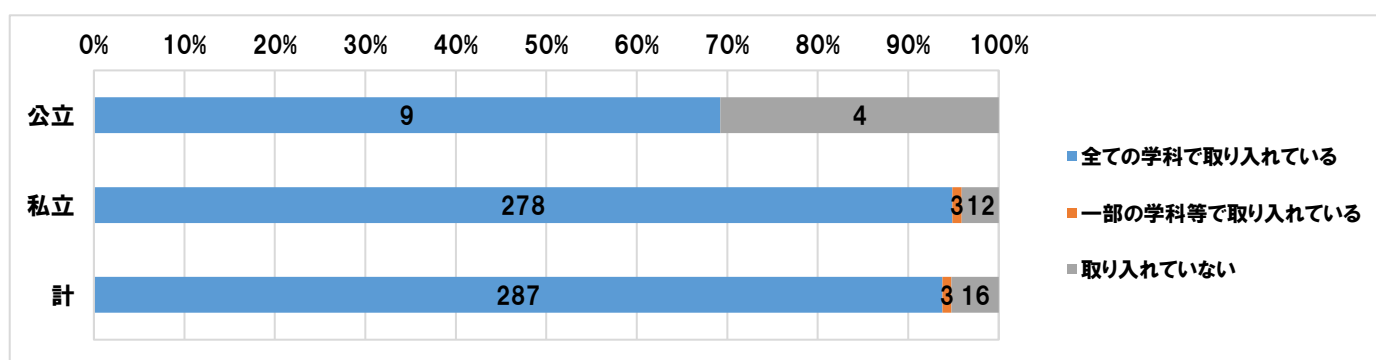
① シラバスにより、成績評価基準を示しているか



② ルーブリックにより、成績評価基準を示しているか



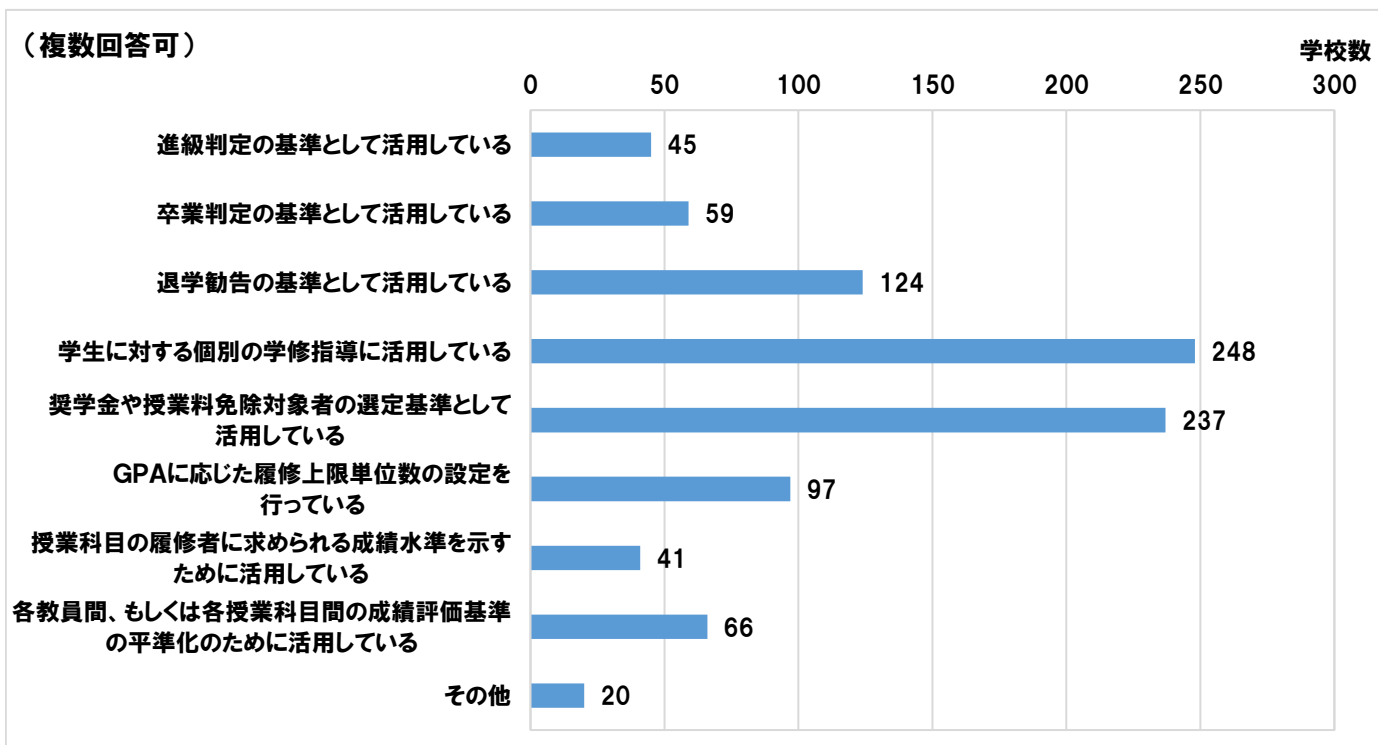
③ 成績評価において、GPA(グレード・ポイント・アベレージ)制度を取り入れているか



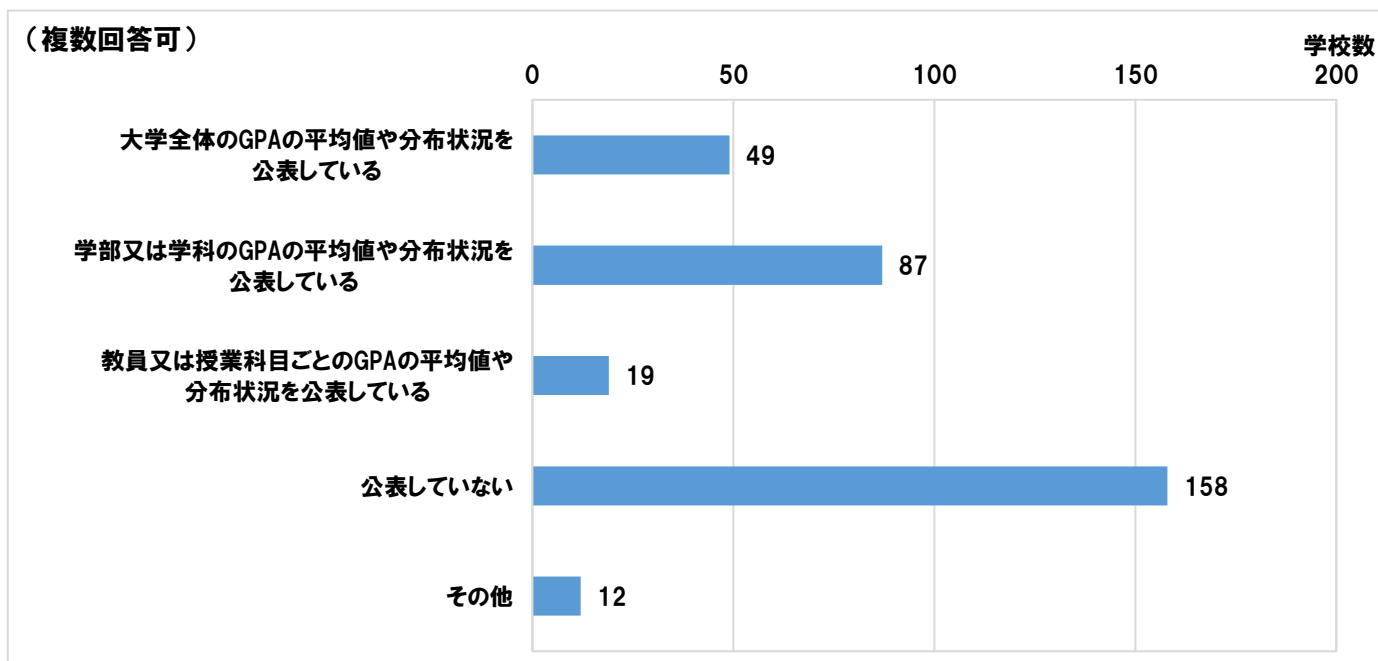
◆GPA制度

授業科目ごとの成績評価を、例えば5段階（A、B、C、D、E）で評価し、それぞれに対して、4、3、2、1、0のように数値（グレード・ポイント：GP）を付与し、この単位あたりの平均（グレード・ポイント・アベレージ：GPA）を出して、その一定水準を卒業等の要件とする制度。

④ GPA制度を取り入れている場合、その具体的運用方法



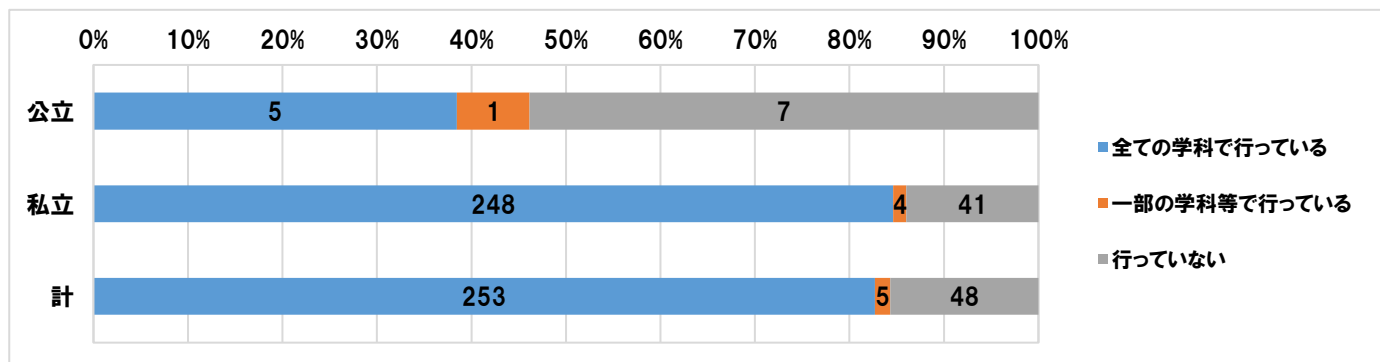
⑤ GPA制度を取り入れている場合、GPAの平均値や分布状況に関する公表状況



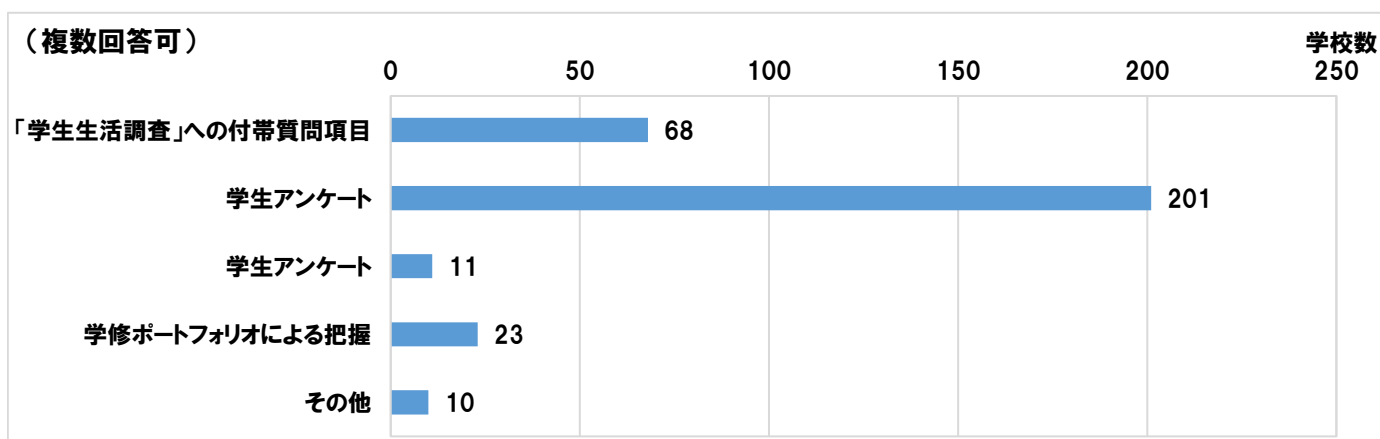
<学生の学修時間・学修行動の把握>

学生の学修時間・学修行動の把握を行っている短期大学は258校（約84%（H28:約74%））であり、学生アンケートにより把握している場合が最も多い。把握した情報については、教育課程や教育方法の改善に活用している場合が多い。

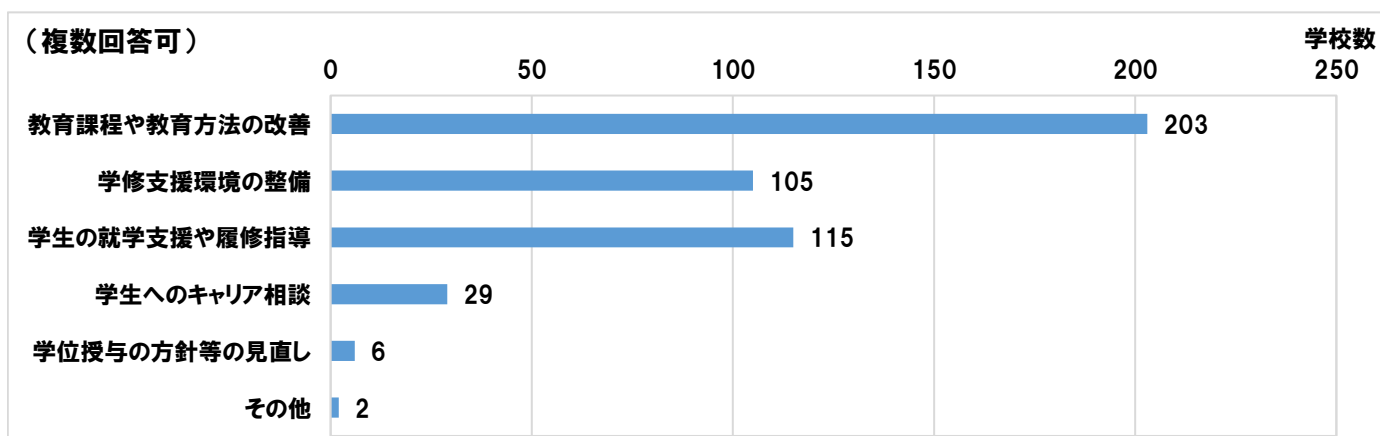
① 学生の学修時間や学修行動の把握の実施状況



② 学生の学修時間や学修行動を把握している場合、その把握方法



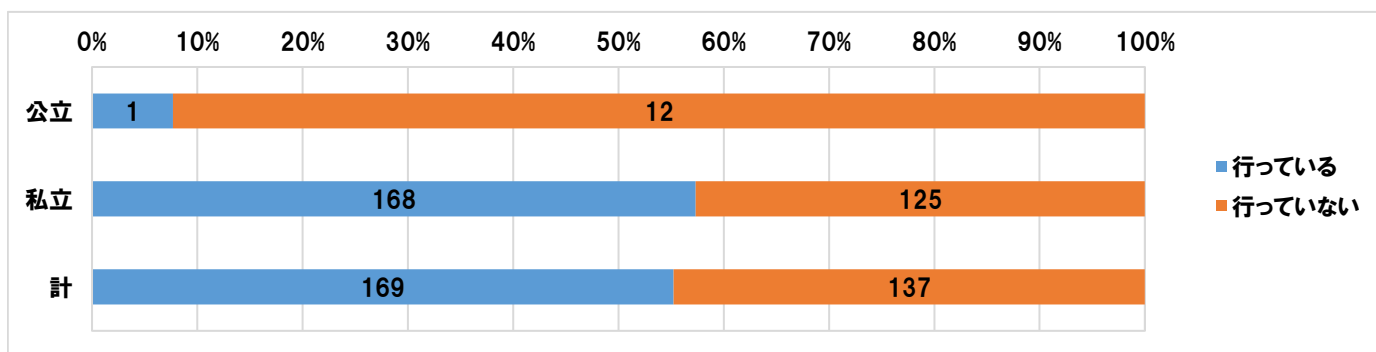
③ 学生の学修時間や学修行動を把握している場合、把握した情報の大学教育等の改善への活用方法



<学生の学修成果の把握>

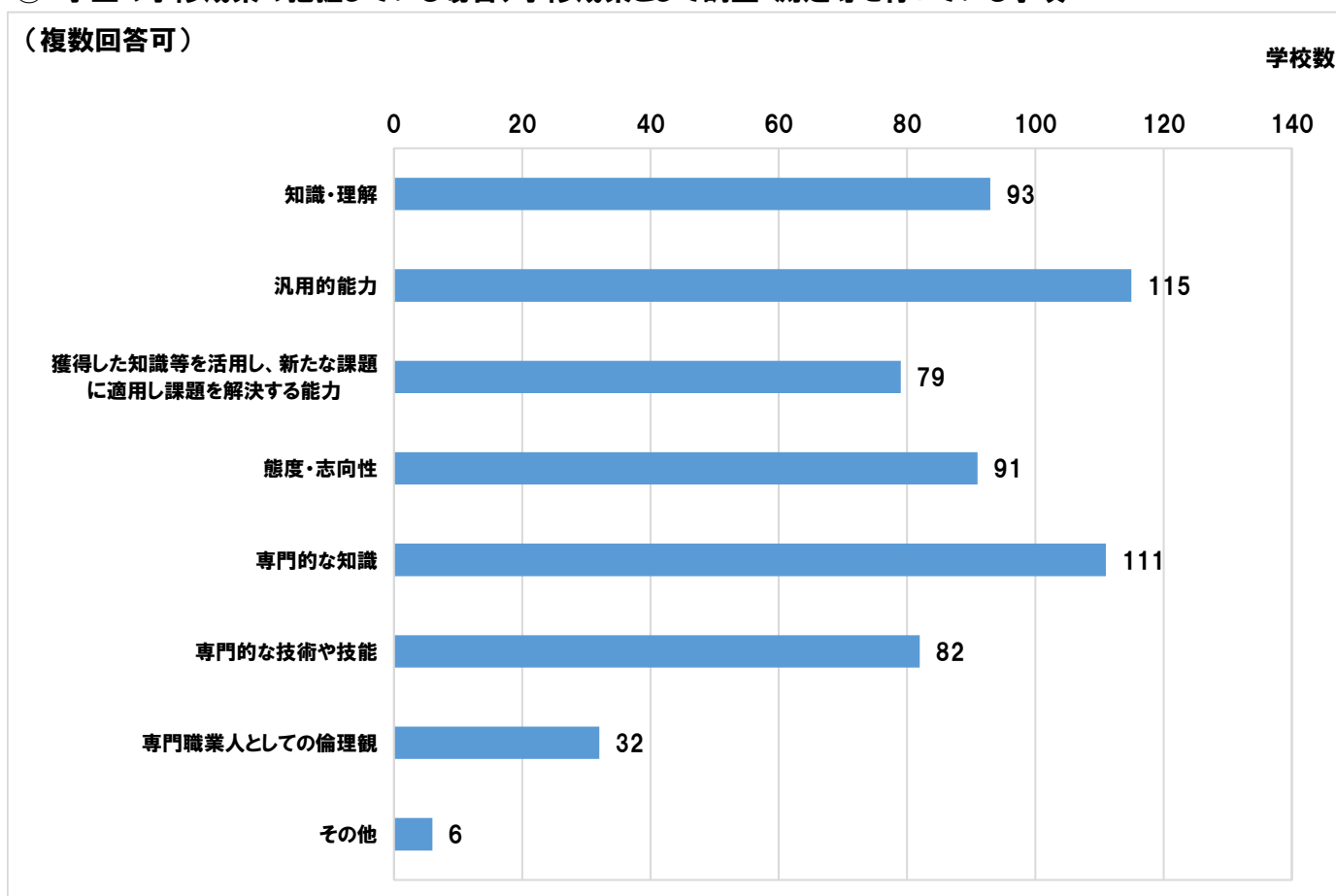
学生の学修成果の把握を行っている短期大学は169校（約55%（H28:約42%））であり、「汎用的能力」、「専門的知識の」調査を行っている場合が多い。また、把握方法としては、外部の標準化されたテスト等による学修成果の調査・測定（アセスメントテスト等）により把握している場合が最も多い。把握した情報については、教育課程や教育方法の改善に活用している場合が多い。

① 学生の学修成果の把握(※)状況

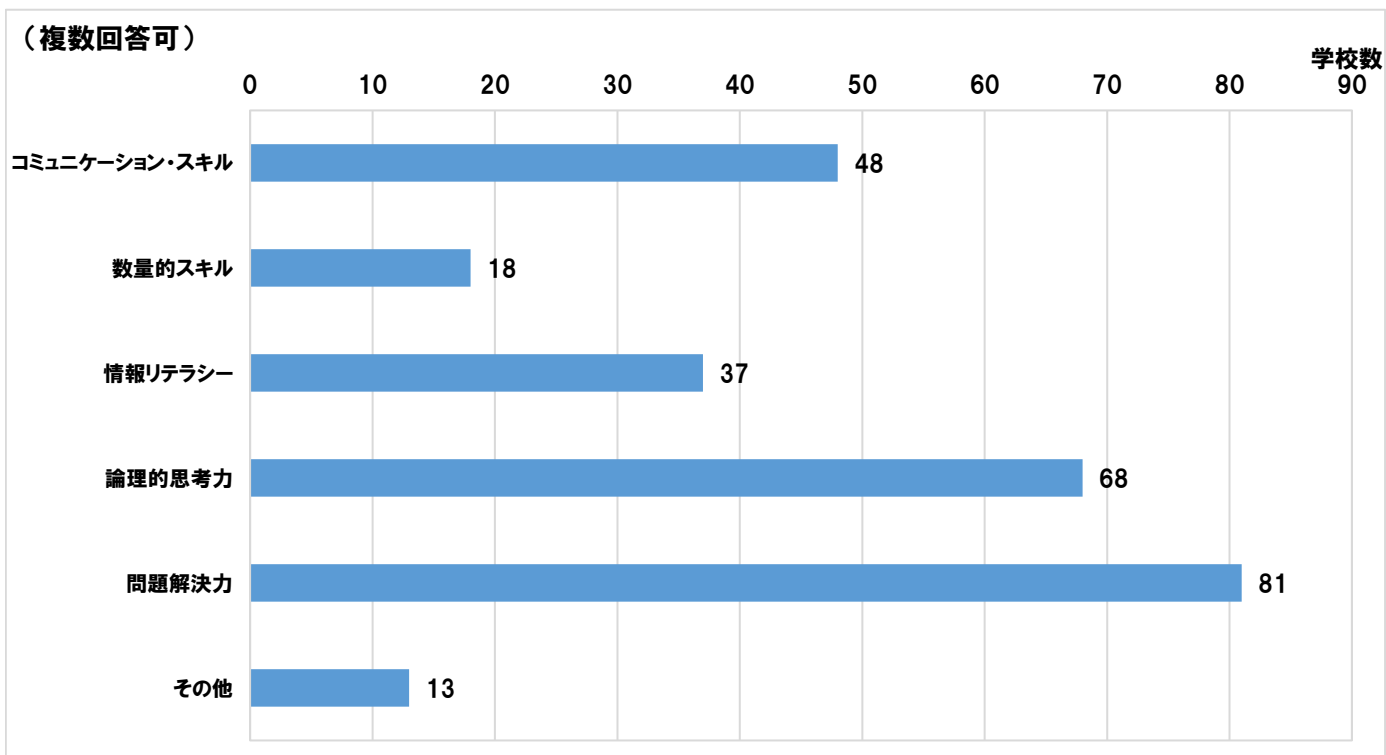


(※) ここでいう「学生の学修成果の把握」とは、単に大学として単位の認定や学位の授与を行う、あるいは卒業判定を行うということではなく、アセスメント・テスト等を用いることにより、客観的な測定方法で学生の学修成果の把握を行う場合が対象となる。

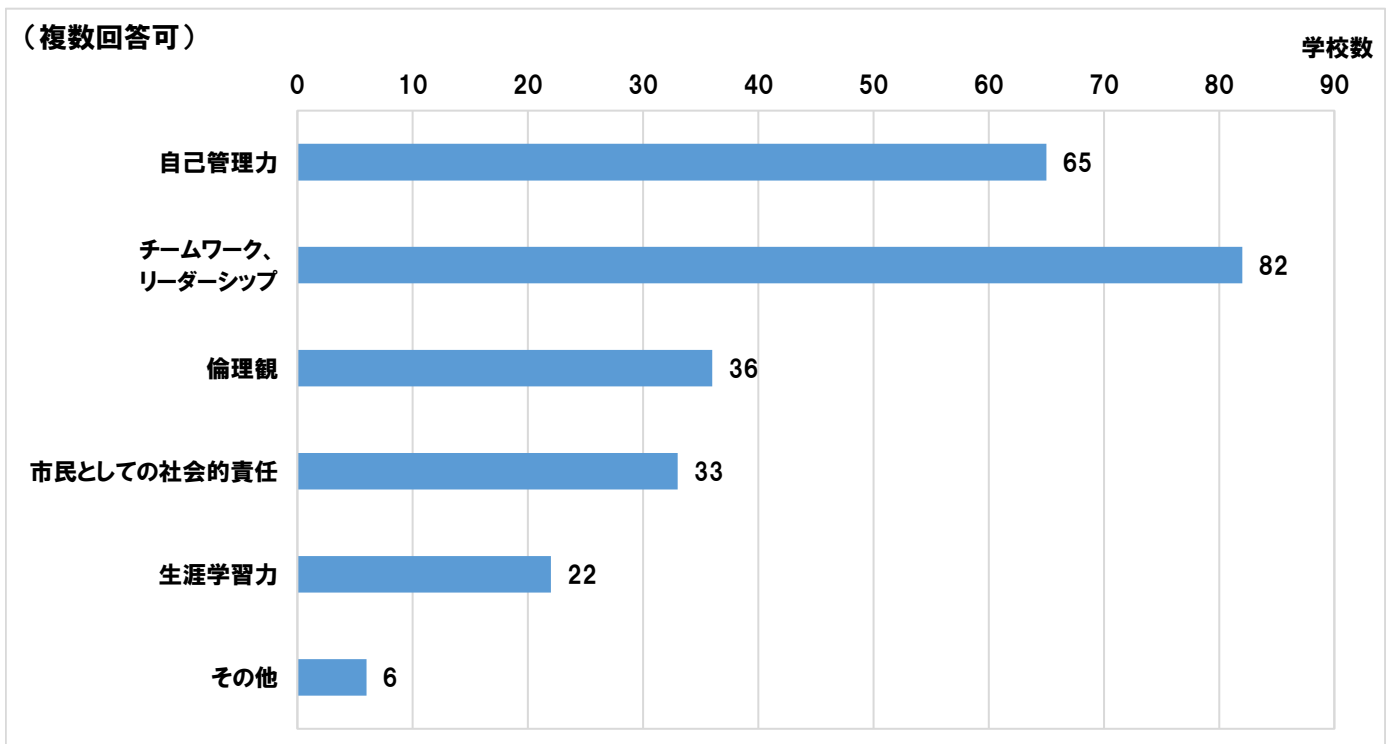
② 学生の学修成果の把握している場合、学修成果として調査・測定等を行っている事項



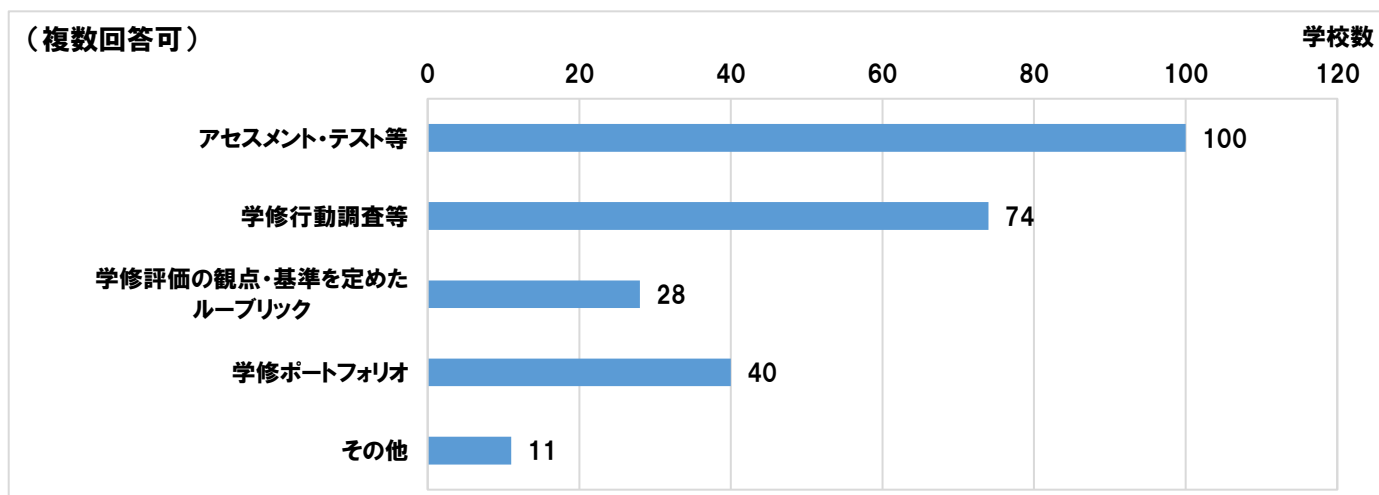
③ (②で「汎用的能力」を選択した場合)学修成果として調査・測定等を行っている事項



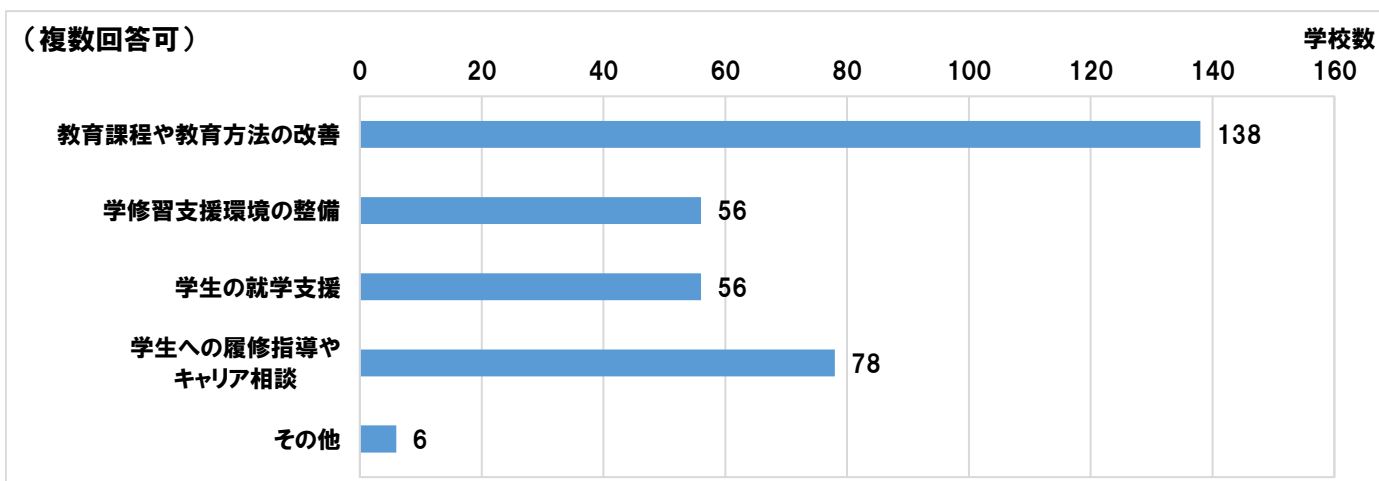
④ (②で「態度・志向性」を選択した場合)学修成果として調査・測定等を行っている事項



⑤ 学生の学修成果を把握している場合、その把握方法

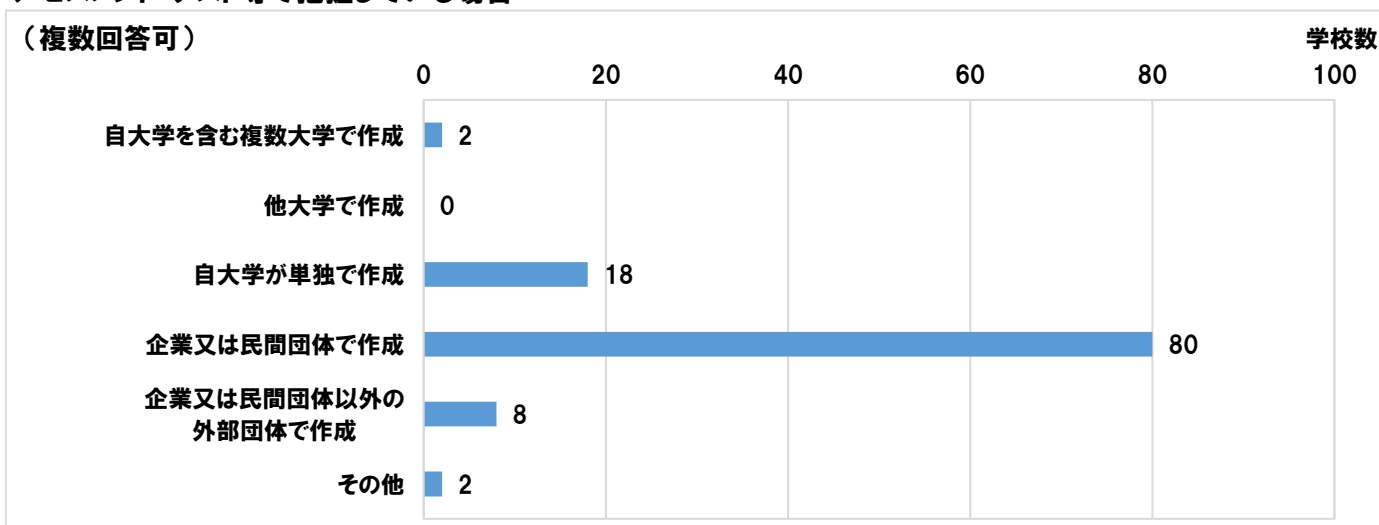


⑥ 学生の学修成果を把握している場合、把握した情報を大学教育等の改善に活用する方法

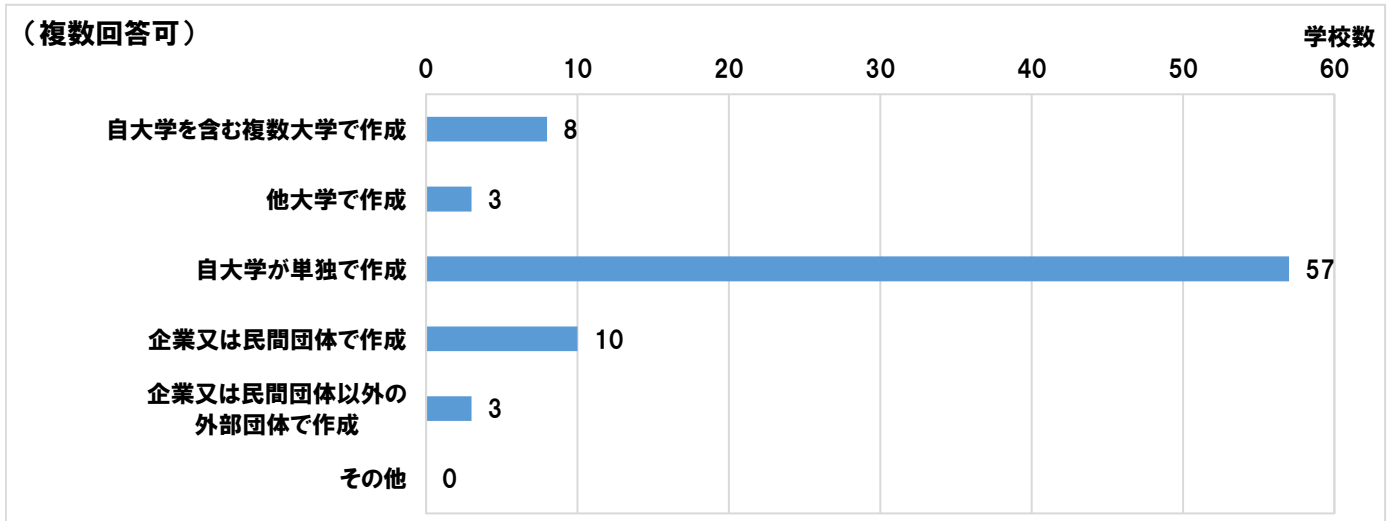


⑦ 学修成果の把握方法について、アセスメント・テスト等で把握している場合、または、学修行動調査等で行っている場合、その方法の作成主体

アセスメント・テスト等で把握している場合



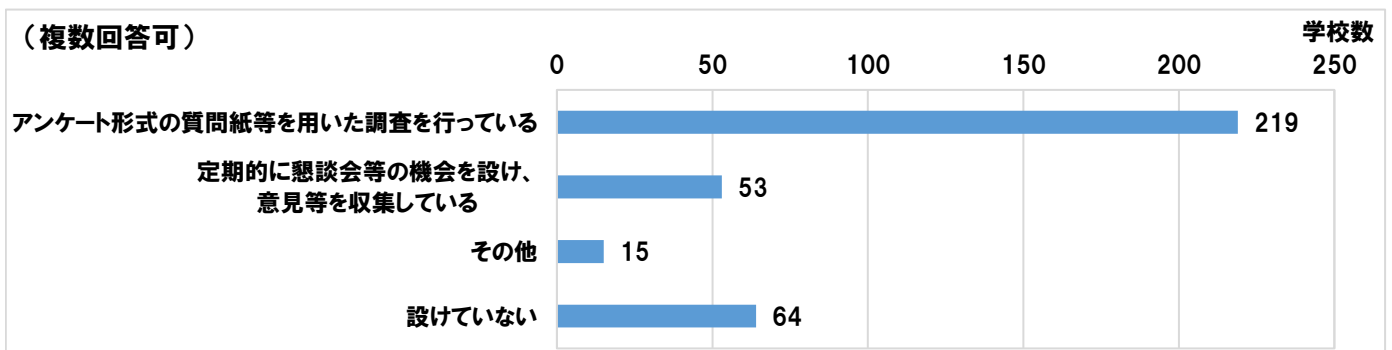
学修行動調査等で把握している場合



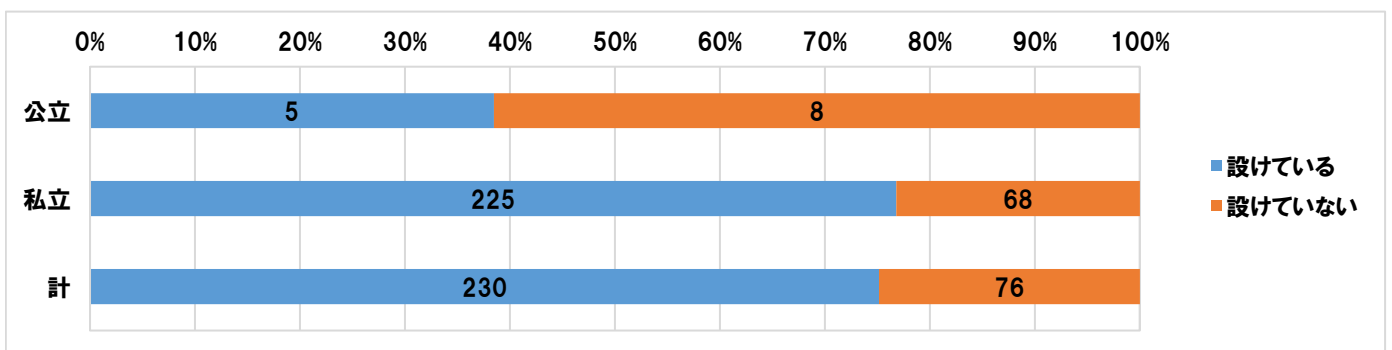
<卒業生調査等の状況>

教育研究活動を改善する等の観点から、なんらかの卒業生からの意見を聞く機会を設けている短期大学は242校（約79%（H28:66%））であり、調査方法としては、アンケート形式の質問紙等を用いた調査を行う短期大学が多い。また、就職先等の進路先から卒業生の評価を聞く機会を設けている短期大学は230校（約75%（H28:67%））である。

① 卒業生からの意見を聞く機会を設けているか



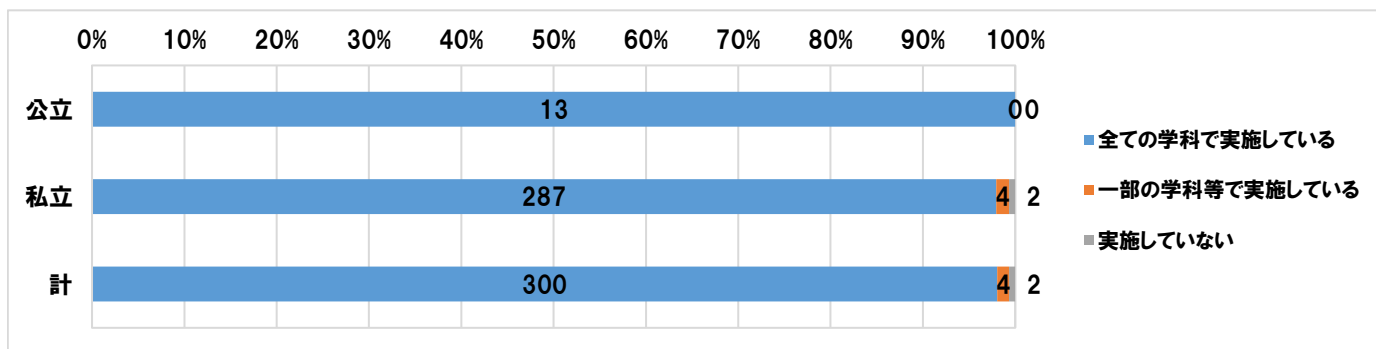
② 就職先等の進路先から卒業生の評価を聞く機会を設けているか



<学生による授業評価等の実施>

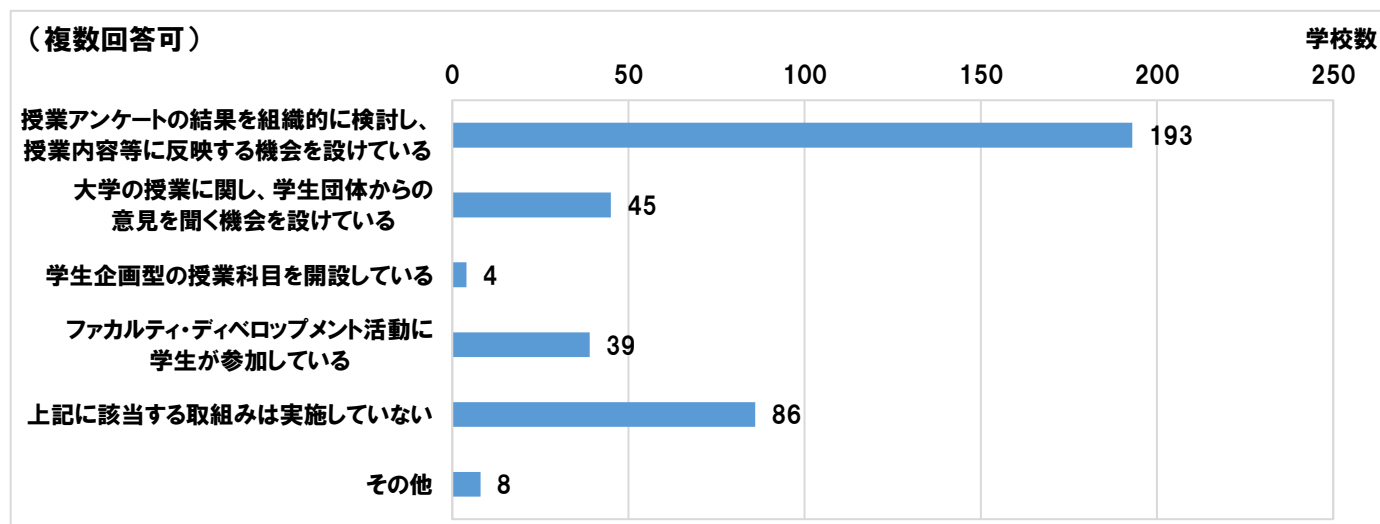
① 学生による授業評価の実施状況

学生による授業評価を実施している短期大学は304校（約99%（H28:約99%））である。



② 授業の運営に学生が参加する取組

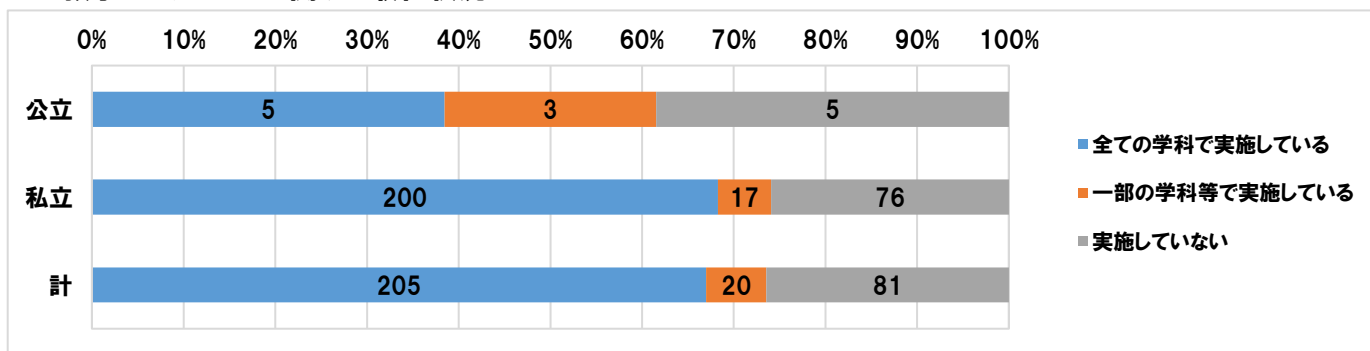
授業の運営に学生が参加する取組として、「授業アンケートの結果を組織的に検討し、授業内容等に反映する機会を設けている」短期大学が多い。



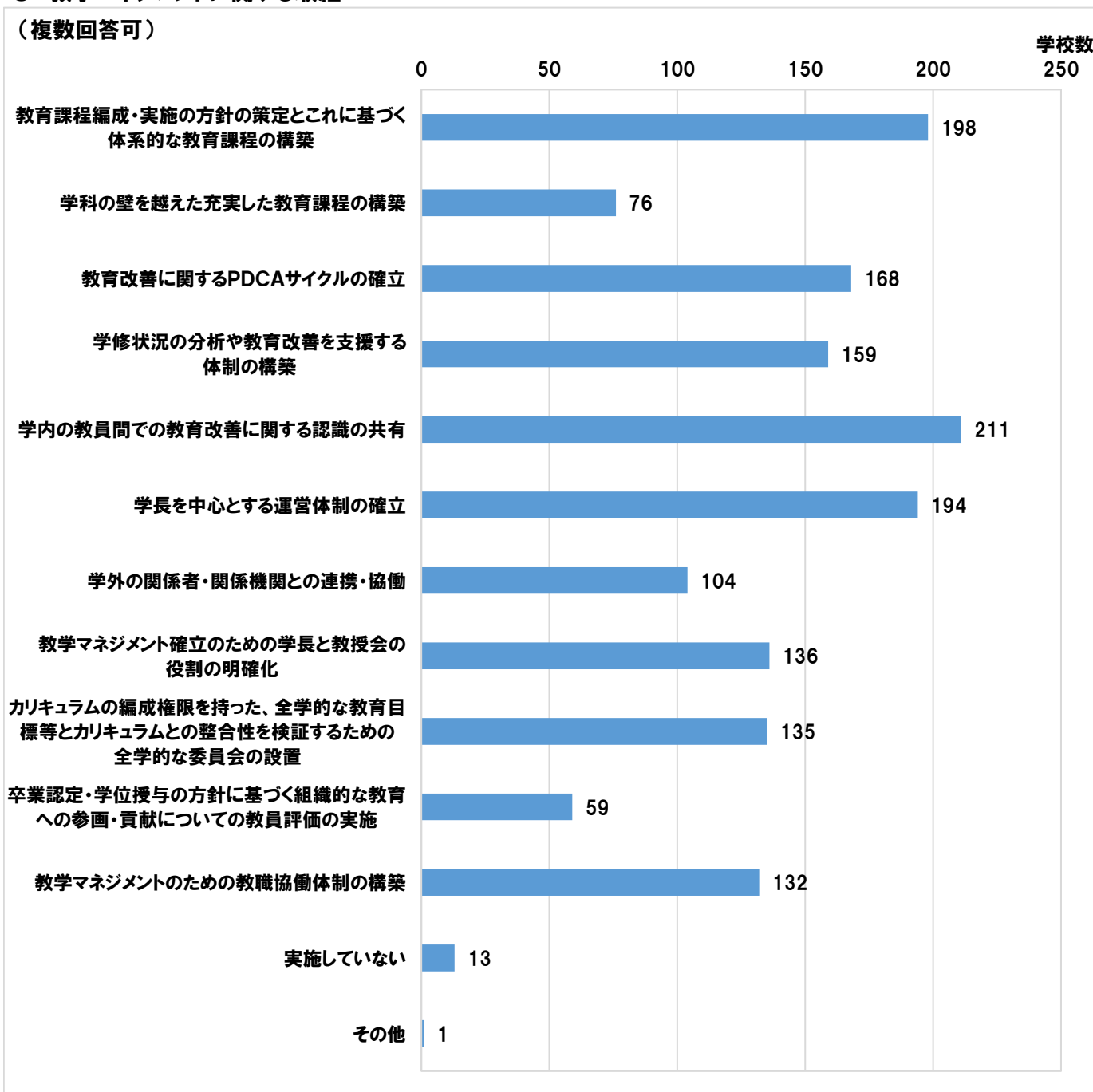
<教学マネジメントの実施>

教学マネジメントに関する取組を実施している短期大学は225校（約74%（H28:-））であり、取組としては、「学内の教員間での教育改善に関する認識の共有」を行っている短期大学が211校（約69%）と最も多く、次いで「教育課程編成・実施の方針の策定とこれに基づく体系的な教育課程の構築」を行う短期大学が198校（約65%）、「学長を中心とする運営体制の確立」を行う短期大学が194校（約63%）である。

○ 教学マネジメントに関する取組状況



○ 教学マネジメントに関する取組

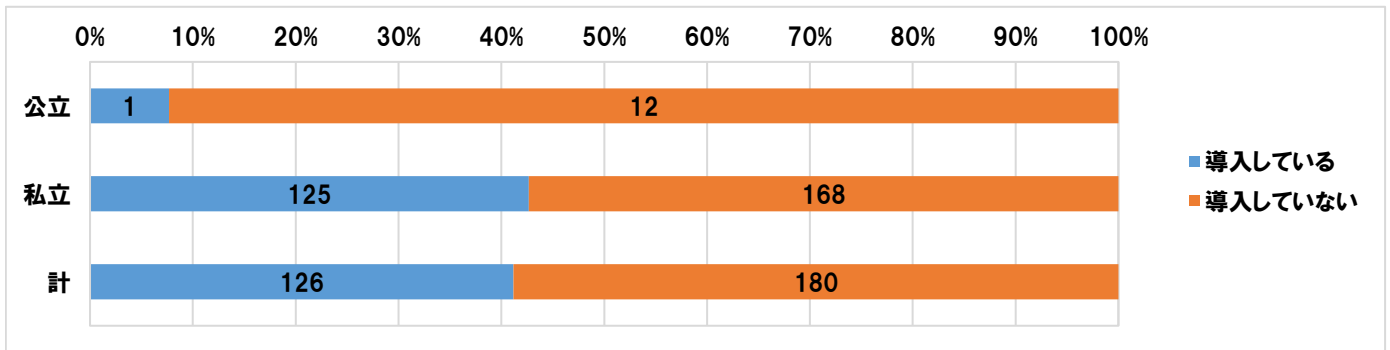


4. 開かれた大学づくり

<長期履修学生制度>

○ 長期履修学生制度の導入状況

職業を有している等の事情により、修業年限を超えた一定の期間にわたって計画的に教育課程を履修して卒業する「長期履修学生制度」については、126校（約41%（H28:約38%））が導入し、令和元年度においては、計602人の学生を長期履修学生として受け入れている。



（単位：人）

令和元年度受入れ人数	
公立	1
私立	601
計	602

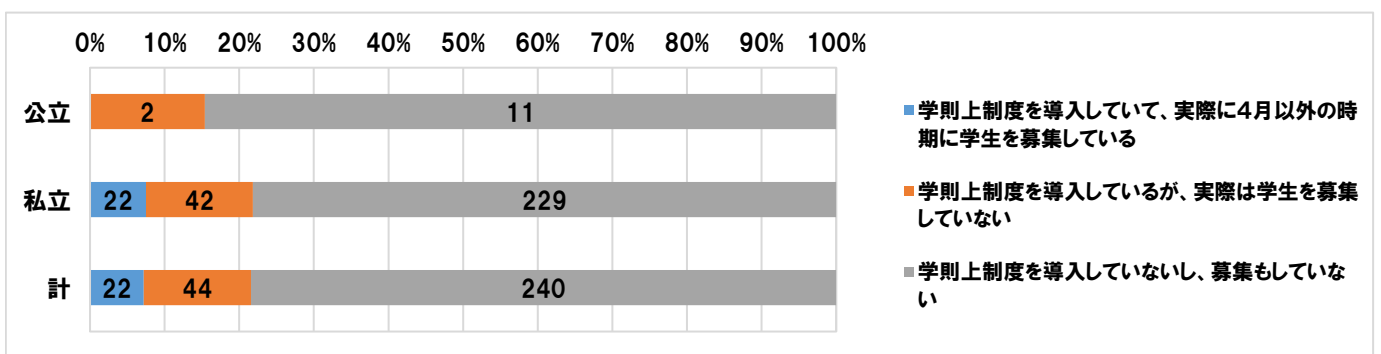
◆長期履修学生制度：

短期大学設置基準第16条の2に基づき、学生個人が職業等を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業させる制度のこと。

<入学時期の弾力化>

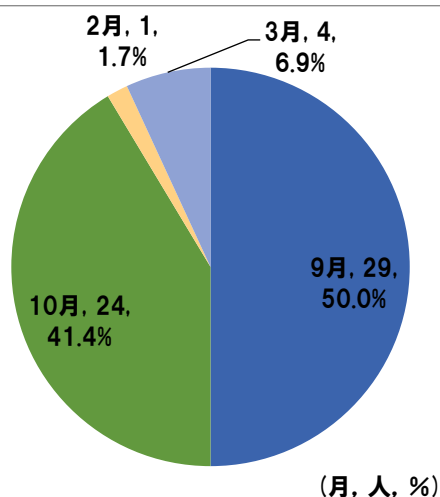
○ 4月以外の時期の入学者を受け入れる制度の導入状況

学則上4月以外の時期に入学者を受け入れる制度を導入し、実際に4月以外の時期に学生を募集している短期大学は22校（約7%（H28:約6%））である。

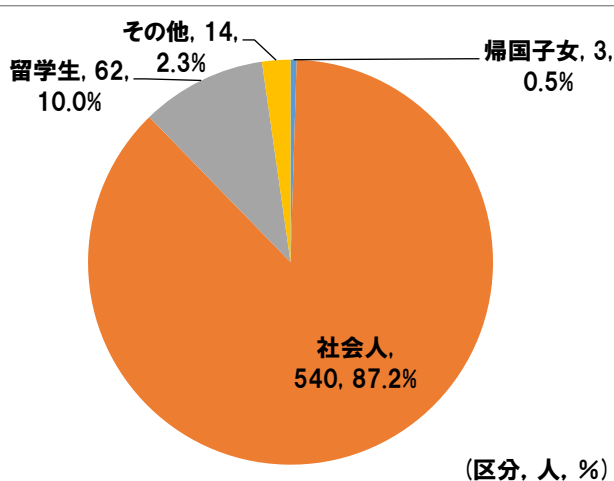


② 4月以外の時期に入学させた時期と学生数

ア 入学時期



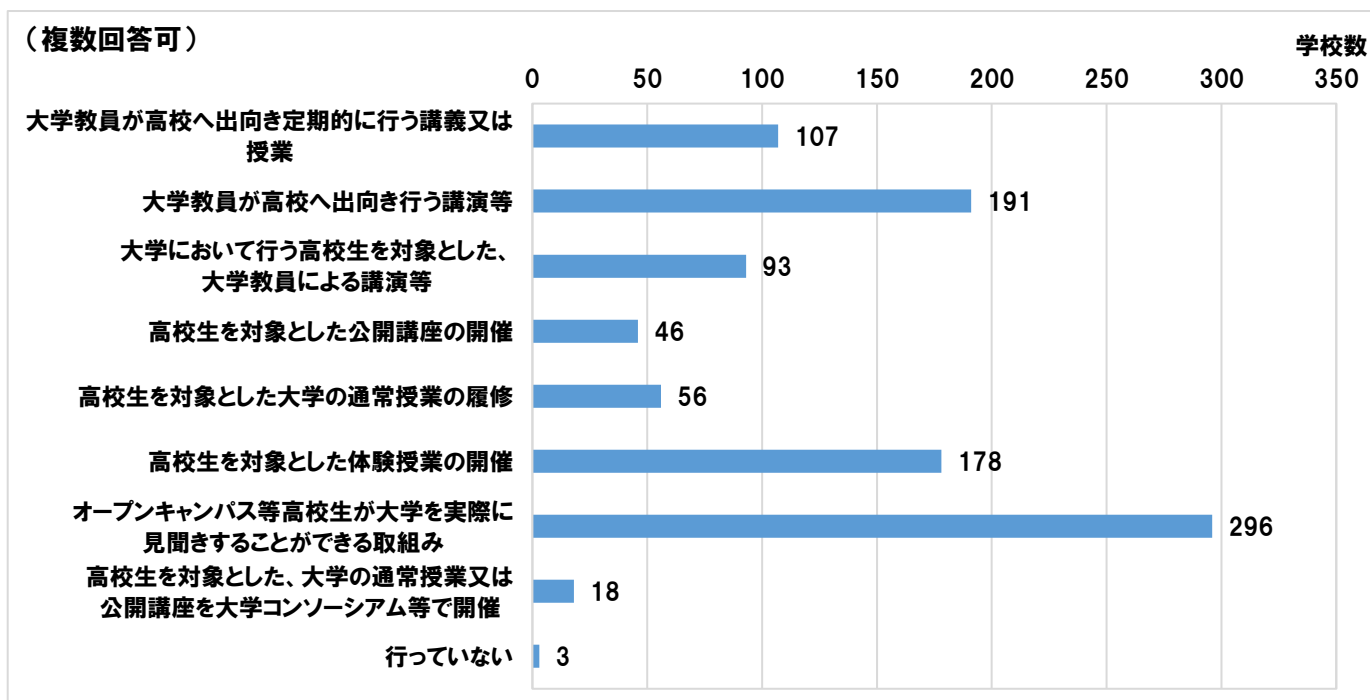
イ 学生数



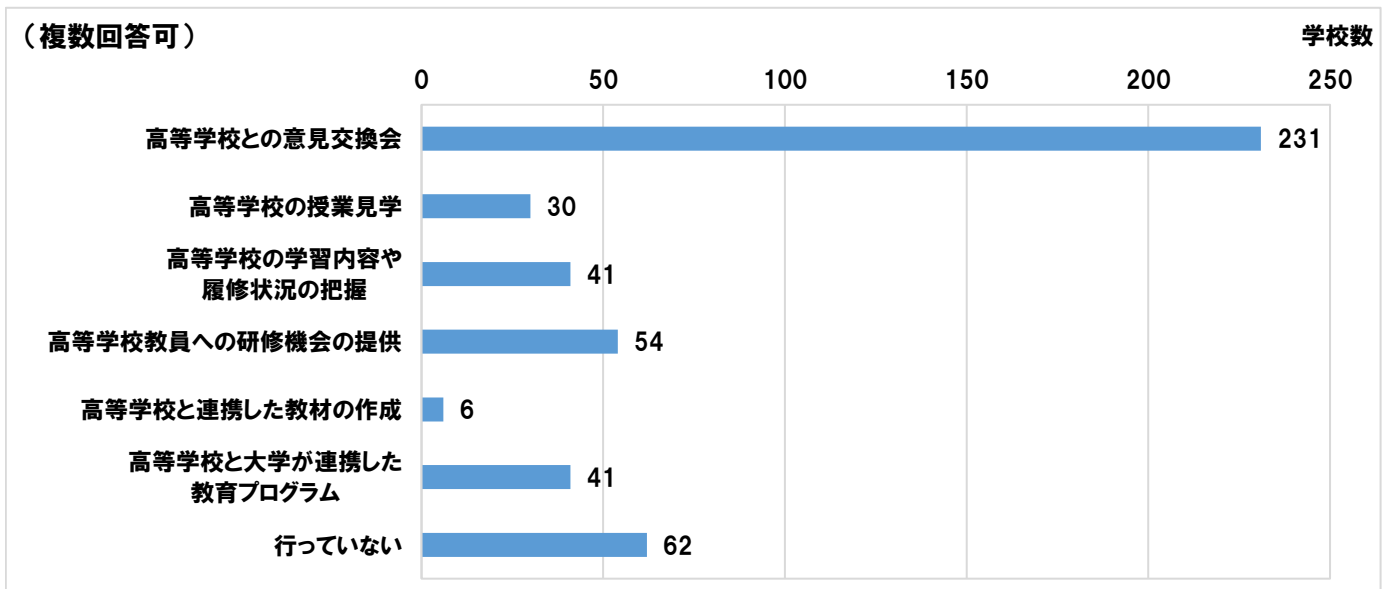
<高大連携>

① 高校生が大学教育に触れる機会の提供

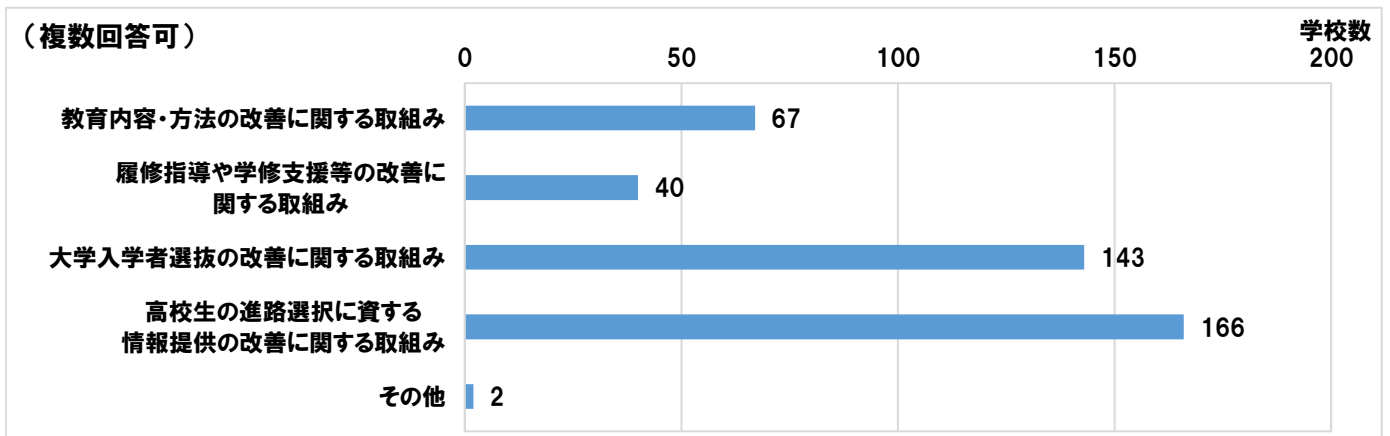
高校生が大学教育に触れる機会として短期大学が行っている取組としては、「オープンキャンパス等」を行う短期大学が296校（約97%）と最も多く、次いで「大学教員が高校へ出向き行う講演等」を行う短期大学が191校（約62%）、「高校生を対象とした体験授業（模擬授業）の開催」を行う短期大学が178校（約58%）である。また、高校関係者との連携の取組としては、「高等学校との意見交換会」を行っている短期大学が231校（約75%）と最も多い。



② 高校生の進路選択や大学入学者選抜の実施等の円滑化等のための、高校関係者との連携の取組



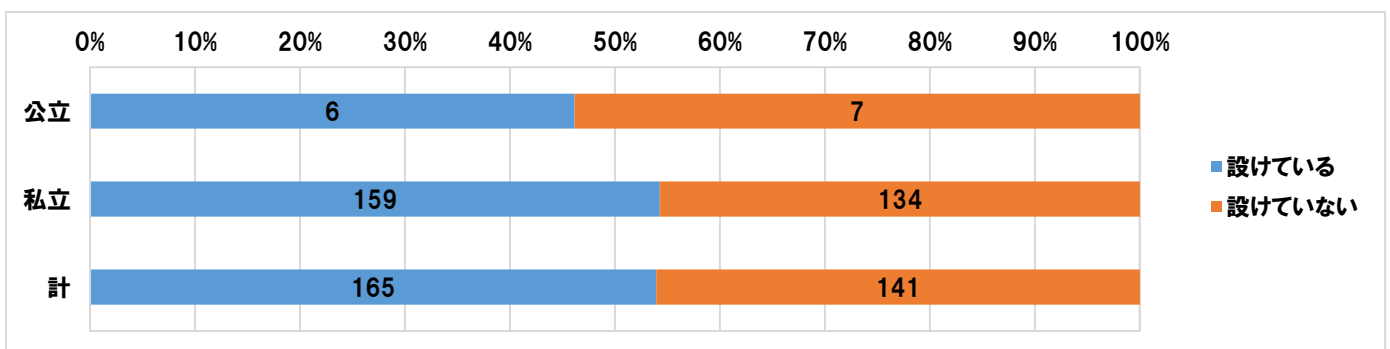
③ ②で「高等学校と意見交換会」を選択した場合、意見交換等の結果を踏まえた改善の取組状況



<大学以外の教育施設等における学修>

○ 大学以外の教育施設等における学修の単位認定制度

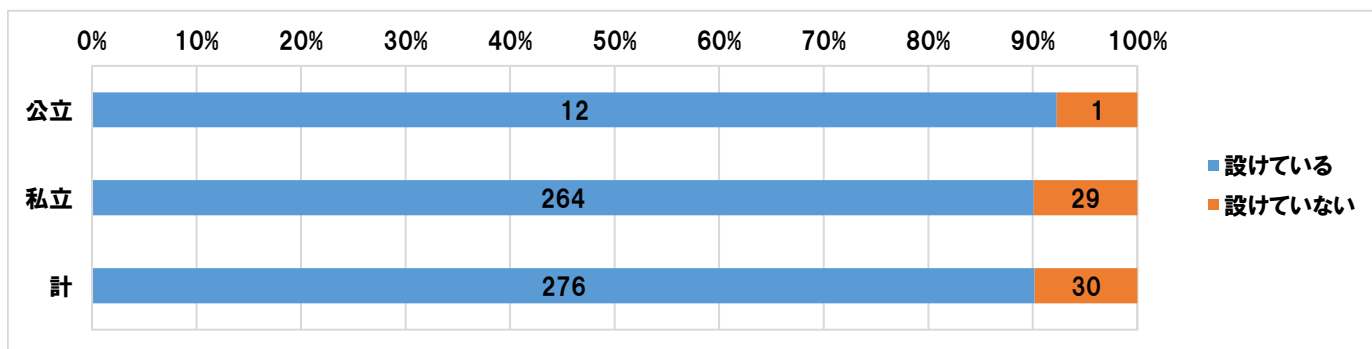
大学又は短期大学以外の教育施設等における学修の単位認定を行っている短期大学は165校（約54%（H28:約56%））である。



<入学前の既修得単位等の認定>

○ 入学前の既修得単位等の認定制度

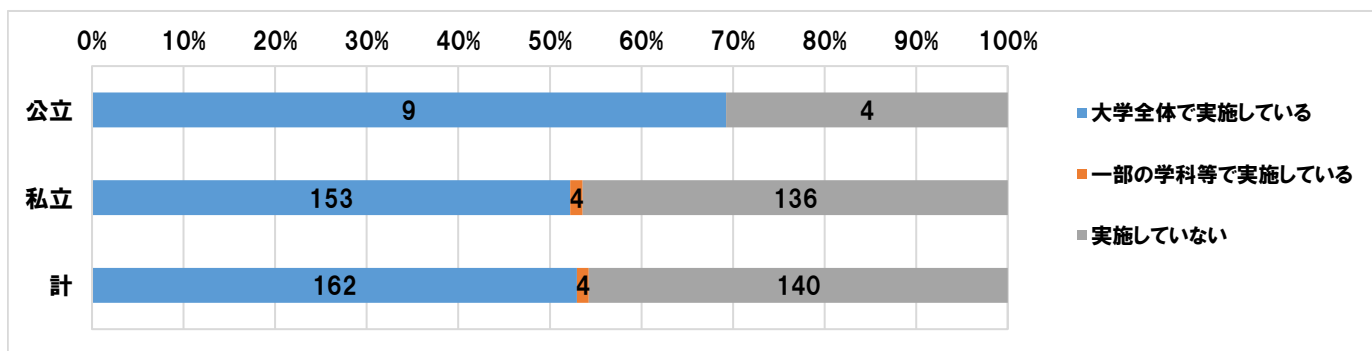
入学前の既修得単位等の認定を行っている短期大学は276校（約90%（H28:約93%））である。



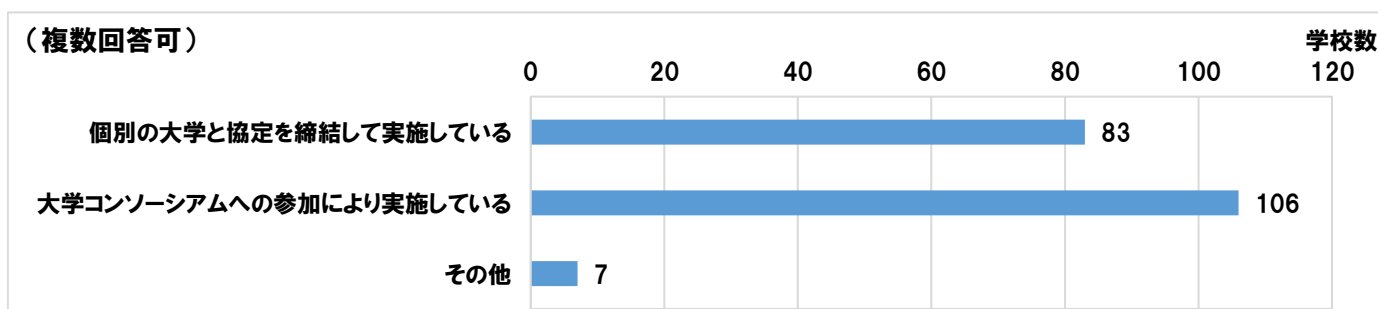
<国内の大学との単位互換制度>

国内の他大学との単位互換制度を実施している短期大学は166校（約54%（H28:約55%））であり、うち106校（約35%）が大学コンソーシアムへの参加により実施している。

① 国内の大学との単位互換制度の実施状況



② 国内の大学と単位互換制度を実施している場合、その実施方法



③ 国内の大学と単位互換制度を実施している場合の実施状況

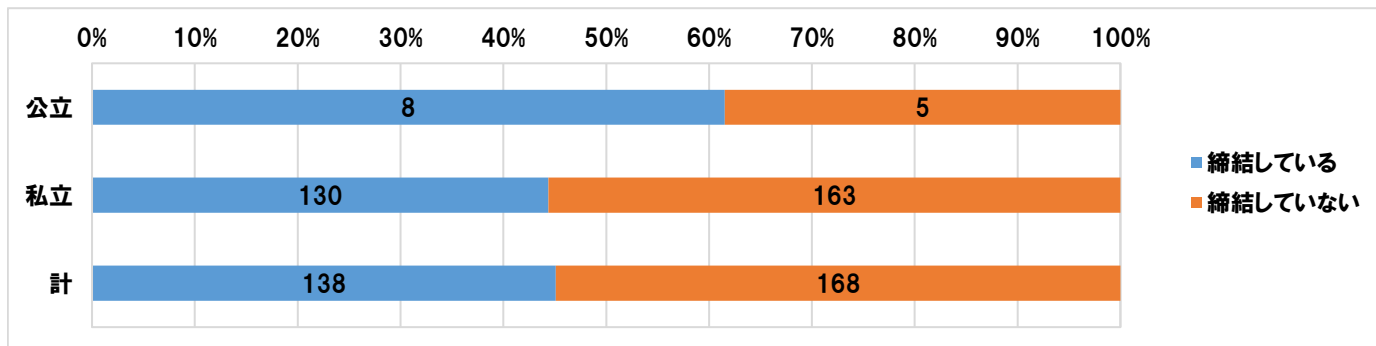
(単位:人)

送り出した学生数	受け入れた学生数
2,599	1,740

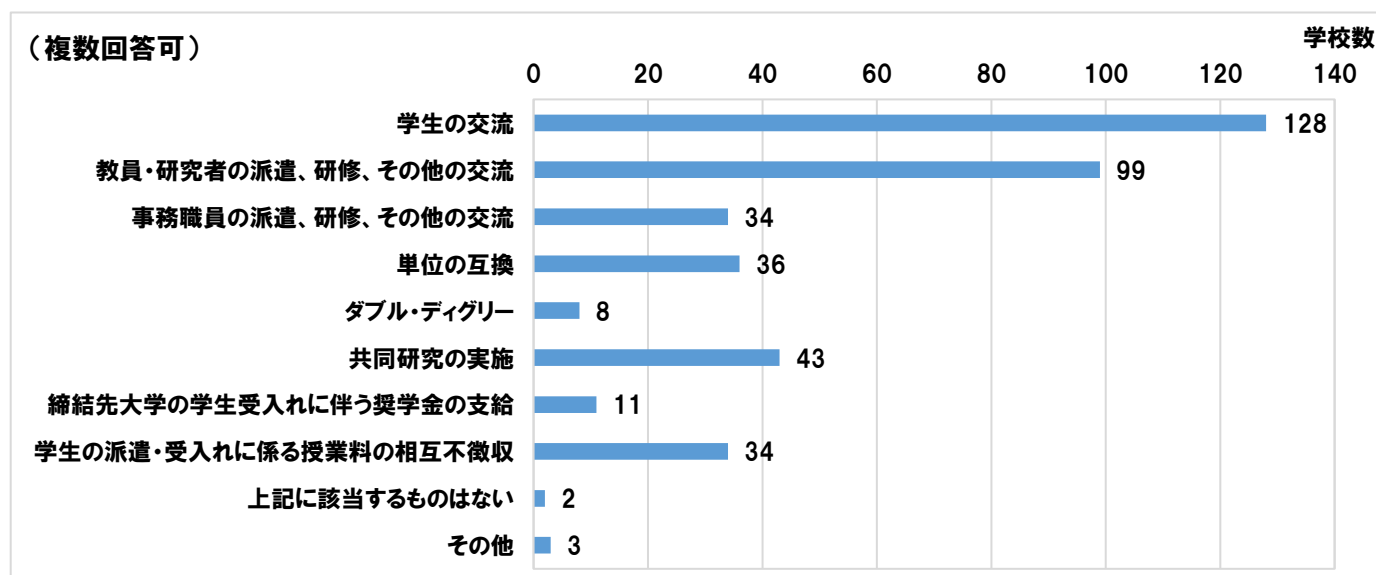
<海外の大学との大学間交流協定>

海外の大学と大学間交流協定を締結している短期大学は138校（約45%（H28:約45%））であり、うち36校（約12%）において協定の内容に単位互換を含んでいる。

① 海外の大学との大学間交流協定の締結状況



② 海外の大学と大学間交流協定を締結している場合、次の内容を含む協定の有無



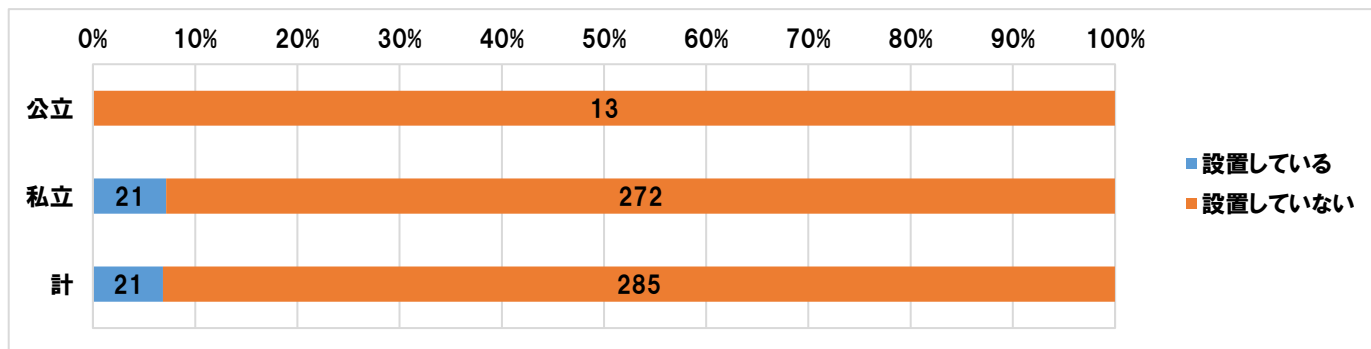
◆ダブル・ディグリー：

この調査における「ダブル・ディグリー」とは、我が国と外国の大学が、教育課程の実施や単位互換等について協議し、また、教育課程を共同で編成・実施し、単位互換を活用することにより、双方の大学がそれぞれ学位を授与する形態を指す。

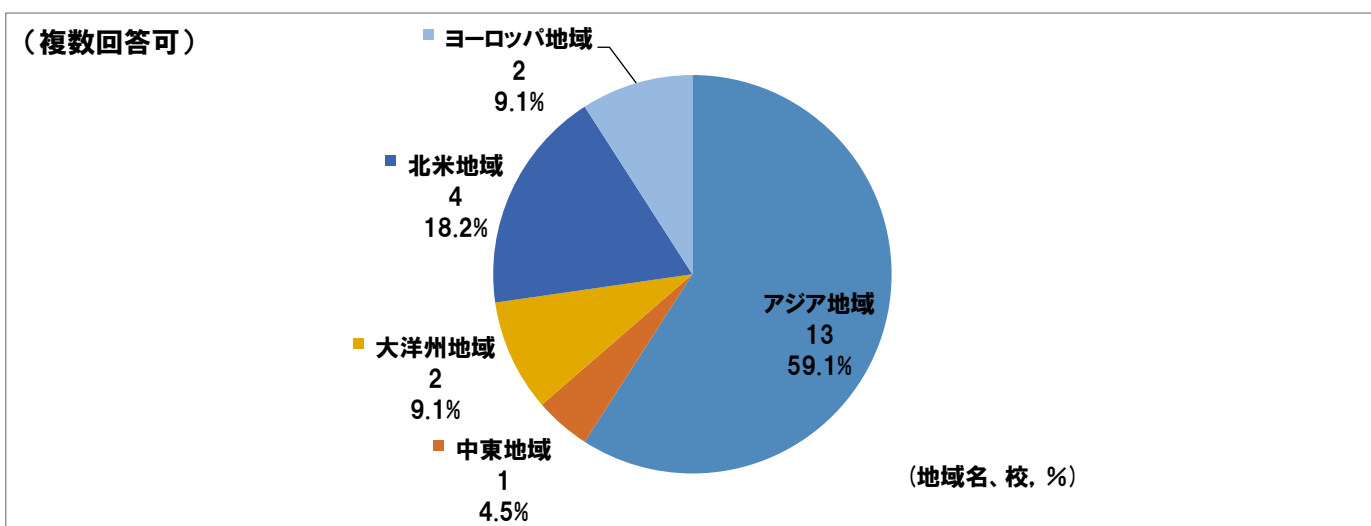
<海外における活動拠点>

海外における活動拠点を設置している短期大学は21校（約7%（H28:約6%））であり、うち13校がアジア地域に拠点を設置している。

① 海外における活動拠点の設置



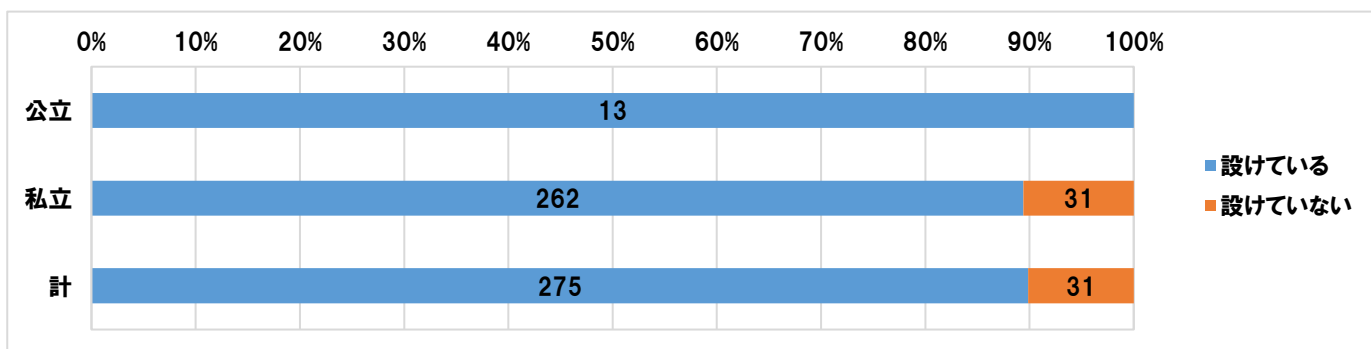
② 海外における活動拠点を設置している場合、拠点を設置している地域



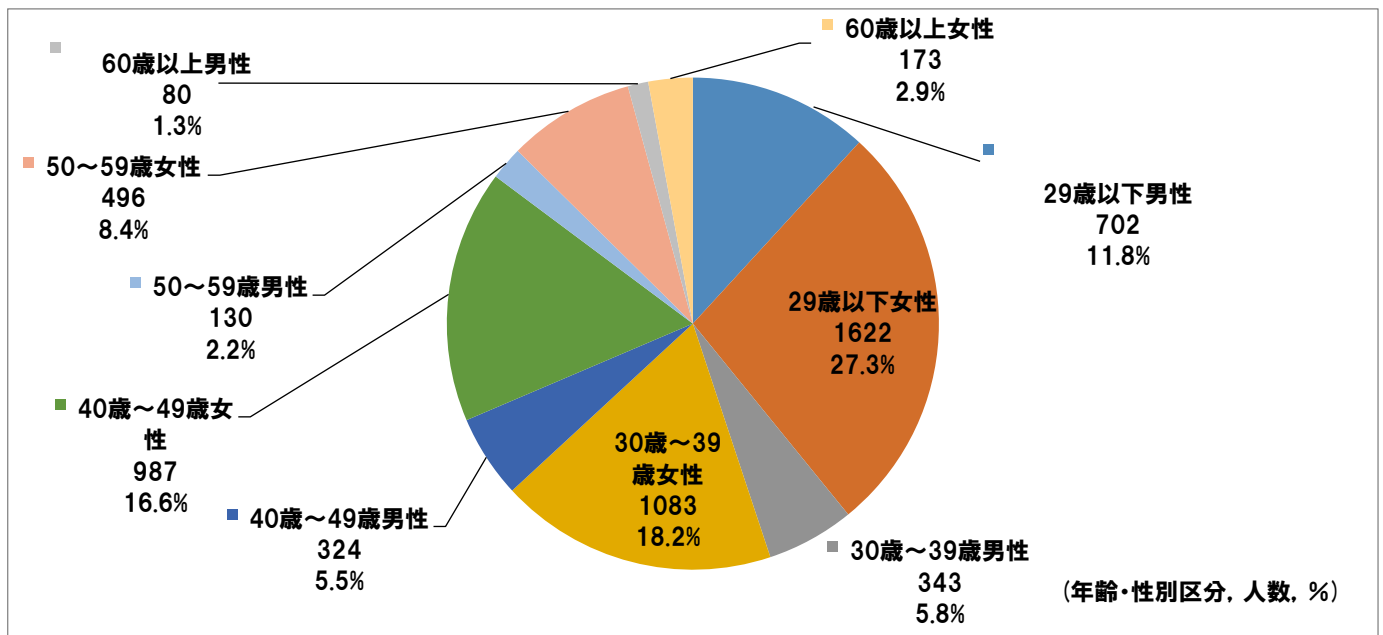
<社会人学生の受入れ>

社会人特別選抜制度を設けている短期大学は275校（約90%（H28:約88%））である。また、令和元年度に在籍している社会人学生のうち、29歳以下が約39%を占めている。

① 社会人特別選抜制度の設定状況



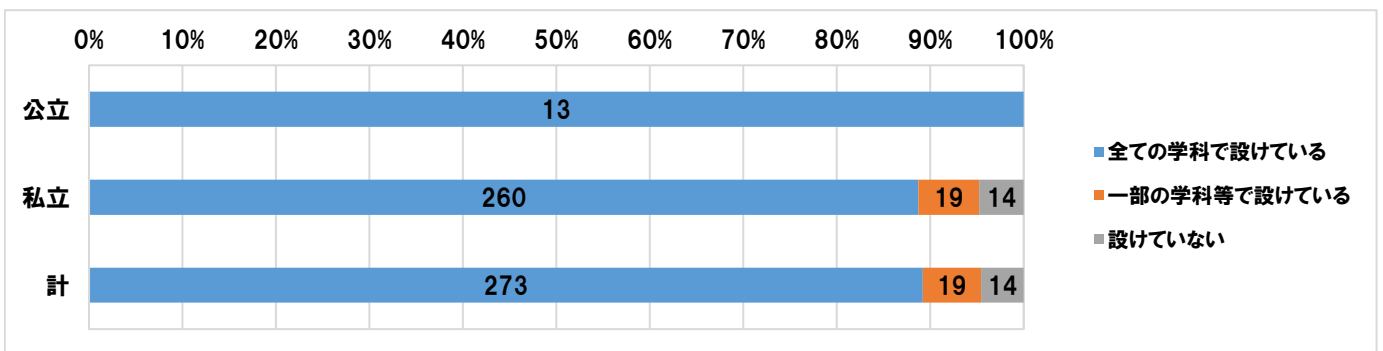
② 社会人学生の在学者の年齢別状況



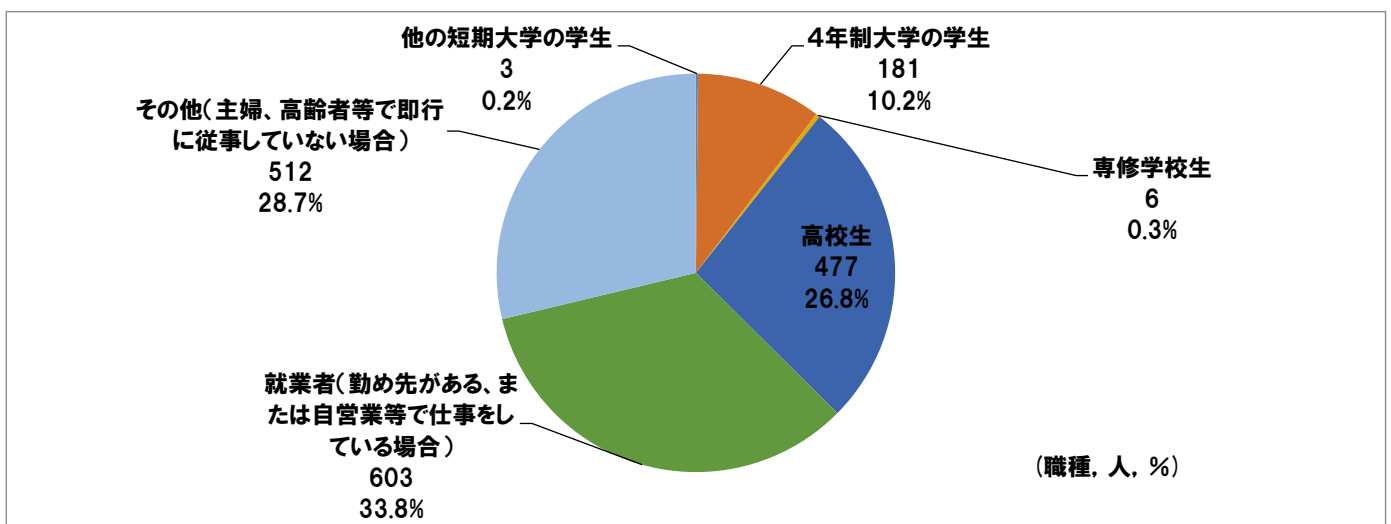
<科目等履修生の受入れ>

科目等履修生制度を設けている短期大学は292校（約95%（H28:約95%））であり、科目等履修生として就業者（勤め先がある、または、自営業等で仕事をしている場合）の割合が最も高い。

① 科目等履修生の受入制度の設定状況



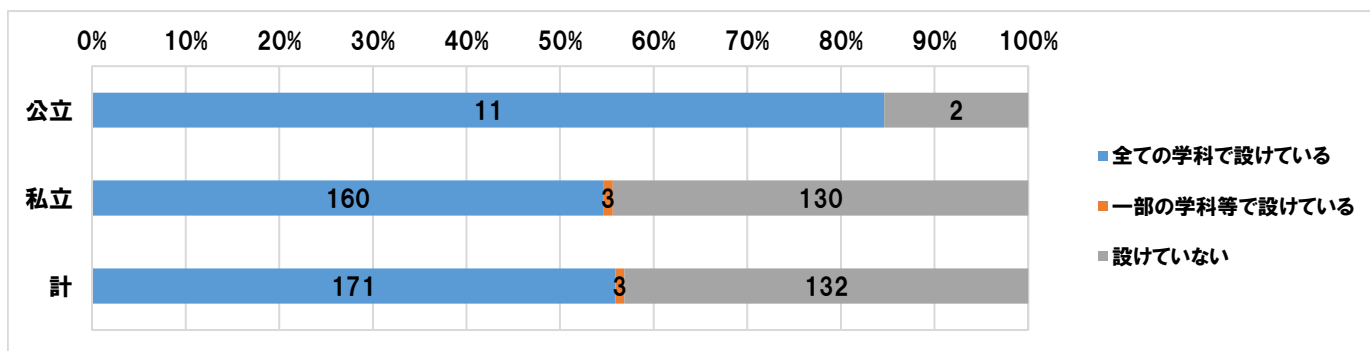
② 科目等履修生の受入制度を設けている場合、科目等履修生の属性別受入実績人数



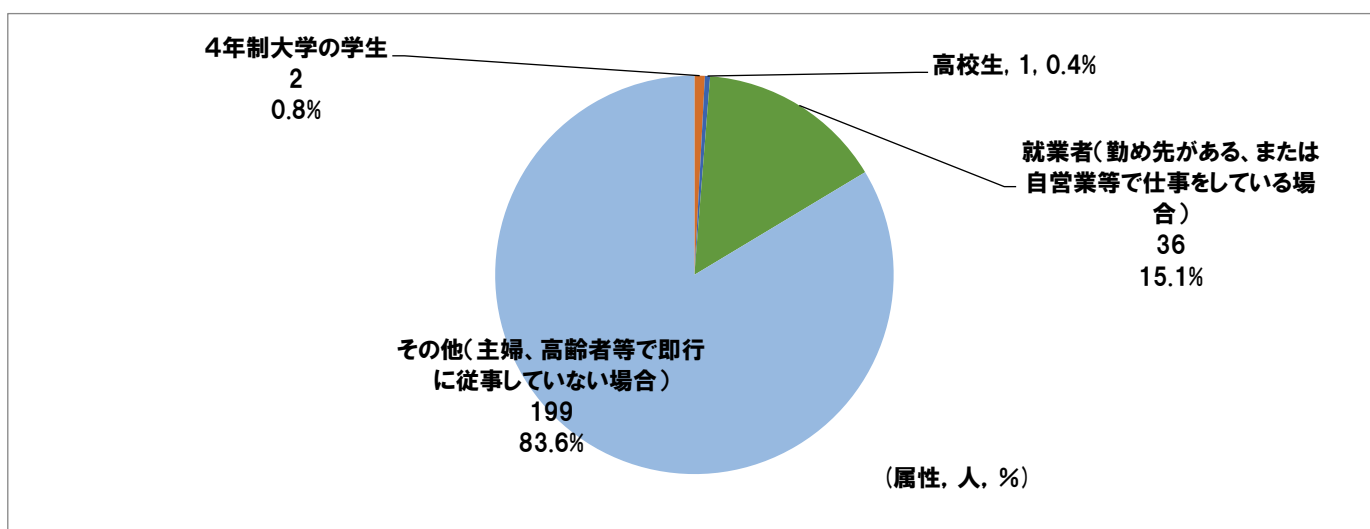
<聴講生の受入れ>

聴講生の受入制度を設けている短期大学は174校（約57%（H28:約57%））で、主婦、高齢者等の受入れが約74%を占めている。

① 聴講生の受入制度の設定状況



② 聴講生の受入制度を設けている場合、聴講生の属性別受入実績人数



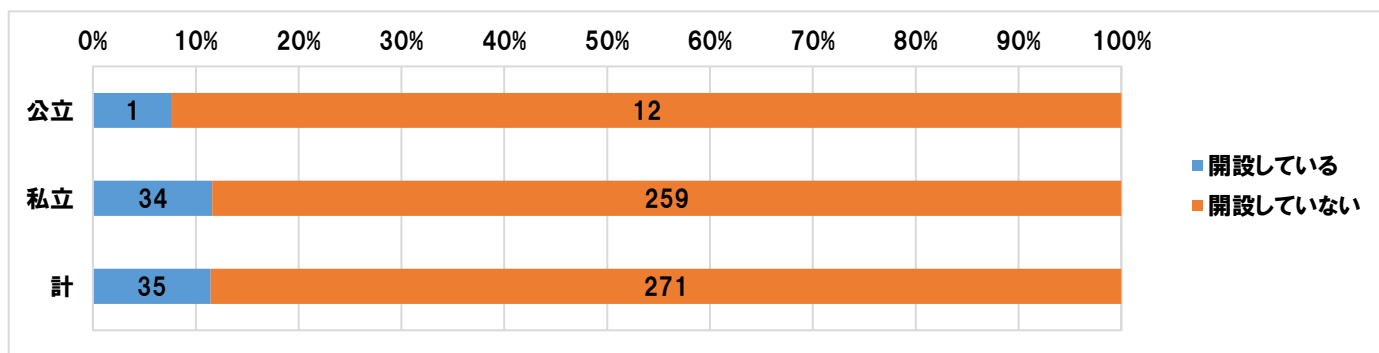
◆聴講生：

教育課程の全部の履修を目的とする正規の学生とは異なり、授業の一部を履修することを目的として、学則によって慣行的に認められてきたものであり（法令に直接の根拠はない）、その区分、履修内容等についても各大学の学則等により定められるが、科目等履修生のように履修した授業科目の単位認定は行われないものを指す。

<履修証明プログラムの実施>

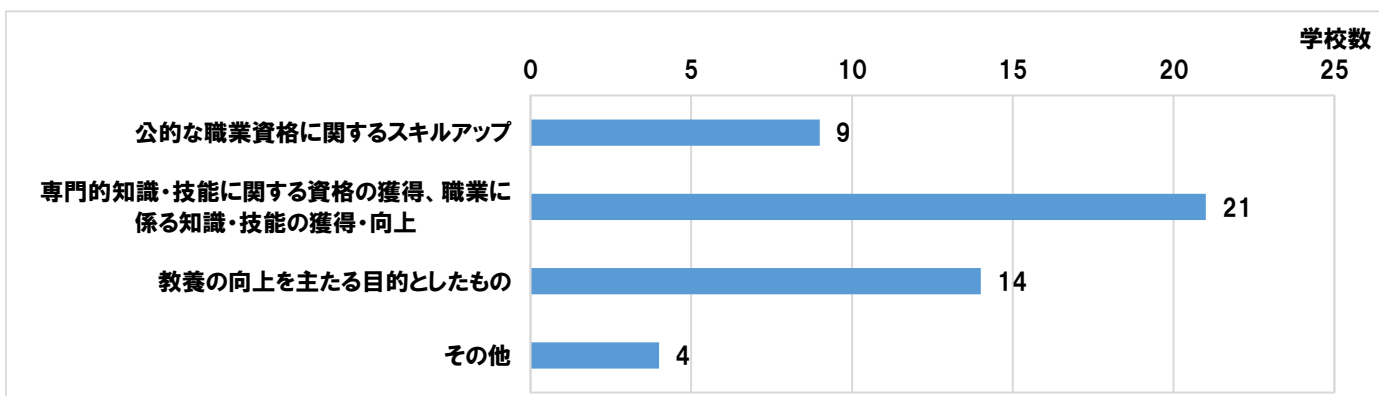
履修証明プログラムを開設している短期大学は35校（約11%（H28:約10%））で、令和元年度における受講者数は272人、証明書交付者数は276人である。

① 学校教育法第105条及び学校教育法施行規則第164条に基づく履修証明プログラムの開設状況



② 履修証明プログラムを開設している場合の内容等

ア) プログラムの内容



エ) 受講者数

(単位:人)

	公立	私立	合計
受講者数	1	271	272

オ) 証明書交付者数

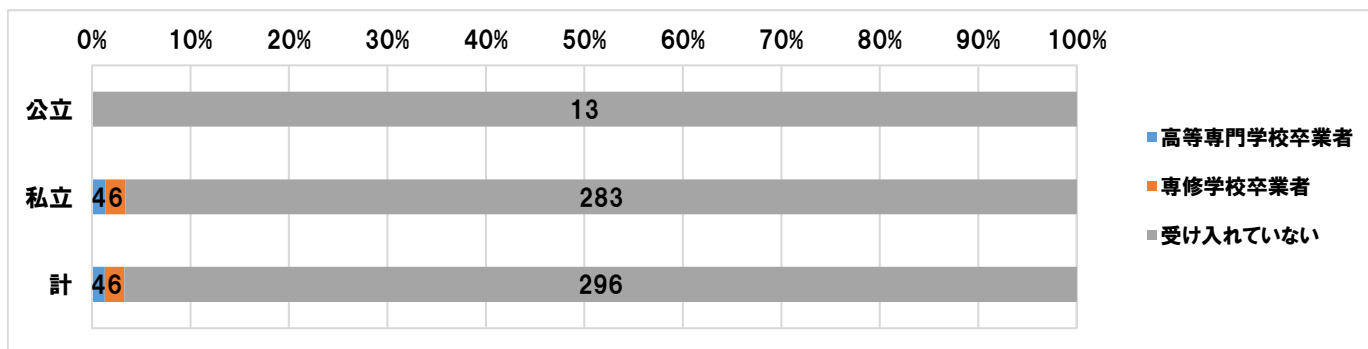
(単位:人)

	公立	私立	合計
交付人数	1	275	276

<編入学の受入れ>

編入学（※）学生を受け入れている短期大学は10校（約3%（H28:約3%））である。

○ 編入学学生の受入状況



（※）「編入学」とは、学校を卒業した者が、教育課程の一部を省いて途中から履修すべく他の種類の学校に入学すること（途中年次への入学）と解されている。短期大学への編入学は、現在、高等専門学校を卒業した者及び専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを卒業した者について認められている。

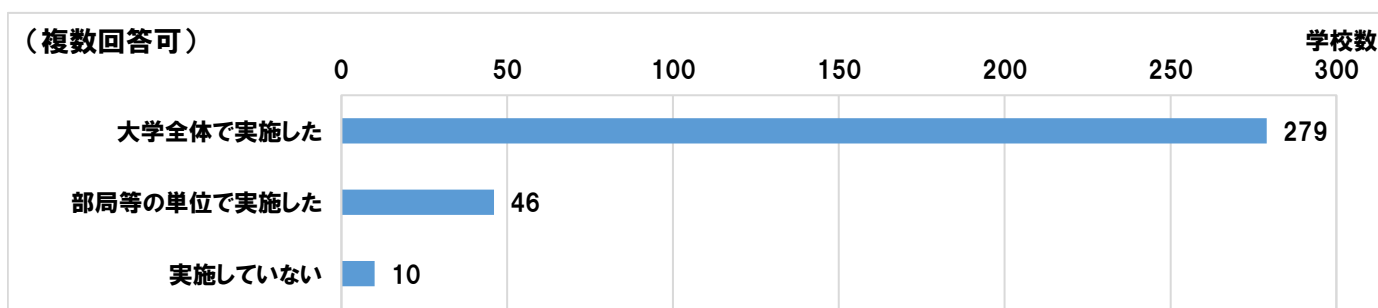
5. 教職員の質向上等の取組状況

<SD(スタッフ・ディベロップメント)の実施>

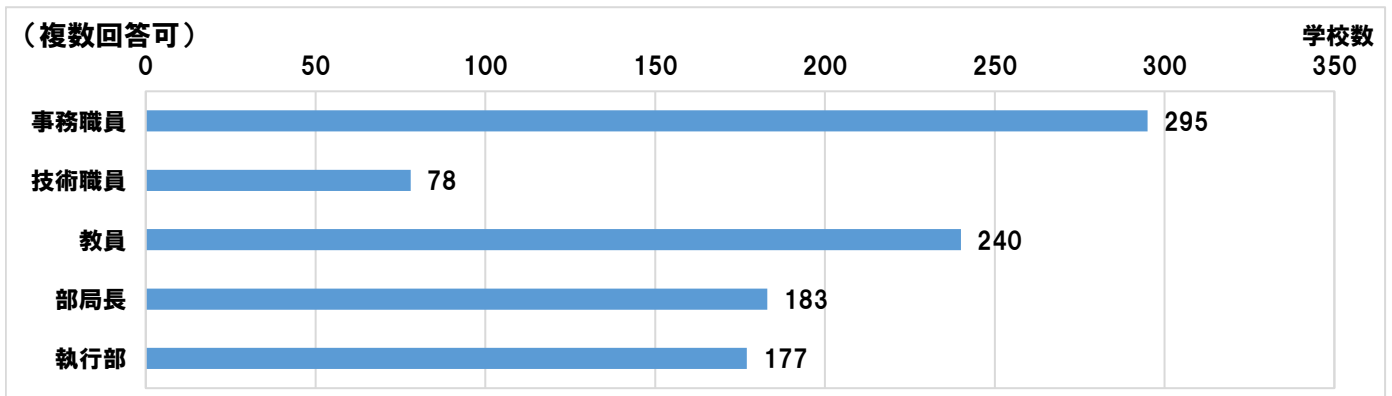
なんらかのSDを実施した短期大学は296校（約97%（H28:約96%））であり、具体的内容として、「大学問題に関する基礎的な知識・理解等を深めることを目的とするもの」を実施した短期大学が192校（約63%）と最も多く、次いで「業務領域の知見の獲得を目的とするもの」を実施した短期大学が171校（約56%）、「教育支援を目的とするもの」を実施した短期大学が140校（約46%）である。

◆スタッフ・ディベロップメント：
大学等の管理に必要な知識・技能を身に付け、能力・資質を向上させるための研修。

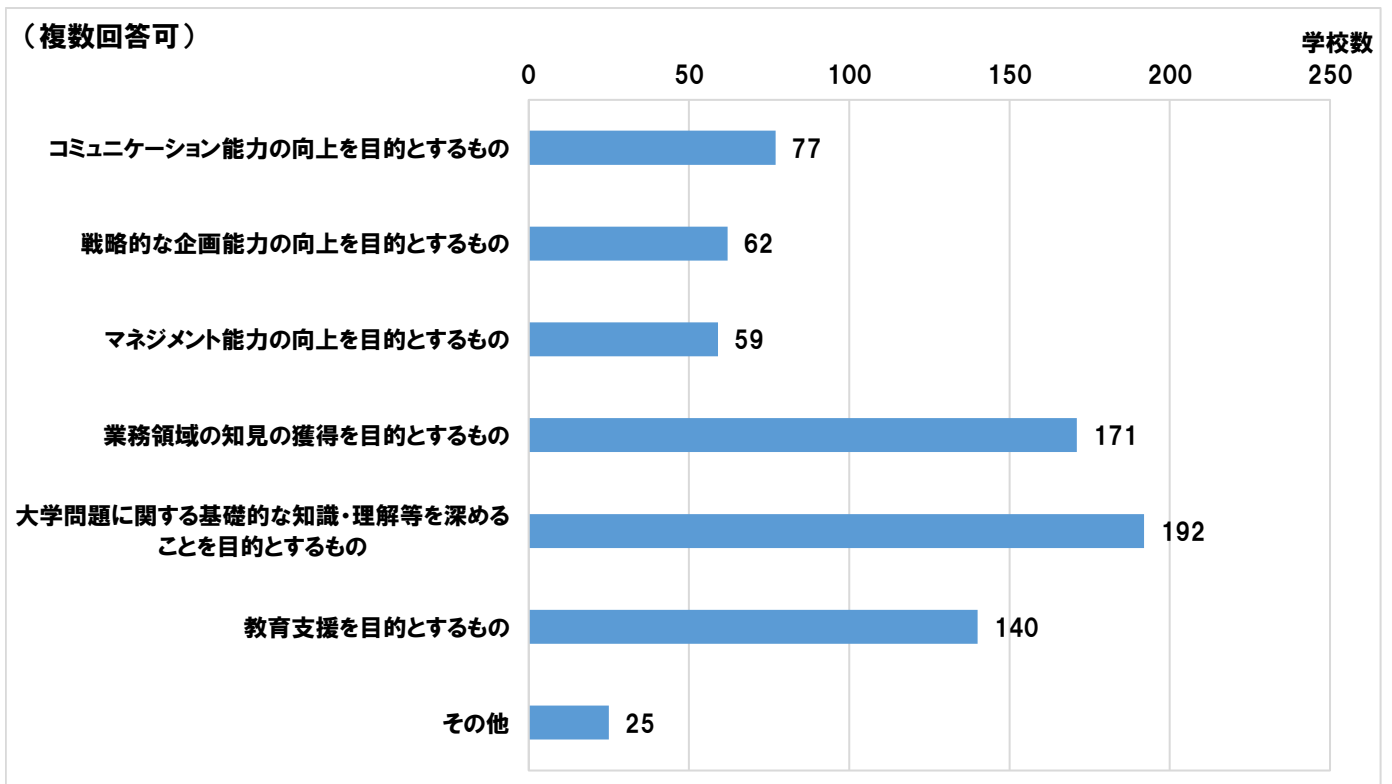
① SDの実施状況



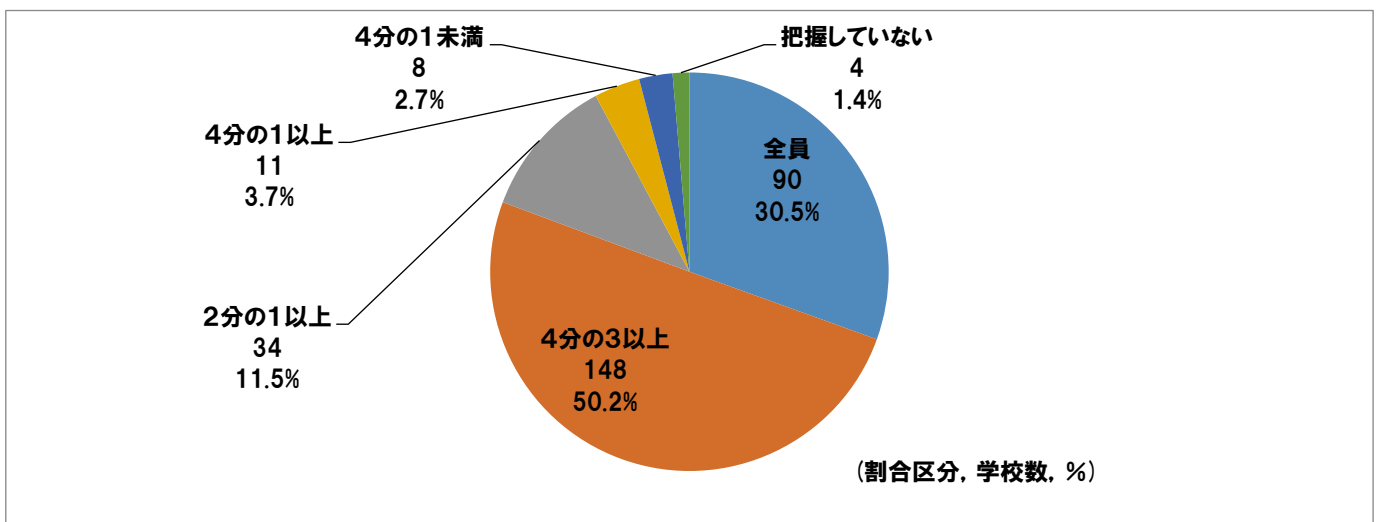
② SDを実施した場合、SDの対象者



③ SDを実施した場合、SDとして行った内容



④ SDを実施した場合、短期大学全体の専任職員のうちSDに参加した者のおおよその割合



<FD(ファカルティ・ディベロップメント)の実施>

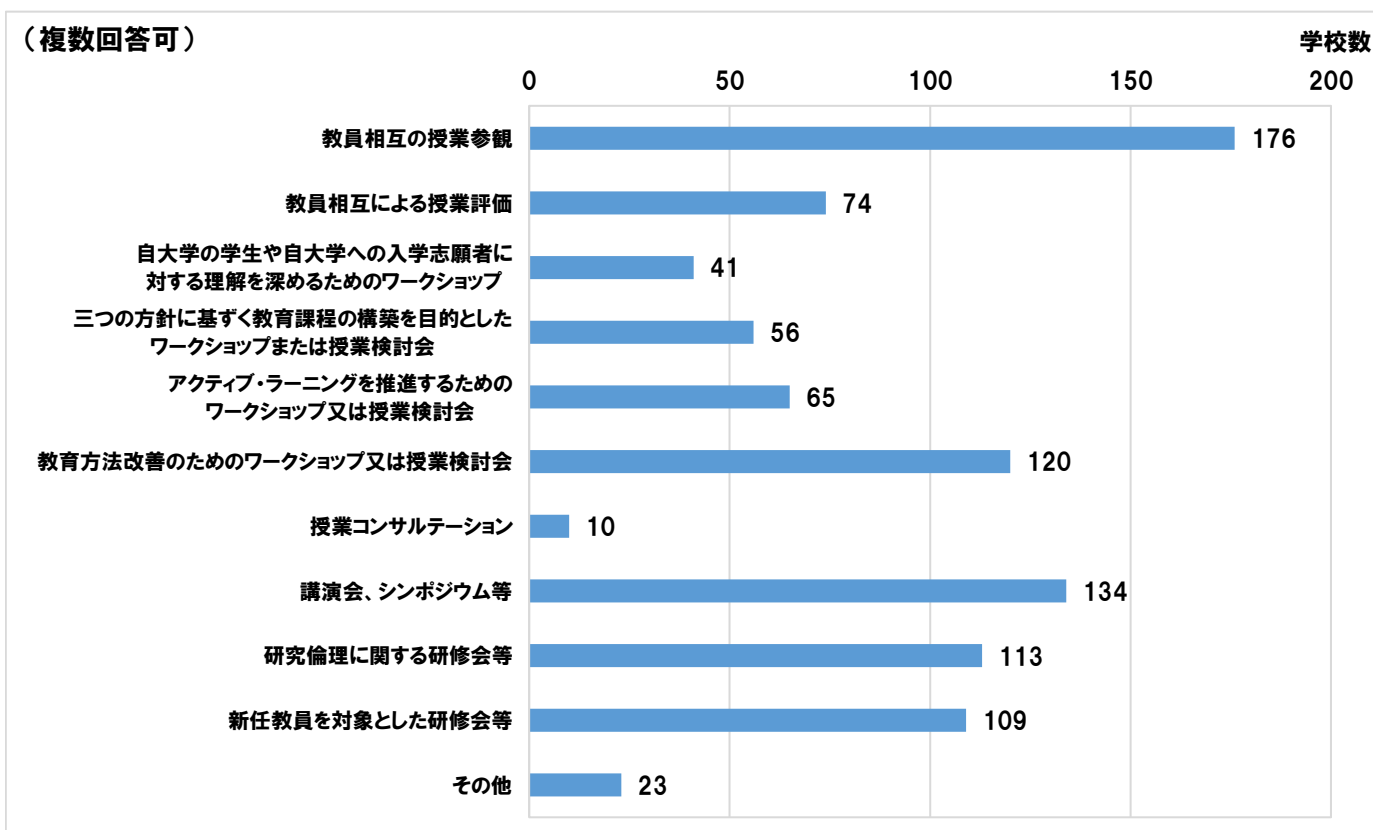
FD活動の具体的内容として「教員相互の授業参観」、「講演会、シンポジウム等」、「教育方法改善のためのワークショップ又は授業検討会」を実施している短期大学が多い。

また、FDに関するセンター等の組織を設置している短期大学は220校（約72%（H28:約67%））であり、「授業内容、方法の改善、向上」を目的としている短期大学が155校（約51%）と最も多い。

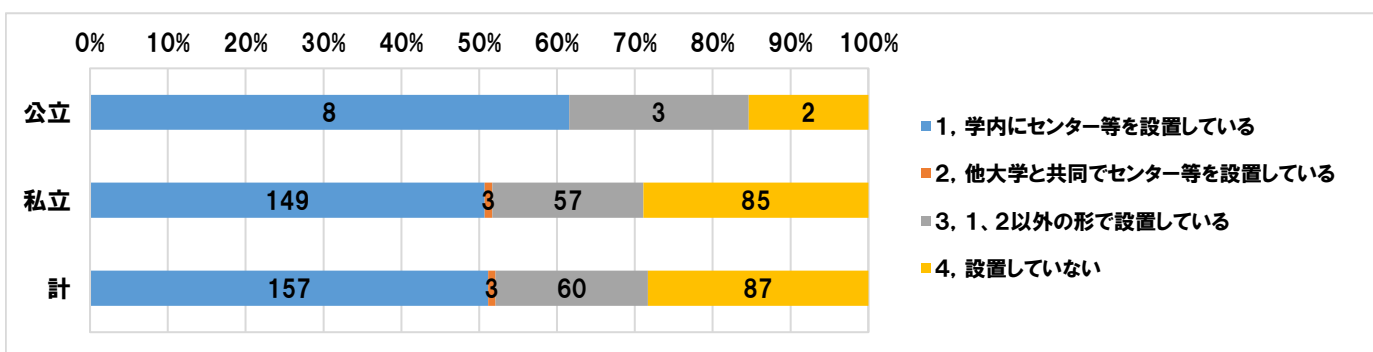
◆ファカルティ・ディベロップメント：

教員が授業内容・方法を改善し、向上させるための組織的な研修又は研究の総称で、短期大学設置基準第11条の3において、大学における義務とされている。

① FDの実施状況



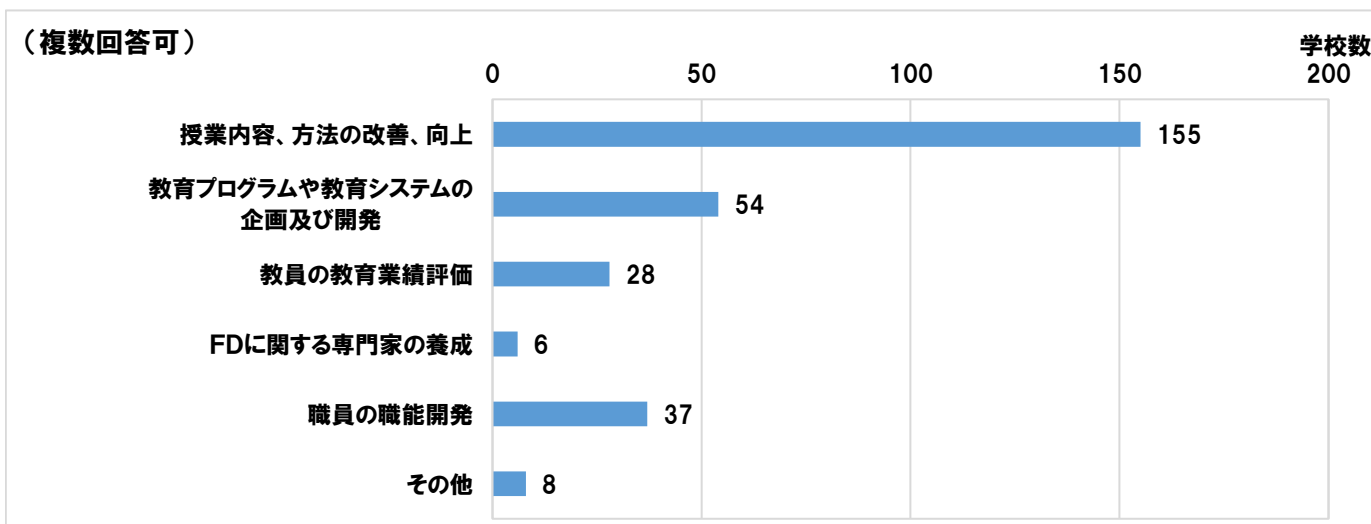
② FDに関するセンター等の組織(※)の設置状況



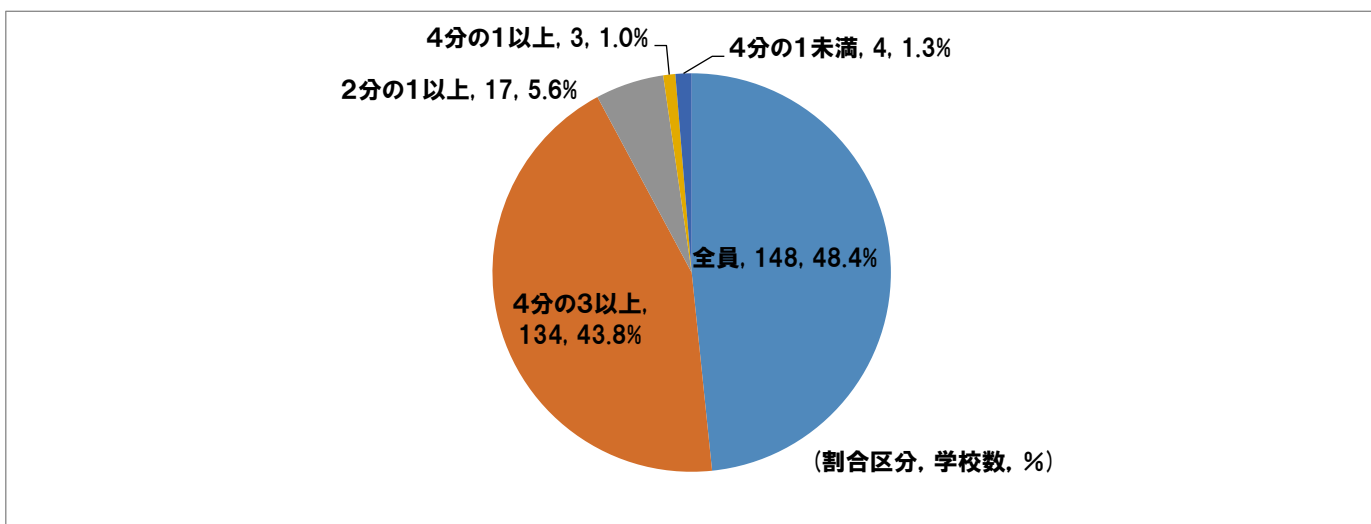
(※) 教育方法の研究開発、教員を対象とした研修、教授方法に係る個別相談等を行うために設置される組織のこと。

(※) FDに関するセンター等の組織の設置状況について、「学内にセンター等（学内組織を含む。）を設置している」かつ「他大学と共同でセンター等を設置している」と回答した1短期大学が重複している。

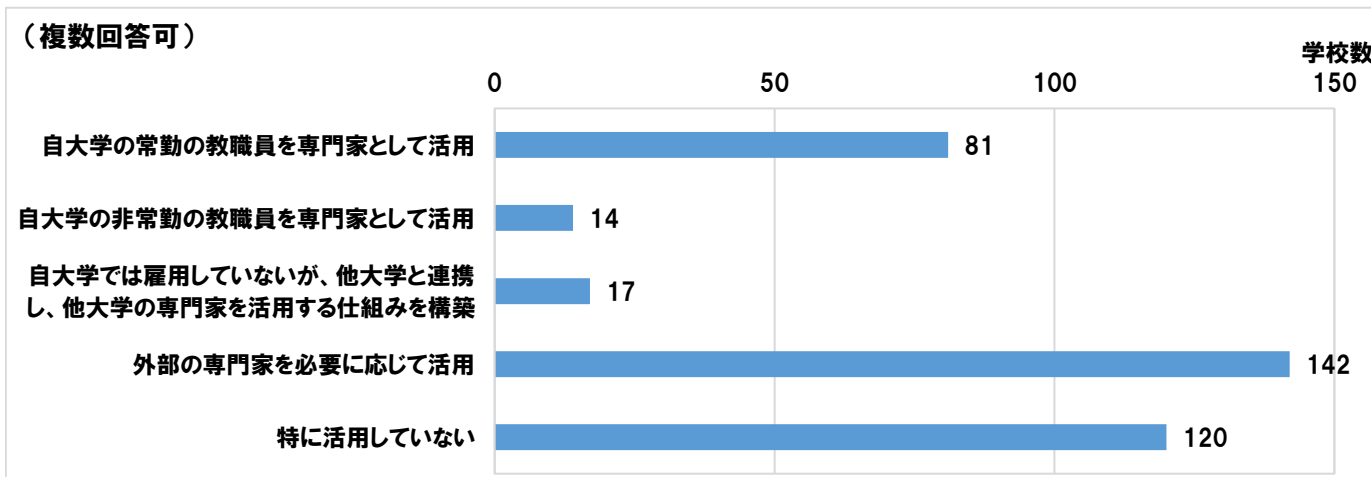
③ FDに関するセンター等の組織を学内に設置している場合、当該組織に求められる役割、機能



④ 短期大学全体の専任教員のうちFDに参加した者のおおよその割合



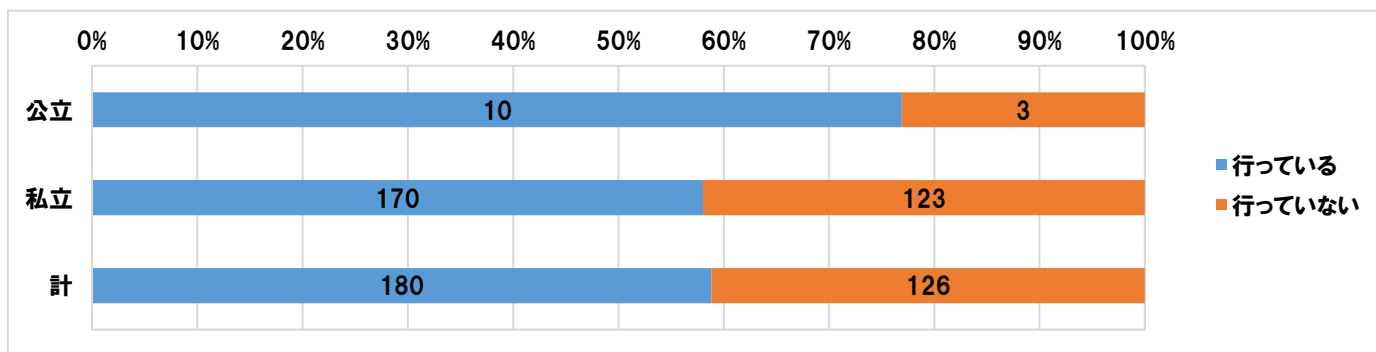
⑤ FDの実施に当たってのFDに関する専門家の活用状況



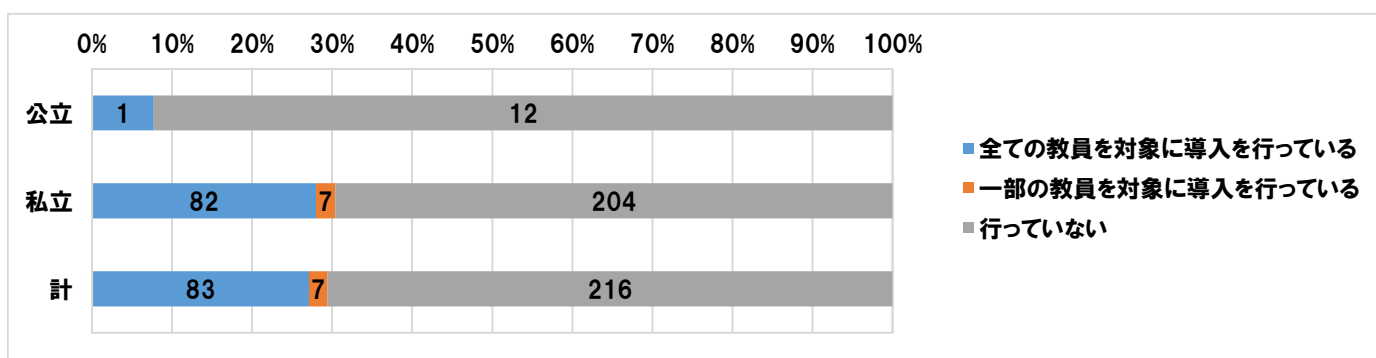
<教員の教育面における評価のための工夫等>

教員の教育面における業績評価や顕彰を行っている短期大学は180校（約59%（H28:約56%））であり、ティーチング・ポートフォリオを導入している短期大学は90校（約29%（H28:約12%））である。

① 教員の教育面における業績評価や顕彰の実施状況



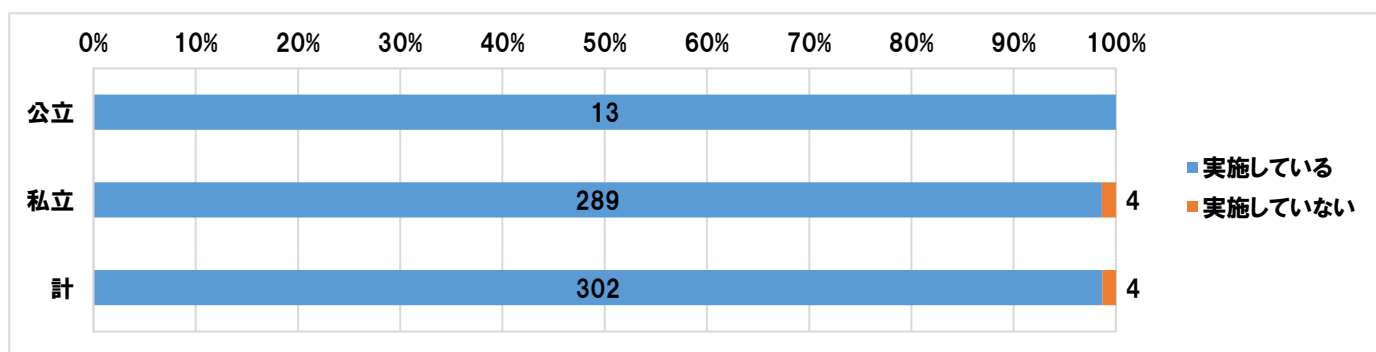
② ティーチング・ポートフォリオの導入状況



<ハラスメントの防止>

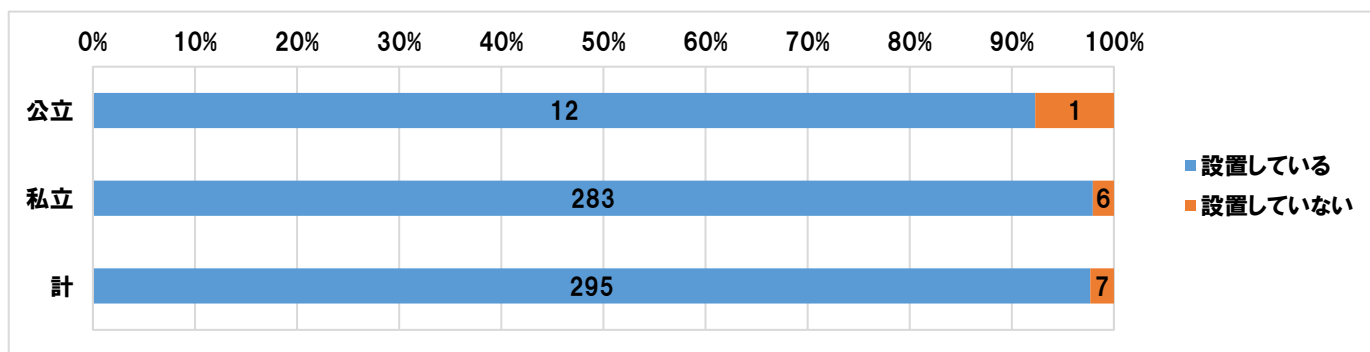
大学全体で学生・教職員を対象としたハラスメント防止の取組を実施している短期大学は302校（約99%（H28:約97%））であり、学内全ての学生及び教職員が相談できる窓口を設置している短期大学は295校（約96%（H2:約95%））である。

① 大学全体における学生及び教職員を対象としたハラスメント(※)防止の取組状況

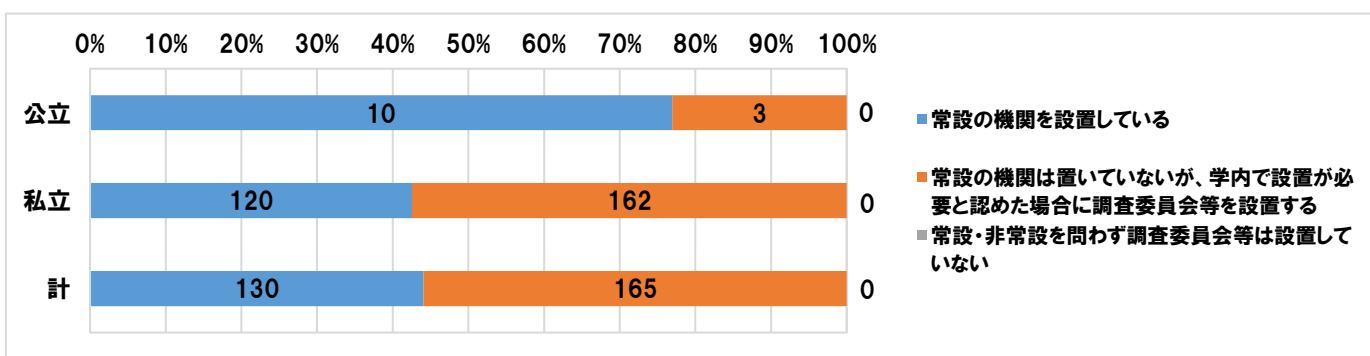


(※) ハラスメントは、例えば、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントやパワー・ハラスメント、本邦外出身者に対する差別的言動や性的志向及び性自認を理由とする差別的扱い等が考えられる。

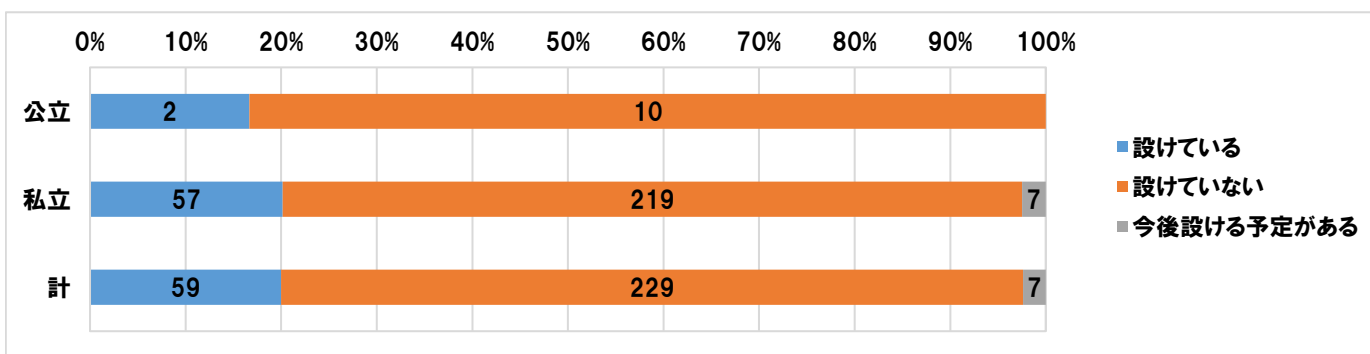
② 大学全体でハラスメント防止の取組を実施している場合、学内の全ての学生及び教職員が相談できる窓口の設置状況



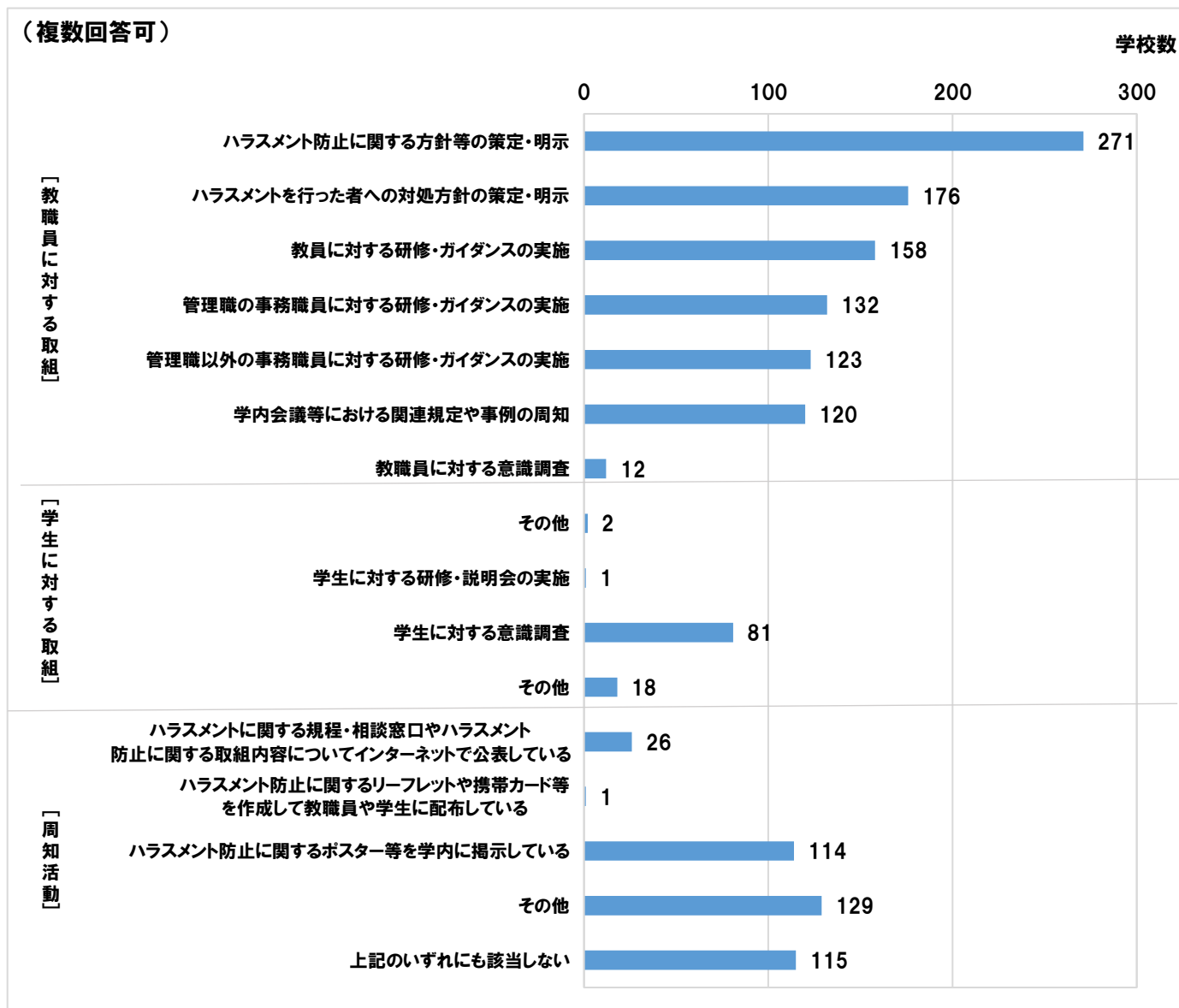
③ 大学全体でハラスメント防止の取組を実施している場合、ハラスメントの防止のための全学的な調査・対策機関の設置状況



④ ②で「設置している」を選択した場合、学内の全ての学生及び教職員が相談できる学外の機関を活用した相談窓口の設置状況



⑤ ①で「実施している」を選択した場合、普及・啓発活動や事案発生後の対応の周知を含め、行っている
ハラスメント防止のための取組



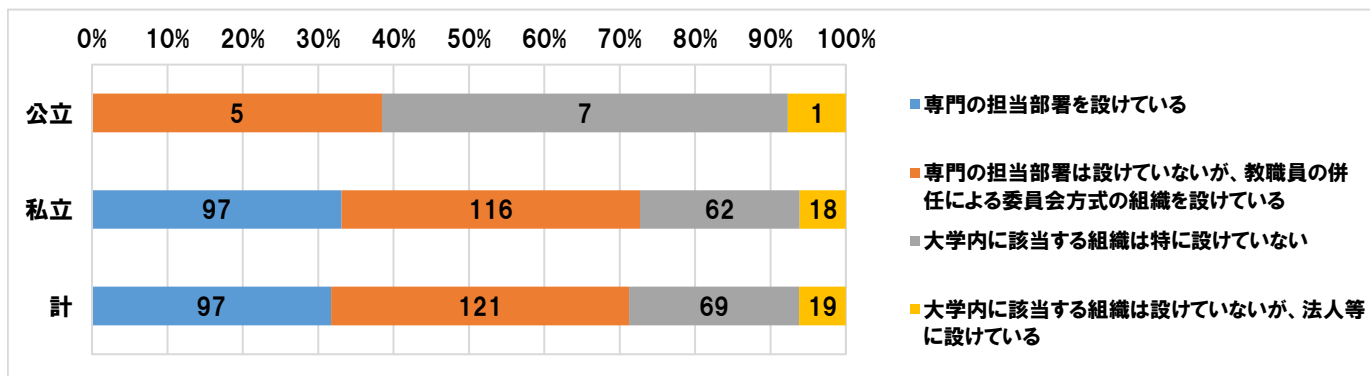
6. IRに関する取組

大学内にIR（インスティトゥーショナル・リサーチ）を専門で担当する組織又は部署を設けている短期大学は218校（約71%（H28:約60%））であり、具体的な業務としては、「学生の学修成果の評価のためのデータ収集、評価の実施・分析」を行う短期大学が80校（約26%）と最も多く、次いで「学生の学修時間の把握のためのデータ収集、分析」を行う短期大学が73校（約24%）、「自己点検評価に必要なデータの収集や分析等、自己点検評価に関連する業務」を行う短期大学が60校（約20%）である。

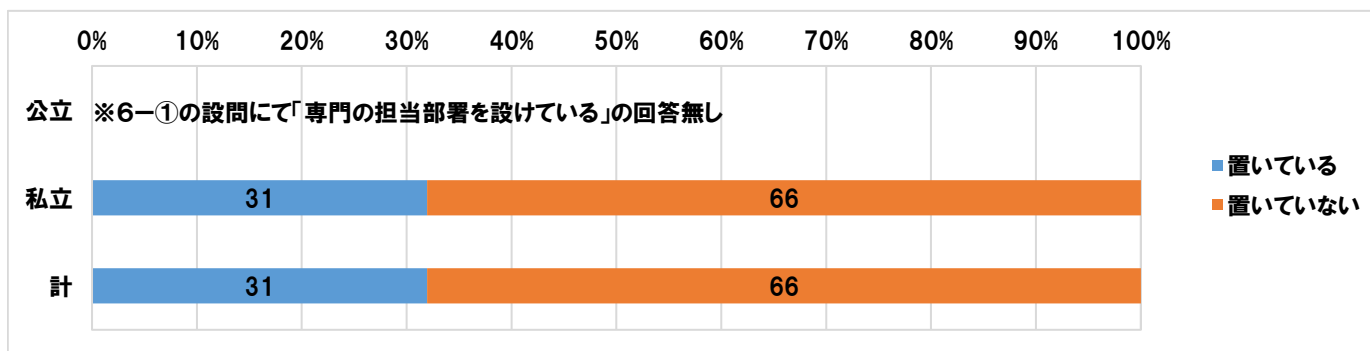
◆ IR（インスティトゥーショナル・リサーチ）：

大学の組織や教育研究等に関する情報を収集・分析することで、学内の意思決定や改善活動の支援や、外部に対する説明責任を果たす活動といわれており、アメリカでは、IRを担当する部署で、連邦政府への報告や地域の基準認定に関連した業務、学生の履修登録管理等のデータ収集や分析を行っているとされている。また、我が国でも、複数大学が連携して共通のデータ収集を行うことによる大学間での相互評価や、学生の状況観測等の取組が行われている。

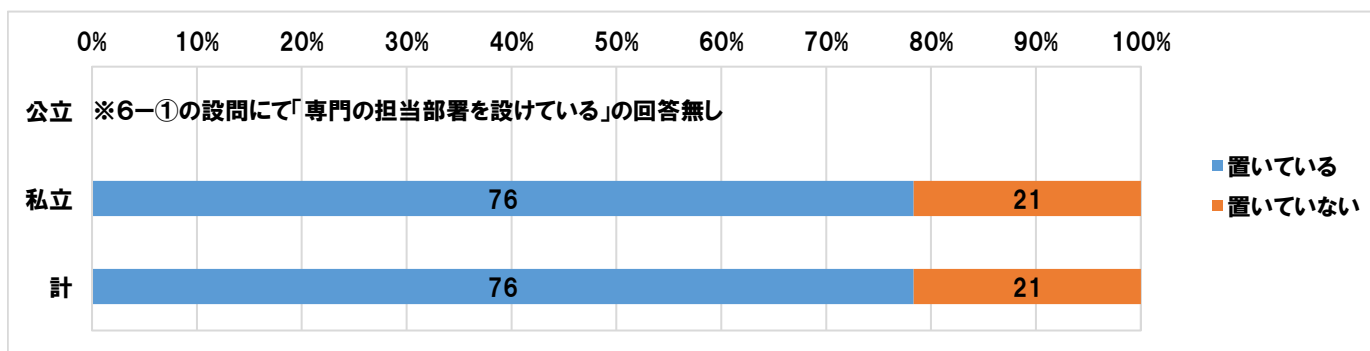
① IRを専門で担当する部署の設置状況



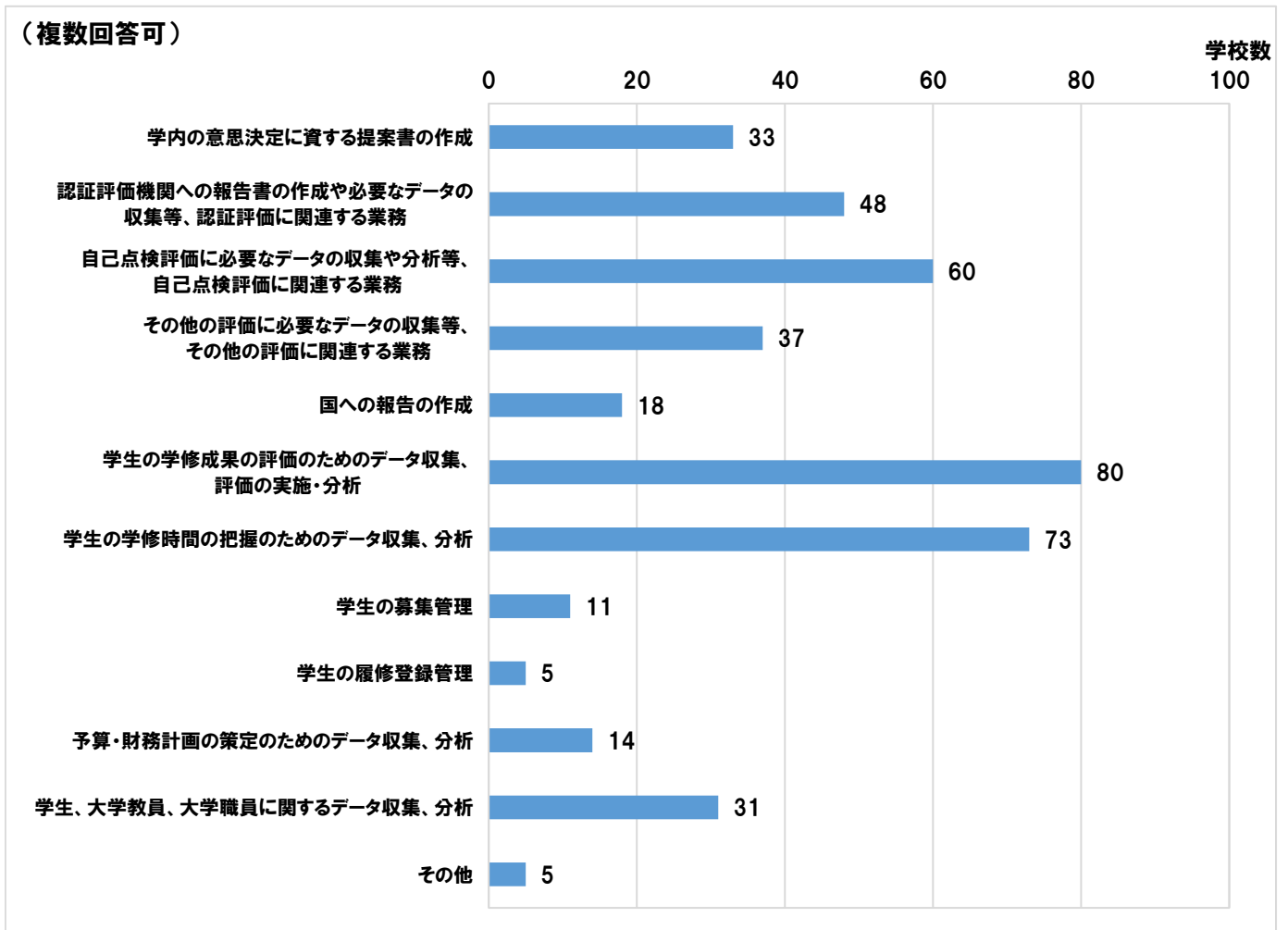
② IRを専門で担当する部署を設置している場合、専任の教員を置いているか



③ IRを専門で担当する部署を設置している場合、専任の職員を置いているか



④ IRを専門で担当する部署を設置している場合、その部署で行っている業務

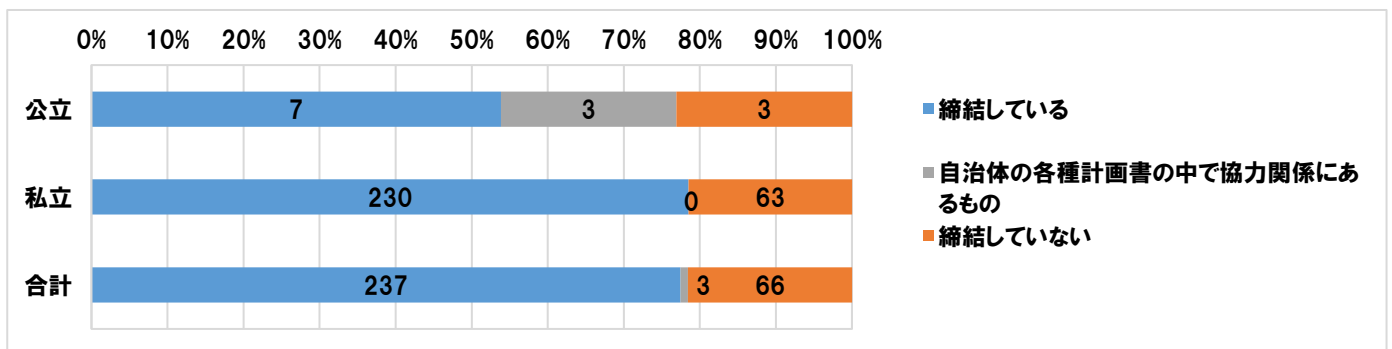


7. 地域貢献・連携

<地方公共団体等との協定>

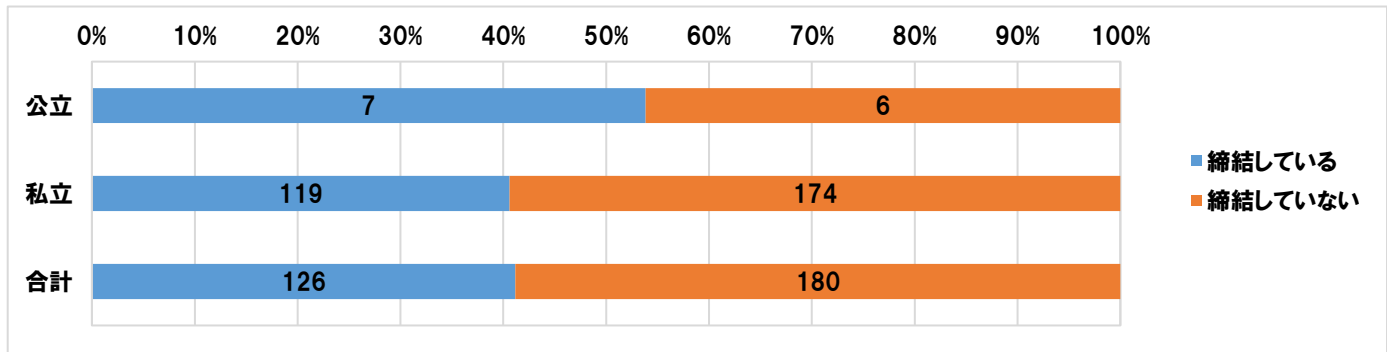
① 地方公共団体等との協定等の締結状況

地方公共団体と協定を締結している又は自治体の各種計画書の中で協力関係にある短期大学（公立短期大学のみ）は240校（約78%（H28:約73%））である。



② 地元企業との協定の締結状況

地元企業と協定を締結している短期大学は126校（約41%（H28:約32%））である。

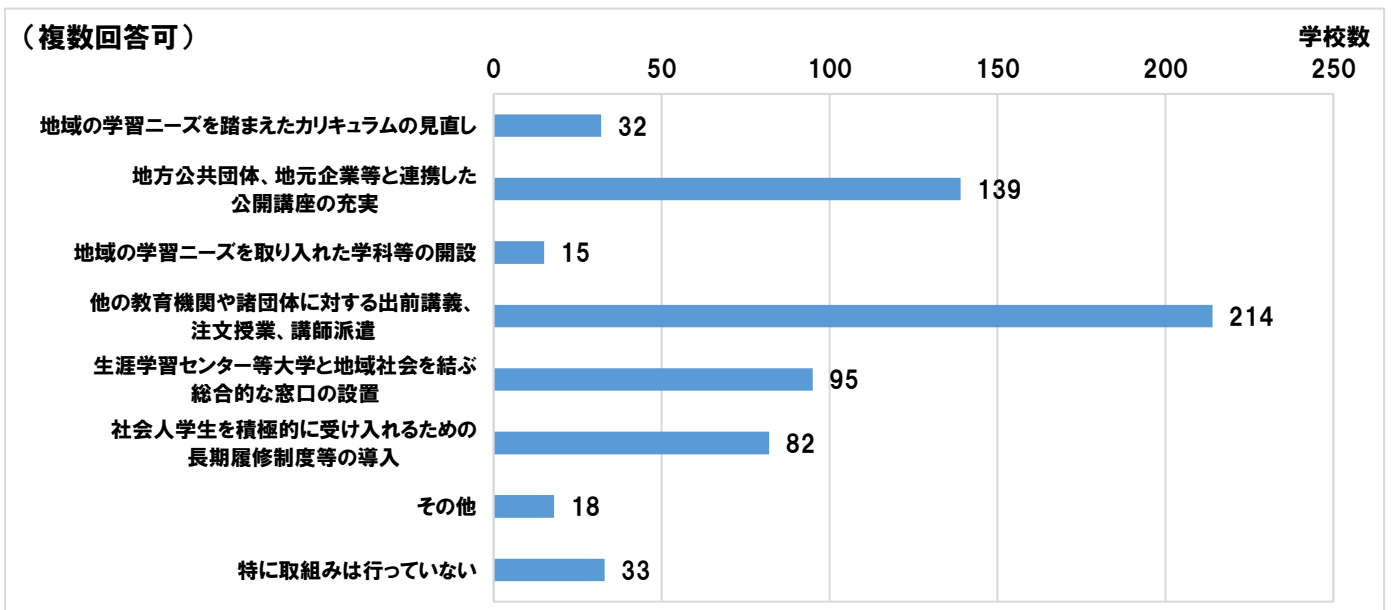


<地域の学習ニーズへの対応>

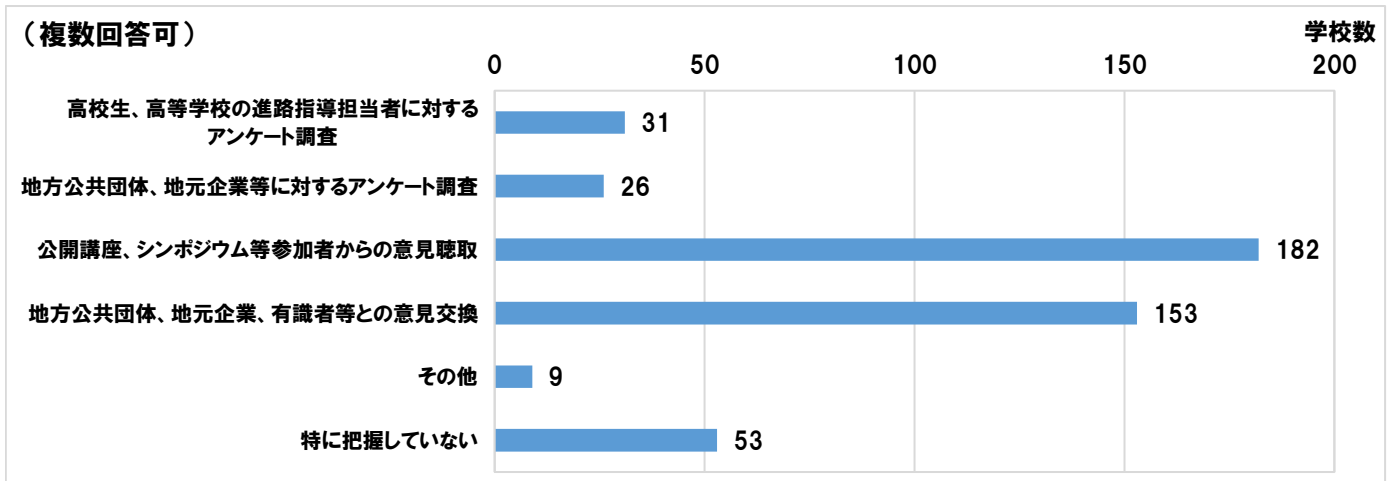
① 地域の学習ニーズにこたえるために行った取組

地域の学習ニーズにこたえるための取組としては、「他の教育機関や諸団体に対する出前講義、注文授業、講師の派遣」を行っている短期大学が214校（約70%）と最も多く、次いで「地方公共団体、地元企業等と連携した公開講座の充実」を行っている短期大学が139校（約45%）である。

また、学習ニーズの把握方法として、「公開講座、シンポジウム等参加者からの意見聴取」により把握する短期大学が182校（約59%）、次いで「地方公共団体、地元企業、有識者等との意見交換」により把握している短期大学が153校（50%）である。



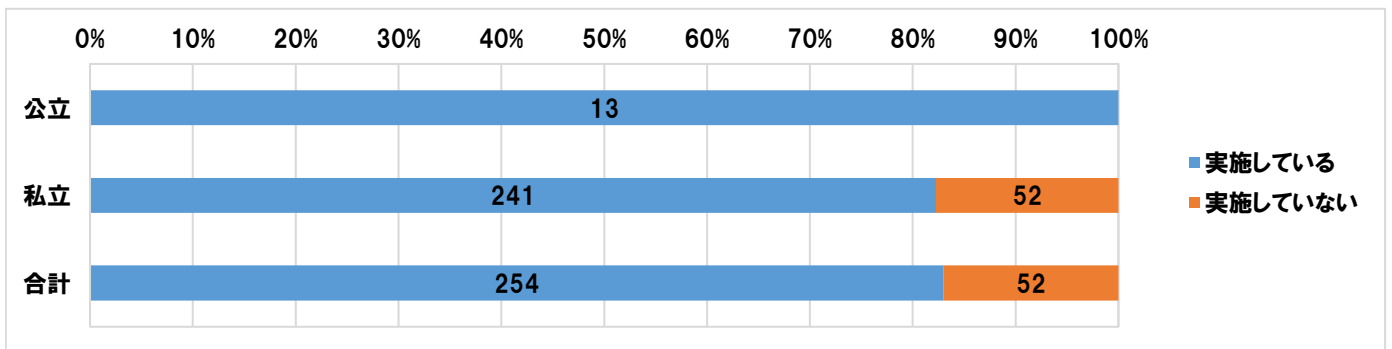
② 地域の学習ニーズの把握方法



<公開講座の実施>

公開講座を実施している短期大学は254校（約83%（H28:約86%））であり、令和元年度における開講講座数は5,332講座、1年間で公開講座を受講した延べ人数は157,970人である。

① 公開講座の実施状況



② 1年間の開講講座数

(単位:人)

開講講座数	公立	私立	合計
	201	5,131	5,332

③ 1年間で公開講座を受講した延べ人数

(単位:人)

受講した延べ人数	公立	私立	合計
	6,382	151,588	157,970